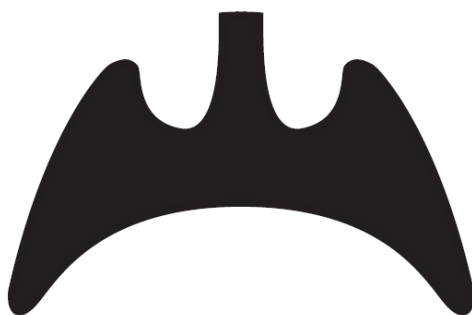


2022年度  
(令和4年度)

個人情報保護制度・情報公開制度  
運営状況報告書



福 山 市



# 目 次

## I 個人情報保護制度の運営状況

<b>1 請求等の状況</b>	
(1) 個人情報取扱業務の状況	1
(2) 開示, 訂正, 削除及び中止の請求の状況	2
(3) 決定等した実施機関別の状況	2
(4) 開示請求の内容及び決定等の状況	3
<b>2 福山市個人情報保護審査会の運営状況</b>	
(1) 福山市個人情報保護審査会	1 4
(2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況	1 4
(3) 審査請求等の状況	1 4
(4) 福山市個人情報保護審査会委員	1 6
(5) 福山市個人情報保護審査会答申	1 7
<b>3 福山市個人情報保護審議会の運営状況</b>	
(1) 福山市個人情報保護審議会	2 9
(2) 苦情の申出の状況	2 9
(3) 福山市個人情報保護審議会の開催状況	3 0
(4) 福山市個人情報保護審議会委員	3 1
<b>4 啓発活動の状況</b>	
(1) 研修会の実施	3 2
(2) 制度の啓発	3 2
(3) 個人情報保護の要請	3 3
<b>5 その他</b>	
(1) インシデント報告	3 3
(2) 個人情報保護条例の改正経過	3 3
(3) 個人情報の保護に関する法律への制度移行	3 4

## II 情報公開制度の運営状況

<b>1 公文書の開示請求・申出の処理状況</b>	
(1) 請求・申出の状況	3 5
(2) 部分開示・不開示の理由別内訳	3 5
(3) 決定等した実施機関別の状況	3 6
(4) 請求・申出の内容及び決定等の状況	3 7
<b>2 福山市情報公開審査会の運営状況</b>	
(1) 福山市情報公開審査会	6 6
(2) 福山市情報公開審査会の開催状況	6 6
(3) 審査請求等の状況	6 6
(4) 福山市情報公開審査会委員	7 5
(5) 福山市情報公開審査会答申	7 6
<b>3 福山市情報公開運営審議会の運営状況</b>	
(1) 福山市情報公開運営審議会	8 7
(2) 苦情の申出の状況	8 7
(3) 福山市情報公開運営審議会の開催状況	8 7
(4) 福山市情報公開運営審議会委員	8 7
<b>4 情報提供の状況</b>	
(1) 市政情報室の利用	8 8
(2) 市政情報室の資料	8 8
(3) 附属機関等の会議の公開	8 8
<b>5 啓発活動の状況</b>	
(1) 制度の啓発	8 9
<b>6 その他</b>	
(1) 情報公開条例の改正経過	8 9

## III 資料

<b>1 条例</b>	
(1) 福山市個人情報保護条例	9 0
(2) 福山市情報公開条例	1 0 9

# I 個人情報保護制度の運営状況

# 1 請求等の状況

## (1) 個人情報取扱業務の状況

市では、2022年度（令和4年度）まで各実施機関等がどのような個人情報を保有し、利用しているかを明らかにするため、業務の目的ごとに個人情報取扱業務として整理し、公表する制度を設けていました。

2022年度（令和4年度）の届出の状況は次のとおりです。

実施機関等	部	局	件数	実施機関等	部	局	件数	
市長	市長公室		17	上下水道 事業者管理者	経営管理部		38	
	企画政策部		6		工務部		47	
	財政部		11		施設部		16	
	税務部		36		小計		101	
	総務部		88	病院事業管理者			67	
	経済部		55	議			6	
	文化観光振興部		33	教育委員会	管理部		54	
	環境部		58		学校教育部		73	
	福祉部		70		小学校		2,702	
	長寿社会応援部		45		中学校		1,246	
	保健部		100		中・高等学校		47	
	ネウボラ推進部		731		幼稚園		296	
	まちづくり推進部		86		小計		4,418	
	世界バラ会議推進部		1		選挙管理委員会			
	市民部		217				15	
	松永支所		173	公平委員会				
	北部支所		297				5	
	東部支所		93	監査委員				
	神辺支所		147				9	
	建設管理部		13	農業委員会				
	土木部		71				23	
	都市部		63	固定資産評価審査委員会				
	福山駅周辺再生推進部		6				1	
	建築部		40	地方独立行政法人				
	会計管理者		5				16	
	小計			2,462	指定管理者			91
				合			計	7,214

なお、2023年度（令和5年度）からは「個人情報の保護に関する法律」に基づき、市が保有する1,000人以上の個人情報を含む個人情報ファイルについて、「個人情報ファイル簿」により公表を行います。

## (2) 開示、訂正、削除及び中止の請求の状況

市に個人情報保有されている人は、自己の個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求をすることができます。

開示請求の状況は次のとおりです。

なお、訂正、削除及び中止の請求はありませんでした。

### 開示請求の状況

年度	請求 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2022 年度	237	252	140	74	0	35	1	2	0
2021 年度	311	338	203	81	3	49	0	2	0

※1件の請求に対し、複数の決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求に対する決定等の件数をいいます。

## (3) 決定等した実施機関別の状況

実 施 機 関	2022 年度	2021 年度
	決定等件数	決定等件数
市 長	107	133
教 育 委 員 会	7	3
選 挙 管 理 委 員 会	0	0
監 査 委 員	0	0
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	0	11
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	0
上 下 水 道 事 業 管 理 者	0	11
病 院 事 業 管 理 者	138	180
議 会	0	0
地 方 独 立 行 政 法 人	0	0
合 計	252	338

※1件の請求に対し、複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求に対する決定等の件数をいいます。

#### (4) 開示請求の内容及び決定等の状況

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
1	1	2022年 4月4日	住民票の写し等請求書, 戸籍関係請求書	開示	市長 市民課
	2			不存在	市長 市民課
2	3	2022年 4月5日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
3	4	2022年 4月6日	住民票交付申請書	部分開示 (4号)	市長 市民課
4	5	2022年 4月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
5	6	2022年 4月12日	固定資産の現所有者申告書	部分開示 (4号)	市長 資産税課
6	7	2022年 4月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
7	8	2022年 4月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	9			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
8	10	2022年 4月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	11			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
9	12	2022年 4月18日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
10	13	2022年 4月20日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
11	14	2022年 4月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
12	15	2022年 4月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
13	16	2022年 4月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
14	17	2022年 4月22日	納税義務代表者変更届	開示	市長 資産税課
15	18	2022年 4月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
16	19	2022年 4月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
17	20	2022年 4月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
18	21	2022年 4月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
19	22	2022年 4月26日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民サービス課 芦田支所
20	23	2022年 4月26日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民サービス課 芦田支所



請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
21	24	2022年 4月27日	住民票の写し等請求書, 戸籍関係請求書	開示	市長 市民課
	25			部分開示 (4,5号)	市長 市民課
	26			存否応答拒否	市長 市民課
22	27	2022年 5月2日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
23	28	2022年 5月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
24	29	2022年 5月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
25	30	2022年 5月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
26	31	2022年 5月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
27	32	2022年 5月11日	コロナワクチン問診票	部分開示 (4号)	市長 保健予防課
28	33	2022年 5月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
29	34	2022年 5月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
30	35	2022年 5月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
31	36	2022年 5月18日	指導要録	開示	教育委員会 学びづくり課
32	37	2022年 5月20日	保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
33	38	2022年 5月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
34	39	2022年 5月23日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
35	40	2022年 5月23日	住民票の写し等交付請求書	部分開示 (4,5号)	市長 沼隈支所
36	41	2022年 5月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
37	42	2022年 5月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
38	43	2022年 5月27日	住民票交付請求書	部分開示 (5号)	市長 北部市民サービス課
39	44	2022年 5月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
40	45	2022年 5月30日	身体障害者手帳認定申請時における医療 機関からの診断書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
	46			不存在	市長 障がい福祉課
41	47	2022年 5月30日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
42	48	2022年 5月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
43	49	2022年 6月2日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
44	50	2022年 6月3日	介護認定審査会資料	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
	51			不存在	市長 介護保険課
45	52	2022年 6月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
46	53	2022年 6月3日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
47	54	2022年 6月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
48	55	2022年 6月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
49	56	2022年 6月7日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民サービス課
50	57	2022年 6月8日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
51	58	2022年 6月8日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
52	59	2022年 6月9日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
53	60	2022年 6月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
54	61	2022年 6月10日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
55	62	2022年 6月13日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	部分開示 (4号)	市長 北部市民サービス課 芦田支所
56	63	2022年 6月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
57	64	2022年 6月14日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (5号)	市長 市民課
58	65	2022年 6月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
59	66	2022年 6月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
60	67	2022年 6月22日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
61	68	2022年 6月22日	戸籍謄本・住民票の写し等請求書, 委任状	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
62	69	2022年 6月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
63	70	2022年 6月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	71			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
64	72	2022年 6月28日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (5号)	市長 市民課
65	73	2022年 7月6日	介護認定審査会資料	部分開示 (4号)	市長 介護保険課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
66	74	2022年 7月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
67	75	2022年 7月7日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
68	76	2022年 7月7日	個人に関する教育委員会及び学校が保有する情報	部分開示 (4号)	教育委員会 学びづくり課
69	77	2022年 7月7日	戸籍謄本・住民票の写し等請求書, 委任状	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
70	78	2022年 7月8日	戸籍謄本・住民票の写し等請求書, 委任状	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
71	79	2022年 7月8日	戸籍謄本・住民票の写し等請求書, 委任状	開示	市長 市民課
	部分開示 (4,5号)			市長 市民課	
72	81	2022年 7月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
73	82	2022年 7月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
74	83	2022年 7月13日	介護事業所についての不正行為の通報に関する全ての文書	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
75	84	2022年 7月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
76	85	2022年 7月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
77	86	2022年 7月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
78	87	2022年 7月14日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (5号)	市長 市民課
79	88	2022年 7月14日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
80	89	2022年 7月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
81	90	2022年 7月19日	戸籍関係請求書, 委任状	部分開示 (4号)	市長 市民課
82	91	2022年 7月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
83	92	2022年 7月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
84	93	2022年 7月27日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
85	94	2022年 7月28日	印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
86	95	2022年 7月28日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (5号)	市長 市民課
87	96	2022年 7月29日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
88	97	2022年 8月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
89	98	2022年 8月1日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
90	99	2022年 8月8日	パワハラ被害に関する報告書及び関連文 書一式	部分開示 (8号)	教育委員会 学事課
91	100	2022年 8月8日	個人のパソコンのログデータ、メール配 信履歴	不存在	教育委員会 学事課
	101			不存在	教育委員会 学事課
92	102	2022年 8月8日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
93	103	2022年 8月9日	介護認定審査会資料	部分開示 (4,7号)	市長 介護保険課
	104			不存在	市長 介護保険課
94	105	2022年 8月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
95	106	2022年 8月15日	戸籍附票申請書	不存在	市長 市民課
96	107	2022年 8月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
97	108	2022年 8月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
98	109	2022年 8月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
99	110	2022年 8月29日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民サービス課
100	111	2022年 8月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
101	112	2022年 8月31日	職員の公務執行について調査と指導を求 めたことに関する全ての文書	部分開示 (4号)	市長 人事課
102	113	2022年 8月31日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
103	114	2022年 9月2日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
104	115	2022年 9月2日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 北部市民サービス課
105	116	2022年 9月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
106	117	2022年 9月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
107	118	2022年 9月6日	戸籍等交付申請書	部分開示 (4,5号)	市長 松永市民サービス課
108	119	2022年 9月7日	医療要否意見書	部分開示 (4号)	市長 生活福祉課
109	120	2022年 9月7日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
110	121	2022年 9月8日	介護認定審査会資料	部分開示 (2,4,7号)	市長 介護保険課
111	122	2022年 9月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
112	123	2022年 9月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
113	124	2022年 9月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
114	125	2022年 9月12日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
115	126	2022年 9月12日	印鑑登録申請書, 代理権授与通知書, 照 会・回答書	部分開示 (4号)	市長 神辺市民サービス課
116	127	2022年 9月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
117	128	2022年 9月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
118	129	2022年 9月21日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
119	130	2022年 9月21日	住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (5号)	市長 市民課
120	131	2022年 9月21日	住民票関係請求書	不存在	市長 市民課
121	132	2022年 9月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
122	133	2022年 9月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
123	134	2022年 9月26日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
124	135	2022年 9月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
125	136	2022年 9月29日	介護認定審査会資料	部分開示 (4,7号)	市長 介護保険課
126	137	2022年 9月29日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
127	138	2022年 9月29日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
128	139	2022年 9月30日	相談支援専門員から市へ提出された書 類, 相談記録	開示	市長 障がい福祉課
	不存在			市長 障がい福祉課	
129	141	2022年 9月30日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
130	142	2022年 10月4日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 沼隈支所
131	143	2022年 10月5日	災害報告書	開示	教育委員会 学校保健課
	144			開示	教育委員会 福山中学校・高等学校
132	145	2022年 10月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
133	146	2022年 10月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
134	147	2022年 10月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
135	148	2022年 10月13日	印鑑登録証明書交付申請書, 印鑑登録申 請書	開示	市長 市民課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
136	149	2022年 10月13日	印鑑登録証明書交付申請書, 印鑑登録申請書	不存在	市長 市民課
137	150	2022年 10月14日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
138	151	2022年 10月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
139	152	2022年 10月20日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
140	153	2022年 10月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
141	154	2022年 10月25日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
142	155	2022年 10月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
143	156	2022年 10月31日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
144	157	2022年 10月31日	介護認定審査会資料	開示	市長 介護保険課
145	158	2022年 10月31日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
146	159	2022年 11月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
147	160	2022年 11月7日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
148	161	2022年 11月14日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
149	162	2022年 11月15日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
150	163	2022年 11月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
151	164	2022年 11月21日	治療費助成申請書に添付した領収書	開示	市長 健康推進課
152	165	2022年 11月21日	介護認定審査会資料	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
153	166	2022年 11月21日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
154	167	2022年 11月22日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 神辺市民サービス課
155	168	2022年 11月22日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
156	169	2022年 11月22日	身体障がい者診断書・意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
157	170	2022年 11月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
158	171	2022年 11月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
159	172	2022年 11月25日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書, 委任状	開示	市長 市民課
160	173	2022年 11月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
161	174	2022年 11月28日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
162	175	2022年 12月1日	市民からの意見への対応票	開示	市長 人事課
163	176	2022年 12月1日	住民票・印鑑証明・戸籍等交付申請書	部分開示 (4号)	市長 市民課
164	177	2022年 12月5日	打合せ記録	不存在	市長 道路整備課
165	178	2022年 12月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
166	179	2022年 12月5日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
167	180	2022年 12月9日	身体障がい者診断書・意見書	部分開示 (4号)	市長 障がい福祉課
168	181	2022年 12月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
169	182	2022年 12月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
170	183	2022年 12月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
171	184	2022年 12月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
172	185	2022年 12月16日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民サービス課
173	186	2022年 12月19日	介護認定審査会資料	部分開示 (4,7号)	市長 介護保険課
174	187	2022年 12月19日	住民票交付申請書, 戸籍等交付申請書	不存在	市長 東部市民サービス課
175	188	2022年 12月19日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
176	189	2022年 12月20日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
177	190	2022年 12月26日	市民からの意見への対応票	開示	市長 人事課
178	191	2022年 12月28日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民サービス課
179	192	2023年 1月4日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
180	193	2023年 1月4日	戸籍謄本等職務上請求書, 住民票の写し 等職務上請求書	取下げ	市長 市民課
181	194	2023年 1月5日	印鑑登録証明書交付申請書	開示	市長 市民課
182	195	2023年 1月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
183	196	2023年 1月6日	公害苦情事案処理票	部分開示 (4号)	市長 環境保全課
184	197	2023年 1月6日	住民票の写し等請求書	部分開示 (4号)	市長 市民課
185	198	2023年 1月11日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
186	199	2023年 1月11日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
187	200	2023年 1月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	201			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
188	202	2023年 1月16日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
189	203	2023年 1月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
190	204	2023年 1月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	205			不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
191	206	2023年 1月18日	診療報酬明細書	開示	市長 保険年金課
192	207	2023年 1月18日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
193	208	2023年 1月19日	介護認定審査会資料	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
194	209	2023年 1月20日	保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
195	210	2023年 1月20日	戸籍謄本等職務上請求書	部分開示 (5号)	市長 市民課
196	211	2023年 1月23日	保育所等入所申込書	開示	市長 保育施設課
197	212	2023年 1月24日	異送付先(登録・変更・終了)届	部分開示 (4号)	市長 保険年金課
198	213	2023年 1月27日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 東部市民サービス課
199	214	2023年 1月27日	介護認定審査会資料	部分開示 (7号)	市長 介護保険課
200	215	2023年 1月30日	住民票の写し等請求書	取下げ	市長 市民課
201	216	2023年 1月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
202	217	2023年 1月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
203	218	2023年 2月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
204	219	2023年 2月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
205	220	2023年 2月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
206	221	2023年 2月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
207	222	2023年 2月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
208	223	2023年 2月9日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課



請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
209	224	2023年 2月9日	介護認定審査会資料	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
210	225	2023年 2月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
211	226	2023年 2月13日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
212	227	2023年 2月13日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
213	228	2023年 2月16日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
214	229	2023年 2月17日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
215	230	2023年 2月17日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
216	231	2023年 2月22日	住民票及び戸籍の附票交付申請書	不存在	市長 市民課
217	232	2023年 2月24日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
218	233	2023年 2月27日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
219	234	2023年 2月27日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
220	235	2023年 2月28日	ケース記録, 医療要否意見書, 診療状況	部分開示 (4号)	市長 生活福祉課
221	236	2023年 3月2日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
222	237	2023年 3月3日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
223	238	2023年 3月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
224	239	2023年 3月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
225	240	2023年 3月6日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
226	241	2023年 3月6日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
227	242	2023年 3月7日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
228	243	2023年 3月7日	医療記録	不存在	病院事業管理者 市民病院医事課
229	244	2023年 3月8日	印鑑登録申請書, 印鑑登録証明書交付申請書	不存在	市長 市民課
230	245	2023年 3月13日	介護認定審査会資料	部分開示 (4号)	市長 介護保険課
231	246	2023年 3月14日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
232	247	2023年 3月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
233	248	2023年 3月15日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

請求 件数	決定等 件数	受付日	対象となる保有個人情報又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
234	249	2023年 3月17日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
235	250	2023年 3月28日	戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書	部分開示 (4,5号)	市長 市民課
236	251	2023年 3月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課
237	252	2023年 3月30日	医療記録	開示	病院事業管理者 市民病院医事課

## 2 福山市個人情報保護審査会の運営状況

### (1) 福山市個人情報保護審査会

審査会は、保有個人情報の開示又は訂正等請求（訂正、削除及び中止の請求）に対する実施機関の決定（行政処分）又はその不作為について不服がある場合の救済機関として設置されました。

条例35条に規定する実施機関の処分又はその不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は、明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を認容するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、裁決をしなければなりません。

2022年度（令和4年度）は審査請求が2件ありましたが、そのうち1件は原処分妥当との答申を得て請求を棄却し、もう1件は原処分を取り消すべきとの答申を得て個人情報に係る部分を除いて開示する決定をしています。

### (2) 福山市個人情報保護審査会の開催状況

開催年月日	内容
2022年（令和4年）8月5日	・市民課に提出された審査請求の審議
2022年（令和4年）9月5日	・市民課の答申案の審議
2022年（令和4年）10月13日	・市民課の答申案の審議
2023年（令和5年）2月6日	・松永市民サービス課に提出された審査請求の審議
2023年（令和5年）3月24日	・松永市民サービス課の答申案の審議

### (3) 審査請求等の状況

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
	申立	却下					
1	申立 却下	2002.12.23 2003.3.14	境界線に係る個人情報不 存在決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
2	申立 諮問 答申 決定	2004.8.31 2004.9.14 2004.12.14 2004.12.24	住民票等請求書に 係る個人情報部分 開示決定	市長	原処分妥当 (答申第1号)	棄却	
3	申立 決定	2011.11.21 2012.3.23	ケース記録等に係 る個人情報部分開 示決定	市長		開示	2012.3.23 対象文書の 全部開示

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
4	申立 諮問 答申 決定	2015. 1. 28 2015. 3. 11 2015. 11. 1 2017. 1. 13	エビデンス等に係る個人情報存否応答拒否決定	病院事業 管理者	原処分を 取り消し 改めて開示・ 不開示の決定 を行うべき (答申第2号)	原決定を 取り消し 部分開示	
5	請求 取下げ	2018. 9. 7 2018. 9. 10	境界確認申請等に係る個人情報部分開示決定	市長			
6	請求 補正 裁決 決定	2018. 12. 21 2019. 2. 8 2019. 4. 15 2019. 4. 25	弔慰金に係る個人情報不存在決定	市長		原決定を 取り消し 開示	不存在決定をした課とは別の課に存在する公文書を開示
7	請求 補正 諮問 答申 裁決	2019. 7. 12 2019. 9. 17 2019. 11. 8 2020. 2. 10 2020. 3. 25	災害見舞金支給に係る個人情報不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第3号)	棄却	
8	請求 補正 却下	2019. 8. 9 2019. 9. 17 2019. 11. 21	不存在とした原処分を取消して、開示決定	市長		却下	審査請求の期限を超過
9	請求 補正 諮問 答申 裁決	2019. 9. 17 2019. 11. 11 2020. 1. 7 2020. 5. 29 2020. 6. 9	災害見舞金支給に関する公文書開示請求に係る個人情報不存在等決定	市長	原処分妥当 (答申第4号)	棄却	
10	請求 諮問 答申 裁決	2020. 3. 27 2020. 6. 9 2020. 11. 5 2020. 12. 18	被相続人に係る個人情報存否応答拒否決定	市長	原処分を 取り消し 改めて開示・ 不開示の決定 を行うべき (答申第5号)	原決定を 取り消し 部分開示	
11	請求 取下げ	2020. 11. 30 2021. 1. 12	改葬届に係る個人情報部分開示決定	市長			

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
12	請求 諮問 答申 裁決	2022. 6. 24 2022. 7. 27 2022. 10. 13 2022. 10. 28	住民票の写し等請求書等に係る個人情報存否応答拒否決定	市長	原処分妥当 (答申第6号)	棄却	
13	請求 諮問 答申 裁決	2022. 10. 4 2022. 12. 2 2023. 3. 24 2023. 5. 9	戸籍関係申請書に係る個人情報部分開示決定	市長	原処分を取り消し個人情報に係る部分を除いて開示する決定を行うべき (答申第7号)	原決定を取り消し個人情報に係る部分を除いて開示	

#### (4) 福山市個人情報保護審査会委員

2023年(令和5年)3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	こ じま たかし 小 島 崇	弁護士
副 会 長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	さか もと とも え 坂 本 智 栄	弁護士
	お の たか とし 小 野 隆 平	弁護士

任期：2022年(令和4年)12月27日～2024年(令和6年)12月26日

(5) 福山市個人情報保護審査会答申

答 申 第 6 号  
2022年(令和4年)10月13日

福山市長 枝広 直幹 様  
(市民部市民課)

福山市個人情報保護審査会  
会 長 萩 田 啓 祐

個人情報存否応答拒否決定に対する審査請求に係る諮問について(答申)

福山市個人情報保護条例第35条第4項に基づく、2022年(令和4年)7月27日付け福市第165号の4での諮問について、別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった、保有個人情報について存否応答拒否とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、妥当である。

### 2 審査請求の経過

(1) 2022年（令和4年）4月27日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市個人情報保護条例（平成15年条例第38号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、住民票の写し等請求書及び戸籍関係請求書（公用分も含む。）を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 2022年（令和4年）5月26日

実施機関は、決定期限を延長した上で、本件開示請求に対し、個人情報開示決定又は個人情報部分開示決定を行ったほか、個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することになるとして、本件処分を行った。

(3) 2022年（令和4年）6月24日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

(4) 2022年（令和4年）6月29日

実施機関は、弁明書を送付した。

(5) 2022年（令和4年）7月27日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、条例第35条第4項の規定に基づき、本審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求書に記載した主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、対象保有個人情報を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

自らの個人情報であるにもかかわらず、本件処分はおかしいのではないかと考える。

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

##### (1) 本件処分に係る開示請求について

本件処分に係る開示請求は、2022年（令和4年）4月27日に審査請求人が行った条例第17条第1項の規定による当該本人に係る情報の開示請求であって、「住民票の写し等請求書」をその内容としており、窓口において口頭で、戸籍を含む全期間の請求であり、公用分を含む趣旨であることを確認した。

##### (2) 保有個人情報の開示義務について

実施機関は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求があったときは、条例第18条第1項各号に定める不開示情報のいずれかが保有個人情報に含まれている場合を除き、開示請求を行った者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

##### (3) 保有個人情報の存否応答拒否について

保有個人情報の開示の拒否について、条例第18条第2項は、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

##### (4) 実施機関の本件開示請求に係る対応

本件開示請求では、本人の個人情報について、条例第18条第1項の規定による開示決定又は条例第19条の規定による部分開示決定を行い、それ以外については、保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるとして、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒んだものである。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 保有個人情報の存否応答拒否に係る条例の定め

条例第18条第2項は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。」と規定している。

実施機関は、自己を本人とする保有個人情報の開示請求があったときは、条例第18条第1項各号に定める不開示情報のいずれかが保有個人情報に含まれている場合を除き、開示請求を行った者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならないが、当該保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第18条第1項各号に定める不開示情報を開示することとなる場合は、当該保有個人情報の



存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができることとしている。

(2) 保有個人情報の存否応答拒否を行う際の前提

保有個人情報の存否応答拒否に係る条例の定めは上記(1)に記載のとおりであるところ、実際に存否応答拒否を行うに当たっては、当該保有個人情報の存否を明らかにするだけで、条例第18条第1項各号に定める、こういった不開示情報を開示することとなるのか理由を付記しなければならない。であれば、その前提として、開示請求において存否応答拒否の対象となる情報が特定されている必要があり、当該情報の特定がない場合は、存否応答拒否の決定をする必要はない。

(3) 本件処分の妥当性

本件開示請求については、「住民票の写し等請求書及び戸籍関係請求書(公用分も含む。)」を内容としており、その記載に存否応答拒否の対象となる情報が特定されているものではない。であれば、そもそも存否応答拒否を行う必要はなかったという結論も採り得ると考えられる。

ただし、本件においては、次のような特段の事情が認められる。つまり、本件開示請求は、本件開示請求書において取り消された文言や、本件開示請求を受け付ける際の窓口でのやり取りの状況に鑑みると、実施機関が想定している存否応答拒否の対象となる情報を含む趣旨であったことは否定できない。

その上で、当審査会で調査審議したところ、本件における当該不開示情報の性質に鑑みると、実施機関が当該保有個人情報の存否を明らかにしないで当該開示請求を拒んだという、結論自体は妥当であると、当審査会は判断するものである。

(4) 本件処分における理由付記について

本件において実施機関は、存否を答えるだけで開示することとなる不開示情報がこういった情報であるか(条例第18条第1項第何号に該当するか)を明示することなく処分を行っていることが認められるところ、本件開示請求に係る事情に鑑みると、当審査会としては、当該不開示情報がこういった情報であることを明示する必要があったものと考えられる。もっとも、当該事情によって本件処分が取り消されたとしても改めて存否応答拒否処分がされることとなると考えられることなどを考慮すれば、当該事情は直ちに処分を取り消す理由とまではいえない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2022年(令和4年)7月27日	諮問書の受理
2022年(令和4年)8月5日	第1回審査会(実施機関の意見陳述及び質疑)
2022年(令和4年)9月5日	第2回審査会(審査請求人の意見書及び

	答申の検討等)
2022年(令和4年)10月13日	第3回審査会(答申の検討等)

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	こ じま たかし 小 島 崇	弁護士
	さか もと とも え 坂 本 智 栄	弁護士

答 申 第 7 号  
2023年（令和5年）3月24日

福山市長 枝広 直幹 様  
(松永支所松永市民サービス課)

福山市個人情報保護審査会  
会 長 小 島 崇

個人情報部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市個人情報保護条例第35条第4項に基づく，2022年（令和4年）12月2日付け福松市第132号の2での諮問について，別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった、保有個人情報について部分開示とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、これを取り消し、本人以外の個人情報に係る部分を除いて開示する決定を行うべきである。

### 2 審査請求の経過

(1) 2022年（令和4年）9月6日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市個人情報保護条例（平成15年条例第38号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、「2022年8月26日交付の戸籍関係申請書」を内容とする個人情報開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(2) 2022年（令和4年）9月15日

実施機関は、本件開示請求に対し、「2022年8月26日に交付された戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」を対象となる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）として特定するとともに、「依頼者の氏名又は名称」及び「利用目的（具体的事由）の一部」を不開示情報とする本件処分を行った。

(3) 2022年（令和4年）10月4日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

(4) 2022年（令和4年）11月14日

実施機関は、弁明書を送付した。

(5) 2022年（令和4年）11月21日

審査請求人は、反論書を提出した。

(6) 2022年（令和4年）12月2日

実施機関は、条例第35条第4項の規定に基づき、本審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が審査請求書、反論書及び意見書に記載した主張並びに審査会において行った口頭での意見陳述における質疑に対する主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

実施機関は本件処分を取り消し、対象文書を開示するよう求める。

(2) 審査請求の理由

開示された私の戸籍及び附票の写しを請求した司法書士法人又は司法書士(以下「本件司法書士法人」という。)の職務上請求書には、所有権移転登記手続(以下「本件登記手続」という。)のために必要と記載されているが、私が所有する不動産は現住所の土地と建物だけであり、誰にも移転登記を依頼したことはない。戸籍の不正取得による身元調査が毎年、全国で発生しており、私の場合もその可能性があるため、本件司法書士法人に依頼した人物のことを知りたい。

(3) 反論書及び意見書の主張の要旨

ア 弁明書では「依頼者の氏名又は名称」「利用目的(具体的事由)」の部分を開示にした理由について「当該事項は本人以外の個人情報、法人その他の団体に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」としているが、開示することにより依頼者の利益や社会的地位がどのように損なわれるのかという具体的な事実は全く示しておらず、根拠のない推定に基づいた決定は裁量権を逸脱した行為であり、不当な処分である。

イ 「戸籍等の不正取得によって個人の人権が侵害されることを防止する」ことを目的に導入された、福山市の登録型本人通知制度は、自己の戸籍等の写しを第三者に交付された市民が「不正取得であるか否かについて確認することを保障する」ための制度であるにもかかわらず、本件処分はこの権利の行使を妨げるもので、制度の趣旨に反する不当な決定である。

ウ 不正取得を繰り返していた行政書士が逮捕された事件で被害が確認された福山市は翌年、全国の自治体に先駆けて、被害者に実害が生じている可能性があるため事実経過等を伝えるべきだという判断に基づき、本人告知を行い、全国的に高く評価された。しかしながら、これ以降も不正取得は毎年のように発覚し、福山市も実行者に戸籍等の写しを交付していた事実があるにもかかわらず、本人告知は行っていない。

エ 本件対象保有個人情報の利用目的欄には「所有権移転登記手続」と記載されているが、私が所有する不動産は現住所の土地及び建物だけで他者に所有権を移転する予定はなく、他者から不動産を取得する計画も全くないし、既に他界している両親名義の不動産もなく、郷里に居住している姉兄はそれぞれ土地及び家屋を所有しているが私に相続権があるものは一つもない。

つまり、本件登記手続をしなければならぬ事実は全くなく、本件登記手続に不必要な戸籍の附票の写しも交付請求していることから、目的欄に記載された「所有権移転登記手続」以外のことに使用された可能性が極めて高い。

オ 本件司法書士法人は私の妻の戸籍謄本と附票の写しも取得しており、妻に相続権のある不動産は出生地に存在していたが、その名義を弟に変更した際に相続権放棄の手続をしている。つまり、妻にも本件登記手続をしなければならぬ原因はなく、今回の事案は本件司法書士法人と本件司法書士法人に依頼した者が共謀して不正取得したと考えざるを得ない。

カ [redacted] 本件司法書士法人はこのサイトを閲覧して私の現住所を入手し、不正請求を行ったのではないかと思われる。なぜなら、適正な目的に使用するのであれば私に理由を説明し、私が交付を受けて送付するよう依頼してくるはずであり、さらに、請求書に記載された私の名前も変更手続前のものとなっており、疑念は膨らむばかりである。

キ [redacted]

今回の事案は、私や妻の戸籍謄本及び附票の写しを息子や孫の身元調査等に利用しようとする人物から依頼された本件司法書士法人による不正取得だったのではないかと大変憂慮している。そのため、依頼者の名前等が開示されれば直接、本人に事情を確認するとともに、不正取得であったことが明らかになった場合は刑事告発することも検討したいと考えており、それが続発している不正取得を防止することにつながり、全ての人の人権を守ることに繋がると考える。

ク 登録型本人通知制度を導入している自治体では、通知を受けた市民の請求によって当該自治体が情報を開示したことから不正取得が発覚し、犯人逮捕につながった場合も少なくなく、不正取得の防止という登録型本人通知制度の目的はここにある。

福山市は従来から部落問題の解決を市政の基本方針に掲げ、人権尊重のまちづくり条例も制定したが、今回の事案に係る対応は被害者の権利より「加害者」権利を優先するという不当なもので、登録型本人通知制度の目的をないがしろにしていると指摘せざるを得ない。

#### (4) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 本件司法書士法人及び本件司法書士法人が所属する司法書士会に対して、本件対象保有個人情報の内容についての確認は行っていない。

イ 兄弟全員に不動産の本件登記手続をしなければならないことが生じたか確認したところ、そういった事実はなかった。

## 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での意見陳述及び質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### (1) 対象公文書について

本件処分の対象公文書は、令和4年8月19日付けの「戸籍謄本・住民票の写し等職務上請求書」であり、戸籍謄本及び戸籍の附票の写しについて市民部市民課へ郵送請求されたものである。

### (2) 条例第18条第1項第4号及び第5号該当性について

保有個人情報の開示義務については、条例第18条第1項各号に掲げる情報のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求を行った者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

本件処分の対象公文書には、受任事件又は事務に関する業務を遂行するために必要な場合の、請求に際し明らかにしなければならない事項中、「依頼者の氏名又は名称」、「利用目的（具体的事由）」が記載されている。

当該事項は、「本人以外の個人情報」、「法人その他の団体に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」であることから、条例第18条第1項第4号及び第5号に該当するため、不開示としたものである。

### (3) 口頭での意見陳述の要旨

ア 非開示にした理由について、依頼者の利益が損なわれる具体的な事実を例示すれば、開示しない情報である請求戸籍の利用目的が推量されるおそれ、並びに本件司法書士法人の守秘義務を侵すことにつながるおそれがある。したがって、本件処分は条例根拠に基づいたものであり、決して根拠のない推定に基づいたものではなく、裁量権を逸脱した行為でもない。

イ 登録型本人通知制度の趣旨は「不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的としている」ものであり、「不正取得であるか否かについて確認することを保障する」ことまでは困難であり限界がある。また、本件処分が、不正取得であるか否かについての確認を保障する権利の行使を妨げるものではないし、制度の趣旨に反する不当な決定でもない。

ウ 過去に福山市が不正取得に対して本人告知を行ってきた経過は実際にあり、その場合には、法務局から不正取得事案についての報告が福山市に対してあったことから本人告知を行ったものである。また、新聞報道等で不正取得事案を確知した際においても、当該不正取得を行った者からの請求が福山市に対して実際にあったか否かを調査し、また、当該八業士の所属する会に問合せもし、その結果、福山市における取得事実が確認できなかったということもある。いずれにしても、本人告知は不正取得があったという事実が前提であり、そのおそれがある段階で行っているものではない。

エ 審査請求人が「私の妻の戸籍謄本と附票の写しも取得している」とした事実については、詳細を確知しておらず、今回請求に係る必要な人は審査請求人であり、手続のため戸籍謄本として請求されたものに妻の名前が記載されていることから、妻に対しても登録型本人通知制度により通知が行われたものである。したがって、審査請求人が、この妻に対する通知をもって不正取得と考えるのであれば、これをもって不正取得と認定できるものではない。

オ 本件の戸籍請求が正当なものか不正なものかについて、現段階で調査、確認、立証することは困難であり、被害者、加害者という概念はなく、どちらか一方のみの権利を優先することもしておらず、また、登録型本人通知制度の目的をないがしろにしているものでもなく、法的根拠に基づき、条例の趣旨に沿って決定、対応しているものである。

(4) 審査会の質疑に対する回答及び主張

- ア 個人情報開示請求では、開示請求書及び本人確認書類において必要な要件がそろっていれば、当該請求の受付を行っており、当該請求者に対して別途確認を行うといったことはしていない。
- イ 本件司法書士法人に対して、職務上請求に係る当該利用目的を達成したかどうかの確認は行っていない。
- ウ 審査請求人と本件対象保有個人情報の「依頼者の氏名又は名称」に記載のある者との関係性について特に把握はしていない。

5 審査会の判断

(1) 条例第18条第1項第4号該当性について

実施機関が不開示とした「依頼者の氏名又は名称」に記載された事項については、本件司法書士法人に本件登記手続を委任した依頼者の氏名であり、当該情報は本件開示請求に係る本人以外の個人情報であるため、本号に規定する不開示情報に該当する。

次に、「利用目的（具体的事由）」に記載された事項については、本件司法書士法人が依頼者から受任している業務の具体的な内容ではあるが、審査会において当該利用目的を見分したところ、当該記載中に本人以外の個人情報が含まれていることから、当該部分については本号に規定する不開示情報に該当する。

(2) 条例第18条第1項第5号該当性について

実施機関が不開示とした「利用目的（具体的事由）」に記載された事項について、審査会において見分したところ、本件開示請求に係る本人以外の個人情報を除いた情報は、「法人その他の団体に関する情報であって開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの」とまでは認められず、当該情報については本号に規定する不開示情報に該当しない。

(3) 不正取得である旨の主張について

審査請求人は、本件司法書士法人による不正取得の可能性がある、その事実を確認するために不開示とした情報を開示するよう求めている。しかしながら、不正取得は開示理由には当たらず、条例において不開示情報とされているものを開示すべきであるということとはできない。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。



## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2022年（令和4年）12月2日	諮問書の受理
2023年（令和5年）2月6日	第1回審査会（実施機関の弁明及び質疑並びに審査請求人の意見陳述及び質疑）
2023年（令和5年）3月24日	第2回審査会（答申の検討等）

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	こ じま たかし 小 島 崇	弁護士
副会長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ばやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	さか もと とも え 坂 本 智 栄	弁護士
	お の たか とし 小 野 隆 平	弁護士

### 3 福山市個人情報保護審議会の運営状況

#### (1) 福山市個人情報保護審議会

審議会は、個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進し、制度の改善を図ることを目的として設置されたもので、次の事項に関して実施機関の諮問に応じて審議、答申を行い、また、個人情報の保護について建議することができました。

##### ① 諮問に応じて答申する事項

- ・原則として収集等を禁止された個人情報の収集等に関する事項（条例第7条）
- ・個人情報の直接収集及び本人通知の例外に関する事項（条例第8条第3項第5号、第4項第2号）
- ・保有個人情報の目的外利用等及び本人通知の例外に関する事項（条例第9条第1項に引用する条例第8条第3項第5号、第9条第4項第2号）
- ・苦情の申出に関する事項（条例第34条第5項）
- ・ネットワークに係る保有個人情報を保護するための措置に関する事項（条例第43条第2項）
- ・民間事業者が市長の協力要請又は勧告に従わない場合の事実公表に関する事項（条例第46条第3項）

##### ② 市長又は実施機関及び指定管理者から報告を受ける事項

- ・個人情報取扱業務の通知に関する事項（条例第14条第3項）
- ・開示請求に対する部分開示、不開示、存否応答拒否の決定に関する事項（条例第22条第4項）
- ・訂正等請求による一時停止を行わなかった事実に関する事項（条例第30条第2項）
- ・ネットワークに係る保有個人情報を保護するため、基本的人権が侵害されるおそれについて明白かつ差し迫った危険がある場合に講じた措置の内容に関する事項（条例第43条第3項）

##### ③ 個人情報保護制度の運営に関する重要事項についての市長への建議

#### (2) 苦情の申出の状況

2022年度（令和4年度）の個人情報保護条例第34条に基づく苦情の申出は1件あり、内容を調査した結果、運用の改善等の必要な是正措置を講じました。

### (3) 福山市個人情報保護審議会の開催状況

開催年月日	内容
2022年(令和4年) 4月26日	第1回審議会 ・個人情報保護制度の運営状況報告 ・諮問事項の報告 ・福山市広告付き窓口番号案内表示システム設置業務に伴う外部ネットワーク等の利用について
2022年(令和4年) 7月26日	第2回審議会 ・個人情報保護制度の運営状況及び諮問事項の報告 ・個人情報保護制度の改正について ・農地適性調査業務に伴う外部提供について外4件
2022年(令和4年) 10月19日	第3回審議会 ・会長、副会長及び調整員の選任 ・2021年度(令和3年度)個人情報保護制度の運営状況報告 ・個人情報保護制度の運営状況及び諮問事項の報告 ・個人情報保護制度に係る対応について ・新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務に関する特定個人情報保護評価書の点検について外4件
2023年(令和5年) 1月30日	第4回審議会 ・会長及び調整員の選任 ・個人情報保護制度の運営状況及び諮問事項の報告 ・個人情報保護制度の改正に伴う条例の制定について ・個人情報の安全管理措置に係る定めについて ・子どもの見守り判定ロジック構築検証業務に伴う個人情報の収集等及び目的外利用について外1件
2023年(令和5年) 3月29日	第5回審議会 ・個人情報保護制度の運営状況報告 ・諮問事項に対する答申 ・外部ネットワーク等の利用に係る審議会諮問事項の内容変更について ・地方税の賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の点検について外2件

#### (4) 福山市個人情報保護審議会委員

2023年（令和5年）3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長 調整員	せ お よし ひろ 瀬 尾 義 裕	弁護士
副会長	おお はら ひろし 大 原 博	福山市自治会連合会副会長
	お の ひろ ゆき 小 野 裕 之	部落解放同盟福山市協議会副議長
	おお た ゆう すけ 大 田 祐 介	福山市議会議員
	ひら まえ きょう こ 平 前 恭 子	福山市女性連絡協議会書記
	おさ だ せい いち 長 田 誠 一	連合広島福山地域協議会事務局長
	やま の うえ たかし 山 之 上 卓	福山大学教授
	し みず ひろ とし 清 水 寛 敏	福山市職員労働組合連合会中央執行委員長
	ふじ い やす ひろ 藤 井 康 弘	福山市総務局長

任期：2022年（令和4年）9月6日～2023年（令和5年）3月31日（※）

（※）地方公共団体の個人情報保護制度は、2021年（令和3年）の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、2023年（令和5年）4月1日から同法に基づく全国一律の運用とされることとなりました。

この改正に伴い、「福山市個人情報保護条例」は廃止することとなり、当該条例に基づく福山市個人情報保護審議会も2023年（令和5年）3月31日をもって廃止となりました。

なお、2023年（令和5年）4月1日からは、情報公開制度及び個人情報保護制度について一元的な運用により、より適正かつ円滑なものとするため、「福山市情報公開・個人情報保護審議会条例」に基づく福山市情報公開・個人情報保護審議会を設置しています。

## 4 啓発活動の状況

福山市個人情報保護条例は、自己情報コントロール権を保障し、個人情報の適正な取扱いを確保するとともに、実施機関、市民、民間事業者が一体となってプライバシー保護に努めることにより、市民の基本的な人権を擁護することを目的としています。そのため、プライバシー保護に関する意識の向上に向け、次の取組を行っています。

### (1) 研修会の実施

#### ① 外部講師による研修会

新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

#### ② 職員研修（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
新採用職員	2022年(令和4年)4月7日, 11日 (2回)	187人
新任管理職研修	2022年(令和4年)4月12日	39人
公民館・交流館等職員	2022年(令和4年)9月29日～ 同年10月28日 ※WEBで動画配信	213人
松永支所公民館等職員	2022年(令和4年)11月8日	29人
キラキラサポーター(子育て支援ボランティア)	2022年(令和4年)11月9日	6人
	(計6回)	計474人

#### ③ その他に対する研修（情報管理課からの講師派遣分）

対 象	実施年月日	人数
福山市立大学教職員	2022年(令和4年)6月22日	60人
	(計1回)	計60人

### (2) 制度の啓発

#### ① 福山市ホームページへの掲載

2022年(令和4年)12月に2021年度(令和3年度)の運営状況を公表しました。

2023年(令和5年)1月に個人情報の保護に関する法律への制度移行について周知を行いました。

#### ② 広報「ふくやま」への掲載

2022年(令和4年)6月号で2021年度(令和3年度)の運営状況を公表しました。

2023年(令和5年)1月号で個人情報の保護に関する法律への制度移行について周知を行いました。

### (3) 個人情報保護の要請

国・県等

- ・個人情報保護及び自己情報コントロール権の確立に向けた戸籍法及び住民基本台帳法の改正について，広島県市長会議を通じて国へ要請しています。(秋季)(春季)

## 5 その他

### (1) インシデント報告

個人情報の漏えい事案が発生し，広島県総務局業務プロセス課及び総務省自治行政局地域情報政策室へ2件のインシデント報告をしました。

内訳は，紛失1件（USBメモリ），個人情報漏えい1件です。

個人情報保護委員会へ報告する特定個人情報の漏えい事案はありませんでした。

### (2) 個人情報保護条例の改正経過

1990年10月1日	福山市個人情報保護条例(旧条例)施行
2003年4月	個人情報保護制度に係る検討会設置
2003年6月30日	6月議会にて福山市個人情報保護条例全部改正案可決
2003年8月25日	福山市個人情報保護条例(新条例)施行
2004年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2005年2月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2006年3月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2006年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2009年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2011年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2012年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2014年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2014年12月19日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2015年10月5日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2016年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2017年9月25日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2021年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2022年4月1日	福山市個人情報保護条例(一部改正条例)施行
2022年12月19日	12月議会にて福山市個人情報の保護に関する法律施行条例制定 (福山市個人情報保護条例廃止)案可決
2023年4月1日	福山市個人情報保護条例廃止 福山市個人情報の保護に関する法律施行条例施行

### **(3) 個人情報の保護に関する法律への制度移行**

地方公共団体の個人情報保護制度は、地方公共団体ごとに条例を制定し、運用されてきましたが、2021年（令和3年）の「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、2023年（令和5年）4月1日から法に基づく全国一律の運用とされることとなりました。

この改正に伴い、本市では「福山市個人情報保護条例」を廃止し、法の施行に際した必要な事項を定めるため、「福山市個人情報の保護に関する法律施行条例」を新たに制定し、個人の権利利益の保護と個人情報の適正な取扱いに向けて取り組んでいます。

## Ⅱ 情報公開制度の運営状況



## 1 公文書の開示請求・申出の処理状況

### (1) 請求・申出の状況

ここにいう「請求」とは、条例施行日（1993年（平成5年）7月1日）以後の公文書に関する開示請求に対する公文書の義務的な開示手続のことであり、「申出」とは、条例施行日前の公文書に関する開示申出に対する公文書の任意的な開示手続のことであり、

公文書の開示請求・申出の件数及び決定等の状況は次のとおりです。

年度	請求 申出 件数	決定等 件数	決定等の状況						
			開示	部分開示	不開示	不存在	存否応答 拒否	取下げ	拒否
2022 年度	438	634	410	136	11	41	0	36	0
2021 年度	405	632	299	245	6	51	1	27	3

※1件の請求等に対し、複数の決定等をした場合があります。

※決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

### (2) 部分開示・不開示の理由別内訳

条例第6条第1項各号に定める不開示情報のいずれかに該当し、部分開示、不開示となった事例の不開示情報の内訳は次のとおりです。

情報（適用条項）	2022年度	2021年度
法令等情報（第1号）	0	2
個人情報情報（第2号）	117	210
法人等情報（第3号）	81	159
生命等保護情報（第4号）	0	1
審議・検討・協議等情報（第5号）	18	7
市政運営情報（第6号）	27	19
任意提供情報（第7号）	0	0

※1件の決定等に対し、複数の不開示情報が存在するものがあるため、(1)請求・申出の状況の部分開示及び不開示の件数とは一致しません。

### (3) 決定等した実施機関別の状況

実 施 機 関	2022 年度	2021 年度
	決定等件数	決定等件数
市 長	411	467
教 育 委 員 会	32	26
選 挙 管 理 委 員 会	1	1
監 査 委 員	1	2
公 平 委 員 会	0	0
農 業 委 員 会	1	9
固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会	0	1
上 下 水 道 事 業 管 理 者	177	115
病 院 事 業 管 理 者	5	7
議 会	3	3
地 方 独 立 行 政 法 人	3	1
合 計	634	632

※ 1 件の請求等に対し、複数の事務担当課が決定等をした場合があります。

※ 決定等件数は、当該年度に受付をした請求等に対する決定等の件数をいいます。

(4) 請求・申出の内容及び決定等の状況

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
1 ※	1	2022年 4月1日	福山市下水道事業用二次製品単価 (2021年4月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
2 ※	2	2022年 4月4日	金入り設計書 水道メーター取替業務委託(福山Cブロック) ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
3	3	2022年 4月5日	〇〇町〇〇ほか5か所の各地内において、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、入山したことが分かる起案を含む資料	不存在	市長 農林水産課
4	4	2022年 4月5日	鞆松永線道路改良工事(仮称)鞆トンネル 事業に伴う起案を含む資料	開示	市長 港湾河川課
	部分開示 (2, 3, 5, 6号)			市長 港湾河川課	
	不存在			市長 用地課	
5	7	2022年 4月5日	福山沼隈道路改良工事に伴う起案を含む 資料	部分開示 (6号)	市長 福山道路・幹線道路課
	8			部分開示 (2号)	市長 用地課
	9			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 用地課
6	10	2022年 4月11日	金入り設計書 遠方監視設備取替工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
7 ※	11	2022年 4月11日	金入り設計書 舗装復旧工事(福山Aブロック)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
8 ※	12	2022年 4月12日	2022年3月末時点で営業許可申請のある 環境衛生営業施設一覧	取下げ	市長 生活衛生課
9 ※	13	2022年 4月12日	福山市内の有料老人ホーム及びサービス 付き高齢者向け住宅が2021年定期報告 の際に提出した重要事項説明書又は市が 保有する最新の重要事項説明書	部分開示 (2号)	市長 介護保険課
10	14	2022年 4月14日	2022年4月12日時点で福山市内の飲食 店営業許可を取得している施設一覧	取下げ	市長 生活衛生課
11	15	2022年 4月18日	人事異動一覧表・退職一覧表・訓令ほか (2022年度分)	開示	市長 人事課
12	16	2022年 4月18日	市民課に戸籍、印鑑登録、住民票を請求 し取得した書類(2021年度分)	不存在	市長 福山道路・幹線道路課
13	17	2022年 4月19日	口径75ミリの水道メーターについて、メ ーター番号ごとに管理システムの画面を 印刷したもの(2021年度分)	部分開示 (6号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
14	18	2022年 4月20日	諸申請手数料集計表(現金)、使用料・戸 籍住民基本台帳手数料集計表(日計表)、 収入印紙月別売捌集計表、月別徴収金集 計表、署名用電子証明書・利用者証明用 電子証明書交付記録、現金出納状況報告 書、簡易起案用紙(2021年度分)	開示	市長 市民課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
15	19	2022年 4月20日	浄化槽使用開始報告書, 浄化槽使用廃止届出書, 浄化槽使用休止届出書, 浄化槽使用再開届出書, 浄化槽管理者変更報告書, 浄化槽技術管理者変更報告書, 浄化槽設置届受付簿(2021年度分)	不存在	市長 環境保全課
	20			部分開示 (2, 3号)	市長 環境保全課
16	21	2022年 4月20日	金入り設計書 配水管布設工事(配改3-22)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
17	22	2022年 4月20日	福山市下水道事業用二次製品単価 (2021年4月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
18 ※	23	2022年 4月21日	金入り設計書 市道等維持修繕業務委託(A区域)ほか9件	取下げ	市長 道路整備課
19 ※	24	2022年 4月21日	金入り設計書 舗装復旧工事(福山Aブロック)ほか5件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
20	25	2022年 4月25日	産業廃棄物収集運搬業に係る更新許可申請書, 新規許可申請書, 変更届, 廃止届, 領収済通知書(2017年度分)	取下げ	市長 廃棄物対策課
21	26	2022年 4月25日	金入り設計書 道路改良工事(川南2号幹線)	開示	市長 川南まちづくり課
22	27	2022年 4月25日	金入り設計書 道路改良工事(東中条15号線)	開示	市長 神辺建設産業課
23	28	2022年 4月25日	金入り設計書 道路改良工事(神村柳津幹線)ほか3件	開示	市長 松永建設産業課
24	29	2022年 4月25日	フードドライブ集計表 (2021年11月~2022年3月)	開示	市長 環境総務課
25	30	2022年 4月25日	文書件名簿(2020年度分)	部分開示 (2号)	市長 住宅課
26 ※	31	2022年 4月25日	金入り設計書 市道等維持修繕業務委託(A区域)ほか9件	開示	市長 道路整備課
27 ※	32	2022年 4月26日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による解体等の届出書	部分開示 (2, 3号)	市長 建築指導課
28	33	2022年 4月26日	金入り設計書 下水道施設改築工事(3-25)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
29	34	2022年 4月26日	金入り設計書 水道メーター取替業務委託(北部ブロック)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
30	35	2022年 4月26日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-38)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
31	36	2022年 4月27日	廃棄物搬入届兼許可伝票一覧表(毎日, 月別, 年間計)ほか(2021年度分)	開示	市長 環境施設課
32	37	2022年 4月27日	建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第11条の規定による通知書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
33	38	2022年 4月28日	福山市市営住宅の隔測水道メーター改修工事執行伺い工事図書(2021年度分)	部分開示 (2, 3号)	市長 設備課
34	39	2022年 4月28日	現金出納状況報告書(2021年度分)	開示	市長 会計課
35	40	2022年 4月28日	公用車駐車システム個別運行履歴, 所属別運転者番号一覧(2021年度分)	開示	市長 資産活用課
36	41	2022年 4月28日	明王台街路樹維持管理業務委託契約書, 成果品(写真, 伝票等)	部分開示 (2, 3号)	市長 公園緑地課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
37 ※	42	2022年 4月28日	金入り設計書 福山城公園(二之丸等)園路修繕工事 ほか12件	開示	市長 公園緑地課
38 ※	43	2022年 4月28日	金入り設計書 福山駅大門線区域街路樹維持管理業務委 託ほか8件	開示	市長 公園緑地課
39 ※	44	2022年 4月28日	金入り設計書 下水道施設改築工事(3-24)ほか14件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
40	45	2022年 4月28日	金入り設計書 舗装復旧工事(福山Aブロック)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
41	46	2022年 5月9日	新型コロナウイルス(COVID-19)及び変異 株の存在を証明する科学的根拠, 論文等 ほか	不存在	教育委員会 学校保健課
42	47	2022年 5月9日	小児への新型コロナワクチン中止を求め る要望書及び資料一式	部分開示 (2号)	市長 市民生活課 保健予防課
43	48	2022年 5月9日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-33)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
44 ※	49	2022年 5月10日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-66)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
45 ※	50	2022年 5月10日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-52)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
46 ※	51	2022年 5月10日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-52)ほか3件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
47 ※	52	2022年 5月10日	金入り設計書 市道等維持修繕業務委託(A区域) ほか9件	取下げ	市長 道路整備課
48 ※	53	2022年 5月10日	金入り設計書 舗装復旧工事(福山Aブロック)5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
49	54	2022年 5月10日	金入り設計書 一ツ桶ポンプ場築造工事(土木工事)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
50	55	2022年 5月11日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-38)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
51 ※	56	2022年 5月12日	金入り設計書 配水管布設工事(配整3-50)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
52 ※	57	2022年 5月13日	給食施設台帳	部分開示 (2号)	市長 健康推進課
53	58	2022年 5月13日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-33)ほか7件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
54	59	2022年 5月13日	金入り設計書 川南土地区画整理事業調整池築造工事	取下げ	市長 川南まちづくり課
55 ※	60	2022年 5月16日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-52)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
56	61	2022年 5月16日	産業廃棄物収集運搬業に係る更新許可申 請書, 新規許可申請書, 変更届, 廃止届, 領収済通知書(2017年度分)	部分開示 (2, 3, 5号)	市長 廃棄物対策課
57	62	2022年 5月16日	文書件名簿(2020, 2021年度分)	部分開示 (2号)	市長 東京事務所
	63			部分開示 (2号)	市長 秘書課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
58 ※	64	2022年 5月16日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 川南土地地区画整理事業調整池築造工事	部分開示 (3号)	市長 建設政策課
59	65	2022年 5月17日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-52)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
60	66	2022年 5月18日	道路改良工事(津之郷18号線・3-1)土木 一式工事に関する公文書	部分開示 (2,3号)	市長 福山道路・幹線道路課
61	67	2022年 5月18日	文書件名簿(2021年度)	部分開示 (2号)	市長 用地課
62 ※	68	2022年 5月19日	金入り設計書 下水道管渠点検調査業務委託(3-3)ほか10件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
63	69	2022年 5月23日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 川南土地地区画整理事業調整池築造工事	部分開示 (3号)	市長 建設政策課
64	70	2022年 5月23日	廃棄物搬入届兼許可伝票使用報告書, 計 量票, 許可伝票の使用に係る委託契約一 式(2021年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
65	71	2022年 5月23日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-41)ほか10件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
66	72	2022年 5月23日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-9)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
67 ※	73	2022年 5月24日	福山市災害に強い森づくり事業推進に係 る起案を含む資料	部分開示 (2号)	市長 農林水産課
68	74	2022年 5月24日	〇〇町〇〇ほか1か所の境界線承認願 (確認願)及び附属書類	部分開示 (2号)	市長 土木管理課
69	75	2022年 5月25日	廃棄物搬入届兼許可伝票使用報告書・委 託契約書類一式, 許可伝票, 計量票(2021 年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 企業誘致推進課
70	76	2022年 5月25日	廃棄物搬入届兼許可伝票使用報告書・委 託契約書類一式, 許可伝票, 計量票(2021 年度分)	部分開示 (2,3号)	教育委員会 施設課
71	77	2022年 5月25日	公文書開示請求(申出)書(2022年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 情報管理課
72 ※	78	2022年 5月26日	ふくやま美術館横にある庭園にバラを植 えることを勧めたとされる文化財保護審 議会から世界バラ会議推進室宛ての文書	開示	市長 世界バラ会議推進室
73 ※	79	2022年 5月26日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-41)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
74	80	2022年 5月30日	消防用設備等保守点検業務委託に係る業 務委託執行伺, 業務委託契約結果報告書, 業務委託検査報告書, 支出命令書(2020年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 住宅課
75 ※	81	2022年 5月30日	有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵 指定施設が設置されている工場若しくは 事業場名簿の一覧	取下げ	市長 環境保全課
76 ※	82	2022年 5月30日	金入り設計書 管路施設清掃業務委託(4-1)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
77	83	2022年 5月31日	有害鳥獣対策及び有害鳥獣対策協議会に 係る2022年度予算書ほか	取下げ	市長 農林水産課
78 ※	84	2022年 6月1日	市世界バラ会議推進室が福山城公園内の 長屋門へバラを植えようと打診した際 に, 市文化財保護審議会の部会委員が協 議した内容などが分かる資料	不開示 (2,5号)	市長 文化振興課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
79 ※	85	2022年 6月1日	金入り設計書 道路改良工事(常石草深幹線・その2) ほか3件	開示	市長 沼隈建設産業課
	86			開示	市長 神辺建設産業課
	87			開示	市長 港湾河川課
80 ※	88	2022年 6月1日	金入り設計書 マンホール上部改築工事(4-6) ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
81	89	2022年 6月1日	廃棄物搬入届兼許可伝票を使用した委託 契約書類一式, 廃棄物搬入届兼許可伝票, 計量票(2020年度分)	部分開示 (2, 3号)	市長 土木管理課
82	90	2022年 6月1日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-54)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
83	91	2022年 6月2日	食品営業施設台帳のうち, 全営業種別 において2022年5月末までに営業許可決 定した施設の一覧ほか	取下げ	市長 保健部総務課 生活衛生課
84 ※	92	2022年 6月3日	廃プラスチック処理費に係る見積結果一 覧表(2021年度分)	開示	市長 技術検査課
85 ※	93	2022年 6月3日	全国学力調査・学習状況調査_市区町村別 調査結果資料(2018, 2019, 2021年)	開示	教育委員会 学びづくり課
86	94	2022年 6月6日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-12)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
87	95	2022年 6月7日	福山市役所1階ロビーに土砂災害防止月 間コーナーを設営したことに係る起案 を含む資料	開示	市長 建設政策課
88	96	2022年 6月7日	福山市水道材料決定単価一覧表, 福山市 管工事決定単価一覧表(2021年度分)	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
89	97	2022年 6月9日	住居番号設定整理簿及び当該の住居表示 台帳(2022年1月1日~2022年5月31 日分)	部分開示 (2号)	市長 市民課
90 ※	98	2022年 6月9日	2022年5月31日時点の第一種動物取扱 業登録者一覧	取下げ	市長 生活衛生課 (動物愛護センター)
91	99	2022年 6月10日	産業廃棄物安定型・管理型最終処理場の 水質分析結果(2021年度分)	開示	市長 廃棄物対策課
92 ※	100	2022年 6月10日	福山市水道工事設計資材単価一覧表 (2021年度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
93 ※	101	2022年 6月13日	金入り設計書 新浜ポンプ場外沈砂清掃運搬業務委託	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
94	102	2022年 6月14日	森林環境税及び森林環境譲与税に係る起 案を含む資料	開示	市長 農林水産課
	103			部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 農林水産課
95 ※	104	2022年 6月14日	一ツ樋ポンプ場築造工事(土木工事)に関 する総合評価方式に関する評価調書	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
96 ※	105	2022年 6月15日	金入り設計書 下水道管渠耐震化工事(4-1)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
97	106	2022年 6月15日	市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を 市街化調整区域に編入する取組に係る起 案を含む資料	開示	市長 都市計画課
	107	2022年 6月15日		部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 都市計画課
	108	2022年 6月15日		不存在	市長 土木管理課
	109	2022年 6月15日		不存在	市長 危機管理防災課
98	110	2022年 6月15日	金入り設計書 福山市立有磨小学校他 15校水栓改修工 事ほか1件	開示	教育委員会 施設課
99 ※	111	2022年 6月16日	福山市下水道事業用二次製品単価(2021 年4月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
100 ※	112	2022年 6月16日	福山市高校生会議議事録(2021年度分)	部分開示 (2号)	市長 青少年・女性活躍推進課
101	113	2022年 6月16日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-7)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
102	114	2022年 6月16日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-20)ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
103	115	2022年 6月20日	金入り設計書 建物等事前調査業務委託(谷地川・手城川 流域・4-1)ほか1件	開示	市長 港湾河川課
104	116	2022年 6月20日	福山市水道材料決定単価一覧表(2021年 度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
105	117	2022年 6月20日	福山市役所1階ロビーに土砂災害防止月 間コーナーを設営したことに係る起案 を含む資料	開示	市長 建設政策課
	118			開示	市長 総務課
	119			開示	市長 危機管理防災課
106	120	2022年 6月20日	医療法人(病院)一覧表	取下げ	市長 保健部総務課
107	121	2022年 6月21日	金入り設計書 排水管布設工事(配整4-35)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
108 ※	122	2022年 6月21日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(4-3)ほか1件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
109	123	2022年 6月22日	金入り設計書 福山市緑町公園屋内競技場屋内プール増 設工事に伴う地質調査委託	開示	市長 営繕課
110	124	2022年 6月24日	金入り設計書 橋梁架替測量・地質調査・設計業務委託 (津之郷70号線1号橋・4-1)	開示	市長 福山道路・幹線道路課
111	125	2022年 6月24日	金入り設計書 川南土地区画整理事業調整池築造工事	開示	市長 川南まちづくり課
112	126	2022年 6月24日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-5)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
113 ※	127	2022年 6月27日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(4-3)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
114 ○	128	2022年 6月27日	福山市民病院本館建設工事内訳明細書 (1977年竣工)	不存在	病院事業管理者 市民病院管理課



請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
115	129	2022年 6月27日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 福山地区消防組合東消防署改修工事	開示	市長 建設政策課
116 ※	130	2022年 6月27日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-47)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
117	131	2022年 6月27日	金入り設計書 自転車通行空間整備工事(東福山駅前幹 線・4-1)	開示	市長 福山道路・幹線道路課
118	132	2022年 6月28日	金入り設計書 一ツ樋ポンプ場築造工事(土木工事)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
119 ※	133	2022年 6月29日	金入り設計書 福山市立道上小学校プレハブ教室棟増築 冷暖房歓喜設備工事ほか8件	開示	教育委員会 施設課
120 ※	134	2022年 6月29日	金入り設計書 福山市神辺文化会館便所改修給排水衛生 設備工事ほか3件	開示	市長 設備課
121 ※	135	2022年 6月29日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-54)ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
122	136	2022年 6月29日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改4-1)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
123	137	2022年 6月29日	金入り設計書及び見積比較表 箕島浄水場2系沈澱池機器設備取替工事 ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
124	138	2022年 6月30日	福山城博物館リニューアルオープンに向 けた天守前広場(本丸)内等の環境整備に 伴う入場規制に係る起案を含む資料	開示	市長 文化振興課
125	139	2022年 6月30日	2020年7月公募「福山市中央斎場・西部 斎場・神辺斎場 指定管理者選定」にお ける、指定管理者候補者の申請書類一式	部分開示 (2,3号)	市長 市民生活課
126	140	2022年 6月30日	2020年7月公募「福山市中央斎場・西部 斎場・神辺斎場 指定管理者選定」にお ける、団体Bの申請書類一式	部分開示 (2,3号)	市長 市民生活課
127 ※	141	2022年 6月30日	金入り設計書 川南土地区画整理事業調整池築造工事 ほか14件	開示	市長 川南まちづくり課
	142			開示	市長 道路整備課
	143			開示	市長 北部建設産業課
	144			開示	市長 神辺建設産業課
	145			開示	市長 松永建設産業課
	146			開示	市長 農林整備課
128 ※	147	2022年 6月30日	金入り設計書 川南2号幹線下水道築造工事(4-1) ほか13件	開示	市長 公園緑地課
	148			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
129 ※	149	2022年 6月30日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改4-2)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
130	150	2022年 6月30日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-35)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
131	151	2022年 7月4日	金入り設計書 測量・地籍調査・設計業務委託(都市計画 道路 川南湯田村駅線・4-1)ほか1件	開示	市長 福山道路・幹線道路課
	152			開示	市長 土木管理課
132	153	2022年 7月4日	歯科技工所・助産所・施術所一覧表	取下げ	市長 保健部総務課
133 ※	154	2022年 7月5日	金入り設計書 円形管理設工事(流関3-20)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
134	155	2022年 7月5日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-7)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
135	156	2022年 7月5日	金入り設計書 下水道管路施設ストックマネジメント実 施設設計業務委託(4-1)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
136	157	2022年 7月6日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改4-1)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
137 ※	158	2022年 7月7日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-21)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
138 ※	159	2022年 7月7日	水道工事積算において使用されるデー タコードに係る設定一覧資料(2021, 2022 年度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
139 ※	160	2022年 7月7日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改4-2)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
140	161	2022年 7月7日	市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を 市街化調整区域に編入する取組に係る起 案を含む資料	部分開示 (2号)	市長 都市計画課
141	162	2022年 7月8日	金入り設計書 橋梁補修調査設計業務委託(田渡橋)	開示	市長 道路整備課
142	163	2022年 7月8日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-47)ほか21件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
143	164	2022年 7月12日	金入り設計書 配水管布設工事(下水配改4-2)ほか7件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
144 ※	165	2022年 7月13日	福山市下水道施工単価条件表及びコード 表(2021年度分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
145 ※	166	2022年 7月17日	住居表示台帳と街区見取り図	開示	市長 市民課
146	167	2022年 7月19日	金入り設計書 自転車通行空間整備工事(福山駅旭町線・ 4-1)	開示	市長 福山道路・幹線道路課
147 ※	168	2022年 7月19日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-42)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
148	169	2022年 7月19日	金入り設計書 (仮称)下加茂第1配水池築造工事ほか2 件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
149 ※	170	2022年 7月20日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-7)ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
150	171	2022年 7月21日	金入り設計書 下水道管渠耐震化工事(4-1)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
151	172	2022年 7月21日	金入り設計書 下水道施設長寿命延命化工事(4-3)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
152	173	2022年 7月21日	金入り設計書 下水道施設長寿命延命化工事(4-4)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
153	174	2022年 7月21日	2024年導入予定の森林環境税(森林環境 譲与税)に伴う起案を含む資料	開示	市長 農林水産課
	175			部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 農林水産課
154	176	2022年 7月25日	金入り設計書及び見積書 福山市立鳳中学校他 16校水栓改修工事 ほか3件	開示	教育委員会 施設課
	177			不存在	教育委員会 施設課
	178			開示	市長 設備課
	179			不存在	市長 設備課
155	180	2022年 7月25日	金入り設計書及び見積書 佐波ポンプ所機械設備取替工事ほか9件	部分開示 (2, 3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
156	181	2022年 7月25日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-34)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
157	182	2022年 7月25日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-21)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
158	183	2022年 7月26日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-15)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
159	184	2022年 7月26日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-15)ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
160	185	2022年 7月28日	金入り設計書 橋梁修繕工事(川口大橋・3-1)	開示	市長 道路整備課
161	186	2022年 7月29日	市街化区域内の土砂災害特別警戒区域を 市街化調整区域に編入する取組に係る起 案を含む資料	開示	市長 都市計画課
162	187	2022年 7月29日	・上水道関係 歩掛・資材単価表 ・下水道関係 歩掛・資材単価表	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
163 ※	188	2022年 8月1日	金入り設計書 道路舗装工事(神村9号線)ほか14件	開示	市長 松永建設産業課
	189			開示	市長 農林整備課
	190			開示	市長 港湾河川課
	191			開示	市長 北部建設産業課
	192			開示	市長 福山道路・幹線 道路課
	193			開示	市長 公園緑地課
164 ※	194	2022年 8月1日	金入り設計書 円形管埋設工事(流関4-15)ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
165 ※	195	2022年 8月1日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-15)ほか16件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
166	196	2022年 8月1日	市職員の懲戒処分及び訓告，嚴重注意などの措置に係る処分の結果が分かる文書 (2021, 2022年度分)	部分開示 (2, 6号)	市長 人事課
	197			不開示 (2, 6号)	市長 人事課
	198			不存在	選挙管理委員会 選挙管理委員会事務局
	199			不存在	監査委員 監査事務局
	200			不存在	農業委員会 農業委員会事務局
	201			不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	202			不存在	病院事業管理者 病院総務課
	203			不存在	議会 議会事務局庶務課
	204			不存在	地方独立行政法人 福山市立大学事務局
167	205	2022年 8月1日	市職員の懲戒処分及び訓告，嚴重注意などの措置に係る処分の結果が分かる文書 (2021, 2022年度分)	部分開示 (2, 6号)	教育委員会 教育総務課
	206			不開示 (2, 6号)	教育委員会 教育総務課
	207			開示	教育委員会 学事課
168 ※	208	2022年 8月1日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-82)ほか11件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
169	209	2022年 8月2日	金入り設計書 敷鉄板設置撤去工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
170	210	2022年 8月2日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-15)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
171	211	2022年 8月3日	金入り設計書 東村ポンプ所機械設備取替工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
172	212	2022年 8月4日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-55)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
173	213	2022年 8月4日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 河川改修工事(谷地川・手城川流域・4-1)	開示	市長 建設政策課
174	214	2022年 8月4日	森脇1号雨水幹線築造工事に係る竣工図 面のデータ	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
175	215	2022年 8月5日	戸籍関係請求書, 住民票の写し等請求書, 印鑑登録証明書交付申請書, 諸証明等申 請書, 住民異動届(2022年3月分)	部分開示 (2号)	市長 市民課
	216			部分開示 (2, 3号)	市長 市民課
176	217	2022年 8月5日	南部環境センターごみ収集量 (2022年度分)	開示	市長 南部環境センター
177	218	2022年 8月5日	福山市次期ごみ処理施設の進捗状況が分 かる書類	開示	市長 環境総務課
178	219	2022年 8月5日	市営住宅駐車場使用許可関係書	部分開示 (2号)	市長 住宅課
	220			部分開示 (2, 3, 6号)	市長 住宅課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
179	221	2022年 8月5日	営繕課発注の空室改修工事一式(2022年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 営繕課
180	222	2022年 8月5日	福山中・高等学校グラウンド造成工事一式(2022年度分)	部分開示 (2,3号)	市長 道路整備課
181	223	2022年 8月8日	建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律第11条の規定による解体等の届出書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
182	224	2022年 8月8日	福山市内の産業廃棄物安定型最終処分場の内容が分かる書類	取下げ	市長 廃棄物対策課
183	225	2022年 8月8日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(4-2)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
184	226	2022年 8月8日	福山市立小・中学校警備結果報告書(兼)警報装置保守点検結果報告書, 学校日誌	開示	教育委員会 学事課
	227			部分開示 (2,3号)	教育委員会 学事課
185	228	2022年 8月9日	鞆松永線道路改良工事(仮称)鞆トンネル事業と福山沼隈線道路改良事業に伴う起案を含む資料	開示	市長 都市計画課
	229			部分開示 (2,3,6号)	市長 都市計画課
186	230	2022年 8月10日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-1)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
187	231	2022年 8月10日	文化振興課が発注した福山城石垣関連案件の入札結果一式(2019~2021年度分)	開示	市長 文化振興課
188	232	2022年 8月10日	金入り設計書 自転車通行空間整備工事ほか1件	開示	市長 福山道路・幹線道路課
	233			開示	市長 港湾河川課
189	234	2022年 8月10日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-2)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
190 ※	235	2022年 8月16日	常備消防及び非常備消防の車両一覧表	取下げ	市長 情報管理課
191	236	2022年 8月17日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳(仮称)福山市立大学複合施設新設工事ほか1件	開示	市長 建設政策課
192 ※	237	2022年 8月17日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(4-2)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
193	238	2022年 8月18日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-62)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
194	239	2022年 8月19日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-19)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
195	240	2022年 8月22日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳福山市立福山中・高等学校運動場造成工事・4-1	開示	市長 建設政策課
196	241	2022年 8月23日	金入り設計書 中津原浄水場監視制御設備工事ほか1件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
197	242	2022年 8月24日	金入り設計書 中津原浄水場監視制御設備工事ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
198	243	2022年 8月24日	金入り設計書 (仮称)大越ポンプ所電気設備設置工事	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
199	244	2022年 8月25日	寄附金を受領した際の公文書及び市長が 寄附者と面会した際の公文書	部分開示 (2号)	市長 秘書課
	245			開示	市長 総務課
	246			部分開示 (2号)	市長 人権・生涯学習課
	247			部分開示 (3号)	教育委員会 教育総務課
200	248	2022年 8月25日	福山城築城400周年記念事業に伴い博物 館・美術館等の臨時会館及び入館料無料 に係る起案を含む資料	開示	市長 文化振興課
	249			開示	市長 人権・生涯学習課
201	250	2022年 8月26日	福山市が2021年12月に約12万円の寄 附を受領したことに係る寄附書(添付書 類を含む。また過去の寄附書も含む。)	部分開示 (2号)	市長 秘書課
	251			開示	市長 総務課
	252			部分開示 (3号)	教育委員会 教育総務課
202 ※	253	2022年 8月28日	森林環境税及び森林環境譲与税に係る起 案を含む資料	部分開示 (2,6号)	市長 農林水産課
203	254	2022年 8月29日	金入り設計書 橋梁修繕工事(河口大橋・4-1)	開示	市長 道路整備課
204	255	2022年 8月29日	金入り設計書 松永浄化センター非常用発電機更新工事 ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
205	256	2022年 8月31日	金入り設計書 橋梁架け替え測量・調査・設計業務委託 (箕島箕沖線4号橋)	開示	市長 道路整備課
206 ※	257	2022年 8月31日	金入り設計書 橋梁修繕工事(河口大橋・4-1)ほか14件	開示	市長 道路整備課
	258			開示	市長 北部建設産業課
	259			開示	市長 沼隈建設産業課
	260			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	261			開示	市長 港湾河川課
	262			開示	市長 神辺建設産業課
	263			開示	市長 農林整備課
	264			開示	市長 市民生活課
	265			開示	市長 公園緑地課
207 ※	266	2022年 8月31日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(4-2)ほか14件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
208 ※	267	2022年 8月31日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-32)ほか18件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
209	268	2022年 8月31日	福山市立福山中・高等学校屋内練習場建設工事に関する書類一式	部分開示 (2,3号)	教育委員会 施設課
210	269	2022年 8月31日	ごみ収集日報及びごみ収集車別集計表(2022年4月分), 公務労働拡大事業関係書(2022年度分)	開示	市長 南部環境センター
	270			不存在	市長 南部環境センター
211	271	2022年 8月31日	金入り設計書及び見積比較書 箕島浄水場1系沈澱池機械設備取替工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
212	272	2022年 8月31日	金入り設計書及び見積比較書 箕島浄水場2系沈澱池機械設備取替工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
213	273	2022年 9月2日	金入り設計書 大佐山運動公園測量調査設計業務委託	開示	市長 公園緑地課
214	274	2022年 9月2日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-23)ほか10件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
215	275	2022年 9月5日	市営住宅修繕依頼書(福山市瀬戸町瀬戸西住宅2号棟排水桝修理)	部分開示 (3号)	市長 住宅課
216	276	2022年 9月5日	異動する本人又は世帯主への住民異動届を受理した旨のお知らせ(受理通知)ほか	部分開示 (2号)	市長 市民課
	277			不存在	市長 市民課
217	278	2022年 9月5日	運転作業日誌, 月別一般廃棄物搬入量, ごみ収集車別集計表, ごみ収集日報(2022年4月分)	開示	市長 環境施設課
	279			部分開示 (2,3号)	市長 環境施設課
	280			不存在	市長 環境施設課
218	281	2022年 9月5日	犬猫等死体処理実績及び犬猫等の死体処分届出書(2022年度分)	部分開示 (2号)	市長 西部環境センター
219	282	2022年 9月5日	金入り設計書 雨水貯留施設整備(柏迫池)	開示	市長 沼隈建設産業課
220	283	2022年 9月5日	金入り設計書 通学路整備工事(津之郷瀬戸幹線)	開示	市長 道路整備課
221	284	2022年 9月5日	下水道関係資材単価表(2021年8月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
222	285	2022年 9月5日	総務省からの「不動産鑑定士協会に対する鑑定業務の依頼」に係る文書ほか	開示	市長 資産税課
	286			部分開示 (3号)	市長 資産税課
	287			不存在	市長 資産税課
223	288	2022年 9月6日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-2)ほか11件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
224	289	2022年 9月6日	金入り設計書 (仮称)大越ポンプ所電気設備設置工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
225	290	2022年 9月6日	金入り設計書 道路舗装工事(福山駅南手城幹線4-2)ほか2件	開示	市長 道路整備課
	291			開示	市長 神辺建設産業課
	292			開示	市長 福山道路・幹線道路課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
226 ※	293	2022年 9月6日	金入り設計書及び総合評価方式に関する 評価調書 千田ポンプ場築造工事(土木工事)	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
227 ※	294	2022年 9月7日	金入り設計書 (仮称)大越ポンプ所電気設備設置工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
228	295	2022年 9月8日	戦略推進マネジャーやデジタル専門人材 など福山市が現在任用している全ての外部 専門人材との任用契約に関わる全ての 文書ほか	開示	市長 企画政策課 デジタル化推進課 経済総務課
	296			部分開示 (2,3号)	市長 企画政策課 デジタル化推進課 人事課 経済総務課
	297			不存在	市長 ICT推進課
229	298	2022年 9月8日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-11)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
230	299	2022年 9月9日	金入り設計書 測量設計地質調査業務委託(蔵王21号線 外2路線)	開示	市長 道路整備課
231 ※	300	2022年 9月12日	「福山市健康増進アプリ作成・運用管理 業務」プロポーザルの選考に関する各社 の採点結果、第1順位候補者の企業名及 び提案資料	部分開示 (2,3号)	市長 健康推進課
232 ※	301	2022年 9月12日	職員の刑事告発(その検討等を含む)につ いての公文書	不存在	教育委員会 学事課
233	302	2022年 9月13日	〇〇町〇〇の建物に関する図面(平面図, 断面図, 配置図等)	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
234	303	2022年 9月15日	金入り設計書 上下水道施設改築工事(4-26)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
235	304	2022年 9月15日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-11)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
236	305	2022年 9月16日	大門106号線(一部未登記道路)が市道認 定された経緯及び当該道路に排設管理設 された経緯が分かる全ての書類	不存在	市長 土木管理課
237 ※	306	2022年 9月17日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-82)ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
238 ※	307	2022年 9月17日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-19)ほか14件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
239	308	2022年 9月22日	金入り設計書及び見積比較表 道路排水ポンプ更新工事(福山駅南手城 幹線)	開示	市長 道路整備課
240	309	2022年 9月22日	金入り設計書及び見積比較表 (仮称)大越ポンプ所機械設備設置工事 ほか6件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
241	310	2022年 9月26日	金入り設計書 令和4年度確定測量業務委託(福山北産 業団地第2期事業)	開示	市長 企業誘致推進課



請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
242	311	2022年 9月27日	金入り設計書 福山市都市マスタープラン検証業務委託	開示	市長 都市計画課
243	312	2022年 9月27日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による解体等の届出書	部分開示 (2号)	市長 建築指導課
244	313	2022年 9月28日	2018年7月豪雨に伴う向永谷土石流に係る調査結果及び関係書類一式	部分開示 (2,6号)	市長 北部建設産業課
245	314	2022年 9月28日	金入り設計書 河川改修工事(谷地川・手城川流域・4-1)	開示	市長 港湾河川課
246	315	2022年 9月28日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 排水施設土木整備工事(八尋地区)ほか4件	開示	市長 建設政策課
247	316	2022年 9月28日	金入り設計書・入札参加企業名・入札額一覧 坊寺排水機場年点検業務委託(令和4年度)ほか4件	取下げ	市長 情報管理課
248 ※	317	2022年 9月29日	金入り設計書 中央ポンプ場沈砂池沈砂清掃運搬業務委託ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
249 ※	318	2022年 9月30日	金入り設計書 管路施設巡視点検調査業務委託(3-2) ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
250 ※	319	2022年 10月3日	金入り設計書 自転車通行空間整備工事(山手東手城幹 線(南蔵王工区)・4-2)ほか11件	開示	市長 福山道路・幹線道路課
	320			開示	市長 神辺建設産業課
	321			開示	市長 川南まちづくり課
	322			開示	市長 沼隈建設産業課
	323			開示	市長 農林整備課
	324			開示	市長 道路整備課
251 ※	325	2022年 10月3日	金入り設計書 小口径管推進工事(下水4-1)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	326			開示	市長 公園緑地課
252 ※	327	2022年 10月3日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-18)ほか18件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
253	328	2022年 10月3日	福山市下水道事業用二次製品単価 (2021年9月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
254	329	2022年 10月4日	汚泥処理費に係る見積結果一覧表 (2021年度分)	開示	市長 技術検査課
255	330	2022年 10月4日	金入り設計書 通学路整備工事(近田8号線外1路線)	開示	市長 北部建設産業課
256	331	2022年 10月4日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-25)ほか11件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
257	332	2022年 10月5日	金入り設計書 福山市立福山中・高等学校運動場造成工 事・4-2	開示	市長 道路整備課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
258 ※	333	2022年 10月6日	金入り設計書 橋梁修繕工事(鎧橋)ほか3件	開示	市長 沼隈建設産業課
	334			開示	市長 港湾河川課
259	335	2022年 10月7日	金入り設計書 令和4年度排水施設測量調査設計業務委託(川北地区・高屋川流域)	開示	市長 神辺建設産業課
260	336	2022年 10月7日	保留地処分状況の図面	開示	市長 都市計画課
261 ※	337	2022年 10月7日	福山市下水道事業用二次製品単価(2021年8月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
262	338	2022年 10月13日	金入り設計書一式 (仮称)大越ポンプ所場内配管布設及び受水槽設置工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
263	339	2022年 10月17日	金入り設計書 排水施設機械設備工事(下御領地区)ほか1件	開示	市長 神辺建設産業課
	340			開示	市長 北部建設産業課
264 ※	341	2022年 10月18日	金入り設計書 福山市立駅家小学校給食棟改修機械設備工事ほか8件	開示	教育委員会 施設課
265 ※	342	2022年 10月18日	金入り設計書 福山地区消防組合東消防署改修冷暖房換気設備工事ほか6件	開示	市長 設備課
	343			開示	市長 環境施設課
	344			開示	市長 保育施設課
266 ※	345	2022年 10月18日	金入り設計書 福山市立常金丸小学校校舎改築給排水衛生ガス設備工事ほか6件	開示	市長 設備課
267 ※	346	2022年 10月18日	金入り設計書 福山市立加茂中学校職員室他改修冷暖房設備工事ほか7件	開示	市長 設備課
268 ※	347	2022年 10月18日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-45)ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
269 ※	348	2022年 10月18日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-1)ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
270 ※	349	2022年 10月18日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-16)ほか4件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
271 ※	350	2022年 10月20日	食品営業許可台帳	取下げ	市長 生活衛生課
272 ※	351	2022年 10月20日	(仮称)鞆トンネル事業に係る起案を含む資料	開示	市長 港湾河川課
	352			部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 港湾河川課
273 ※	353	2022年 10月21日	福山市上下水道局で使用している公共工事又は業務委託の予算作成に係る電子計算システムに関する書類	部分開示 (2, 3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	354			不存在	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
274	355	2022年 10月24日	住居番号設定整理簿及び当該の住居表示 台帳(2022年6月1日～2022年8月31 日分)	部分開示 (2号)	市長 市民課
275	356	2022年 10月24日	金入り設計書 排水施設土木工事(樋ノ口地区)	開示	市長 沼隈建設産業課
276	357	2022年 10月26日	金入り設計書 橋梁修繕工事(曙一文字4号線1号橋)	開示	市長 道路整備課
277 ※	358	2022年 10月27日	職員の刑事告発(その検討等を含む)につ いての公文書	不存在	教育委員会 学事課
278	359	2022年 10月27日	福山市市民活動総合補償制度に係る保険 証券(2022年度分)	部分開示 (3号)	市長 まちづくり推進課
279	360	2022年 10月27日	金入り設計書 道路改良工事(上山南6号線)	開示	市長 沼隈建設産業課
280 ※	361	2022年 10月27日	バラを植えた年の分かる資料及び議会 でばら公園にバラを植えることに批判があ った際の議会議事録	開示	市長 公園緑地課
281 ○	362			開示	議会 議事調査課
282	363	2022年 10月28日	金入り設計書 福山市立広瀬学園小・中学校テニスコ ート整備工事	開示	市長 営繕課
283	364	2022年 10月30日	森林法第191条の4及び第191条の5に 基づく林地台帳地図のshapeデータ	開示	市長 農林水産課
284	365	2022年 10月31日	金入り設計書 令和4年度横断歩道橋撤去測量設計業務 委託(東深津明神1号線歩道橋外1橋)	開示	市長 道路整備課
285 ※	366	2022年 10月31日	金入り設計書 ため池転落事故防止工事(奥迫池) ほか12件	開示	市長 農林整備課
	367			開示	市長 道路整備課
	368			開示	市長 港湾河川課
	369			開示	市長 沼隈建設産業課
	370			開示	市長 公園緑地課
	371			開示	市長 北部建設産業課
286 ※	372	2022年 10月31日	金入り設計書 円形管理設工事(都市4-7)ほか12件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
287 ※	373	2022年 10月31日	金入り設計書 椰子の木ロード外1路線剪定業務委託 ほか1件	開示	市長 公園緑地課
	374			開示	市長 川南まちづくり課
288	375	2022年 10月31日	第一種動物取扱業者の一覧表	取下げ	市長 生活衛生課 (動物愛護センター)
289 ※	376	2022年 11月2日	「福山市ホームページ掲載チェック項 目」の作成に係る起案を含む資料	不存在	市長 情報発信課
290 ※	377	2022年 11月2日	2022年度明るいまちづくりウォーキン グチャレンジに係る起案を含む資料	開示	市長 まちづくり推進課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
291	378	2022年 11月2日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(4-30)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
292	379	2022年 11月4日	金入り設計書 (仮称)大越ポンプ所電気設備設置工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
293	380	2022年 11月7日	金入り設計書 福山市立想青学園校舎新築植栽工事	開示	市長 営繕課
294	381	2022年 11月7日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-1)ほか10件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
295	382	2022年 11月7日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-84)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
296 ※	383	2022年 11月7日	福山市職員の退職管理に関する条例第3 条及び第4条に係る起案を含む資料	部分開示 (2号)	市長 人事課
	384			開示	市長 総務課
297 ※	385	2022年 11月9日	福山市社会福祉審議会児童福祉専門分科 会に係る起案を含む資料	部分開示 (2, 3, 5号)	市長 ネウボラ推進課
	386			部分開示 (2, 3, 5号)	市長 ネウボラ推進課
298	387	2022年 11月10日	大気汚染防止法に係るばい煙発生施設一 覧	取下げ	市長 環境保全課
299	388	2022年 11月10日	福山市道中津原23号線に係る道路 等に係る書類	開示	市長 土木管理課 道路整備課
	389			不存在	市長 土木管理課 道路整備課
300	390	2022年 11月10日	災害被害に関する書類	開示	市長 危機管理防災課
	391			不存在	市長 危機管理防災課
	392			開示	市長 総務課
301	393	2022年 11月11日	2018年7月豪雨に伴う向永谷土石流に係 る調査結果及び関係書類一式	部分開示 (2, 6号)	市長 北部建設産業課
302	394	2022年 11月14日	市立小学校・中学校の図書室に置くた めに購入した図書の購入費用及び購入先 のうち購入金額が多い上位3名(社)につ いて、購入先の名称と当該購入先に支払 った支出額が分かる文書ほか(2012~20 22年度)	不存在	教育委員会 学びづくり課
303	395	2022年 11月14日	市議会議長選挙で得票した議員の所属 会派を示す文書	開示	議会 議事調査課
304 ※	396	2022年 11月14日	「もっとまるごと!オールひろしま移住 フェア2022」及び「11月13日(日)開催! もっとまるごと!オールひろしま移住フ ェア2022」に係る起案を含む資料	開示	市長 企画政策課
305	397	2022年 11月14日	金入り設計書及び見積書 (仮称)大越ポンプ所電気設備設置工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
306	398	2022年 11月15日	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第10条第1項の規定による解体等の届出書	部分開示 (2,3号)	市長 建築指導課
307 ※	399	2022年 11月15日	福山市全域における大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設リスト	取下げ	市長 環境保全課
308	400	2022年 11月17日	金入り設計書及び見積書 戸手ポンプ場ポンプ設備工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
309 ※	401	2022年 11月18日	WEBサイトの新規構築又はリニューアルを目的とした委託契約のうち、プロポーザル又は競争入札を行ったものに係る書類(2019～2021年度分)	開示	市長 企画政策課
	402			部分開示 (2,3,5号)	市長 企画政策課
	403			開示	市長 観光課
	404			部分開示 (2,3号)	市長 観光課
	405			開示	市長 高齢者支援課
	406			部分開示 (2,5号)	市長 高齢者支援課
	407			開示	教育委員会 中央図書館
	408			開示	教育委員会 中央図書館
	409			開示	病院事業管理者 市民病院医事課
	410			部分開示 (2,3号)	病院事業管理者 市民病院医事課
	411			開示	地方独立行政法人 福山市立大学総務課
	412			部分開示 (2,3号)	地方独立行政法人 福山市立大学総務課
310	413	2022年 11月24日	金入り設計書 福山市水道事業許可申請書作成業務委託ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
311	414	2022年 11月29日	福山市職員の退職管理に関する条例第3条及び第4条に係る起案を含む資料	取下げ	市長 情報管理課
312	415	2022年 11月29日	福山市職員の退職管理に関する条例第3条及び第4条に係る起案を含む資料	取下げ	市長 人事課 情報管理課
313	416	2022年 11月29日	金入り設計書 赤坂ポンプ所場内配管布設工事ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
314 ※	417	2022年 11月30日	金入り設計書 雨水貯留施設整備工事(別所池)ほか9件	開示	市長 北部建設産業課
	418			開示	市長 公園緑地課
	419			開示	市長 道路整備課
315 ※	420	2022年 11月30日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-8)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
316	421	2022年 11月30日	金入り設計書及び見積比較表 大山ポンプ場外計測設備取替工事ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
317	422	2022年 12月1日	神社移転に関する関係書類	部分開示 (2,5号)	市長 都市計画課
318	423	2022年 12月1日	福山市職員の退職管理に関する条例第3条及び第4条に係る起案を含む資料	部分開示 (2号)	市長 人事課
	424			開示	市長 情報管理課
319	425	2022年 12月2日	福山市国民健康保険税収納事務処理要領 福山市国民健康保険税延滞金減免取扱基準	開示	市長 保険年金課
320 ※	426	2022年 12月2日	金入り設計書 ため池改良工事(僧都池)	開示	市長 松永建設産業課
321 ※	427	2022年 12月3日	金入り設計書 福山市立加茂小学校プール改修給排水循環 浄化設備工事	開示	市長 設備課
322	428	2022年 12月5日	北吉津町里道工事に係る書類一式及 び当該工事に関して土木常設員が道路整 備課に提出した要望書	不存在	市長 道路整備課
	429			開示	市長 道路整備課
323	430	2022年 12月8日	郵便切手の管理が分かる公文書(2022年 4月1日～2022年11月30日分)	開示	市長 営繕課
324	431	2022年 12月8日	スポーツ振興課が管理する運動公園にお いて管理上問題が発生し、対応した際の 公文書(2022年4月1日～2022年11月 30日分)	不存在	市長 スポーツ振興課
325	432	2022年 12月8日	住民異動届における受理通知に関する内 部管理規定・事務処理要綱 (2018年度以降)	開示	市長 市民課
326	433	2022年 12月9日	金入り設計書 福山市立常金丸小学校校舎改築工事	開示	市長 営繕課
327	434	2022年 12月9日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-31)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
328	435	2022年 12月9日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-29)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
329 ※	436	2022年 12月12日	学校図書館の環境整備に取り組む福山市 の学校図書館づくりに関する公文書ほか	部分開示 (2号)	教育委員会 学びづくり課
330	437	2022年 12月12日	金入り設計書 千田浄水場監視制御設備取替工事	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
331 ※	438	2022年 12月13日	福山市竹ヶ端運動公園庭球場屋根新築他 の増築に係る起案を含む資料	開示	市長 スポーツ振興課
	439			部分開示 (2,3号)	市長 営繕課
	440			不開示 (5号)	市長 営繕課
	441			部分開示 (2号)	市長 建築指導課
	442			部分開示 (2,3号)	市長 公園緑地課
332	443	2022年 12月16日	金入り設計書 千田浄水場監視制御設備取替工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
333 ※	444	2022年 12月18日	浄化センター及びポンプ場の改築・更新 計画	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
334	445	2022年 12月19日	金入り設計書 千田浄水場監視制御設備取替工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
335	446	2022年 12月20日	福山市文書取扱規程に係る起案を含む資料	開示	市長 総務課
	447			部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 情報管理課
	448			開示	市長 総務課
	449			部分開示 (2, 3, 5, 6号)	市長 情報管理課
336 ○	450			開示	市長 総務課
337 ※	451	2022年 12月20日	金入り設計書 福山市立赤坂小学校給食棟改修機械設備 工事ほか5件	開示	教育委員会 施設課
	452			開示	市長 設備課
338 ※	453	2022年 12月21日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-23)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
339	454	2022年 12月22日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 一ツ桶ポンプ場築造工事(土木工事)ほか1件	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
340 ※	455	2022年 12月28日	介護保険課へ提出した名称の変更届	部分開示 (2, 3号)	市長 介護保険課
341	456	2022年 12月28日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-62)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
342	457	2023年 1月1日	スケートボード使用について、福山市役 所に来た苦情の件数の分かるもの (2022年分)	部分開示 (2号)	市長 スポーツ振興課
	458			不開示 (5, 6号)	市長 土木管理課
	459			部分開示 (2号)	市長 公園緑地課
343	460	2023年 1月6日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-35)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
344 ※	461	2023年 1月6日	施術所の営業届出が出されている全施設 の一覧	取下げ	市長 保健部総務課
345	462	2023年 1月6日	福山市竹ヶ端運動公園庭球場屋根新築他 の増築に係る起案を含む資料	開示	市長 スポーツ振興課
	463			部分開示 (2, 3号)	市長 営繕課
	464			不開示 (5号)	市長 営繕課
	465			開示	市長 建築指導課
	466			部分開示 (2号)	市長 建築指導課
	467			部分開示 (2, 3号)	市長 公園緑地課
	468			開示	市長 環境保全課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
346 ※	469	2023年 1月10日	金入り設計書 明神農道改良工事ほか8件	開示	市長 港湾河川課
	470			開示	市長 川南まちづくり課
	471			開示	市長 道路整備課
	472			開示	市長 北部建設産業課
347 ※	473	2023年 1月10日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改4-3)ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	474			開示	市長 公園緑地課
348	475	2023年 1月10日	向永谷財産区管理委員会の議事録(1975 年度~2018年度分)	部分開示 (2号)	市長 北部市民サービス課
349 ○	476			部分開示 (2号)	市長 北部市民サービス課
350 ※	477	2023年 1月11日	保健予防課が2023年1月11日に福山市 ホームページで掲載, 変更, 削除した記 事に係る起案を含む資料	開示	市長 保健予防課
351	478	2023年 1月12日	2020年度包括外部監査に基づく措置状 況の対応状況に係る書類	取下げ	市長 道路整備課
352 ※	479	2023年 1月12日	福山すこやかセンター内で2023年1月 11日及び12日において電話設備の不具 合に係る起案を含む資料	開示	市長 保健部総務課
	480			開示	市長 保健予防課
353 ※	481	2023年 1月17日	金入り設計書 北吉津曙線No.3, No.4 区域街路樹維持管理 業務委託ほか10件	開示	市長 公園緑地課
	482			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	483			開示	市長 営繕課
354 ※	484	2023年 1月22日	損害保険証券写し(2022年度分)	開示	市長 農林水産課
	485			部分開示 (3号)	市長 農林水産課
	486			部分開示 (3号)	市長 文化振興課
	487			開示	市長 障がい福祉課
	488			開示	市長 ネウボラ推進課
	489			部分開示 (2号)	市長 保育指導課
	490			開示	市長 まちづくり推進課
	491			部分開示 (2,3号)	市長 沼隈支所
	492			開示	市長 建設政策課



請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
354 ※	493	2023年 1月22日	損害保険証券写し(2022年度分)	開示	市長 土木管理課
	494			開示	市長 農林整備課
	495			部分開示 (3号)	市長 都市交通課
	496			部分開示 (3号)	市長 公園緑地課
	497			部分開示 (2号)	市長 福山駅周辺再生推進課
	498			開示	市長 住宅課
	499			部分開示 (3号)	市長 建築指導課
	500			開示	市長 会計課
	501			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	355 ※			502	2023年 1月22日
503		開示	教育委員会 学事課		
356	504	2023年 1月23日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-27)ほか10件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
357 ※	505	2023年 1月23日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-8)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
358 ※	506	2023年 1月23日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改4-3)ほか7件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
359	507	2023年 1月26日	県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線 改築工事及び県道熊野瀬戸線改築工事並 びにこれに伴う農業用水路付替工事に係 る起案を含む資料	部分開示 (2,3,6号)	市長 用地課
	508			部分開示 (2号)	市長 総務課
360	509	2023年 1月26日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-40)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
361	510	2023年 1月26日	福山市学校図書館環境整備推進支援業務 委託に関する公文書ほか	部分開示 (2,3号)	教育委員会 学びづくり課
	511			不存在	教育委員会 学びづくり課
362 ※	512	2023年 1月27日	戸籍謄本等職務上請求書(2019年1月1 日~2023年1月26日分)	取下げ	市長 情報管理課
363 ※	513	2023年 1月30日	金入り設計書 滝山池改良工事ほか5件	開示	市長 農林整備課
	514			開示	市長 道路整備課
	515			開示	市長 北部建設産業課
	516			開示	市長 港湾河川課
364 ※	517	2023年 1月30日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-34)ほか7件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
365 ※	518	2023年 2月2日	橋梁修繕工事(昭和橋)の積算資料と積算に係る見積等の資料	開示	市長 神辺建設産業課
366	519	2023年 2月3日	金入り設計書 福山市立西幼稚園ほか給排水衛生設備改修工事ほか5件	開示	市長 保育施設課
367	520	2023年 2月6日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-35)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
368 ※	521	2023年 2月7日	金入り設計書 下水道管渠耐震化工事(4-1)ほか3件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
369 ※	522	2023年 2月7日	金入り設計書 下水道管渠点検調査業務委託(4-1)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
370	523	2023年 2月8日	2024年度固定資産税の評価替えに係る標準宅地の不動産鑑定評価業務に係る書類	部分開示 (3号)	市長 資産税課
371 ※	524	2023年 2月9日	ホームページ(全国のコンビニで住民票の写し等が取得できます)修正に係る起案	開示	市長 市民課
372 ※	525	2023年 2月9日	緊急速報メールに係る起案を含む資料	開示	市長 危機管理防災課
	526			部分開示 (2,6号)	市長 危機管理防災課
373	527	2023年 2月10日	金入り設計書 業務委託(宮前柳津幹線)	開示	市長 松永建設産業課
374	528	2023年 2月10日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 小口径管推進工事(下水4-1)	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
375	529	2023年 2月13日	福山市健康増進アプリ作成・運営管理業務に係る書類	部分開示 (2,3号)	市長 健康推進課
	530			不存在	市長 健康推進課
376	531	2023年 2月13日	住居番号設定整理簿及び当該の住居表示台帳(2022年9月1日~2022年12月31日分)	部分開示 (2号)	市長 市民課
377	532	2023年 2月13日	総合評価方式に関する評価調書 川南2号幹線下水道築造工事(4-1) ほか1件	部分開示 (3号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
378	533	2023年 2月15日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 橋梁修繕工事(曙一文字4号線1号橋)	開示	市長 建設政策課
379 ※	534	2023年 2月15日	福山市瀬戸町地頭分地内から発掘された(仮称)津ノ尾古墳群に係る起案を含む資料	開示	市長 文化振興課
	535			部分開示 (2,3号)	市長 文化振興課
380	536	2023年 2月16日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 道路改良工事(瀬戸160号線・3-1)	部分開示 (3号)	市長 建設政策課
381	537	2023年 2月16日	金入り設計書 箕島浄水場濃縮槽電気設備更新工事 ほか10件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
382	538	2023年 2月17日	住居表示台帳の写し	部分開示 (2号)	市長 市民課
383	539	2023年 2月17日	金入り設計書 護岸整備工事((仮称)鞆町平地区ふれあい広場)(海上施工)	開示	市長 港湾河川課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
384 ※	540	2023年 2月17日	福山市竹ヶ端運動公園庭球場新築他の増築に係る起案を含む資料	開示	市長 スポーツ振興課
	541			部分開示 (2, 3号)	市長 営繕課
	542			不開示 (5号)	市長 営繕課
	543			開示	市長 建築指導課
	544			部分開示 (2号)	市長 建築指導課
	545			部分開示 (2号)	市長 公園緑地課
385	546	2023年 2月20日	入札結果及び工事検査執行状況 小口径管推進工事(下水第23-16工区) ほか1件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
386	547	2023年 2月20日	福山市民病院電話交換業務入札結果情報 (2022年度分)	開示	病院事業管理者 病院総務課
387	548	2023年 2月20日	金入り設計書 配水管布設工事(調整4-63)福山市新市 町地内	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
388	549	2023年 2月27日	排水施設電気設備工事(上山守地区)に 関する公文書	開示	市長 北部建設産業課
389 ※	550	2023年 2月28日	給食開始届一覧	部分開示 (2号)	市長 健康推進課
390	551	2023年 2月28日	「イコールふくやま」の配偶者暴力相談 事業及びこれに準ずる事業の民間団体へ の委託のための随意契約についての関連 書類(2019年3月1日～2023年2月28 日分)	部分開示 (2, 3, 6号)	市長 青少年・女性活躍推進課
	552			不存在	市長 青少年・女性活躍推進課
391 ※	553	2023年 3月1日	金入り設計書 護岸整備工事((仮称)輛町平地区ふれあ い広場)(海上施工)ほか6件	開示	市長 港湾河川課
	554			開示	市長 北部建設産業課
	555			開示	市長 松永建設産業課
	556			開示	市長 福山道路・幹線道路課
	557			開示	市長 川南まちづくり課
	558			開示	市長 公園緑地課
392 ※	559	2023年 3月1日	金入り設計書 配水管布設工事(配改4-35)ほか9件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
393	560	2023年 3月1日	金入り設計書 水道メーター取替業務委託(福山Aブロ ック)ほか1件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
394	561	2023年 3月2日	金入り設計書 (仮称)大越ポンプ所場内配管布設及び受 水槽設置工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
395 ※	562	2023年 3月3日	職員の懲戒処分等に関する検討・意思決定に関する公文書	部分開示 (2,6号)	教育委員会 学事課
	563			不開示 (6号)	教育委員会 学事課
396	564	2023年 3月7日	金入り設計書 市民病院北立体駐車場建設電気設備工事 ゼロ市債ほか2件	開示	市長 営繕課
	565			開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
397 ※	566	2023年 3月7日	金入り設計書 町内清掃土等収集運搬業務委託(ステーション)ほか1件	開示	市長 港湾河川課
398	567	2023年 3月10日	金入り設計書 急傾斜地崩壊対策工事(二子地区・4-1)	開示	市長 道路整備課
399	568	2023年 3月10日	2011年度男女共同参画フォーラムの講演会のゲストを決定した経緯・理由が記載された公文書	不存在	市長 青少年・女性活躍推進課
400 ※	569	2023年 3月13日	金入り設計書 舗装復旧工事(福山Aブロック)ほか5件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
401 ※	570	2023年 3月13日	福山市下水道事業用二次製品単価(2021年8月分)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
402 ※	571	2023年 3月13日	産業廃棄物最終処分場埋立処分の認可をするにあたり、2016年に住民に対して行われた説明会の議事録の写し	部分開示 (2号)	市長 廃棄物対策課
403	572	2023年 3月14日	金入り設計書 配水管布設工事(工水配改4-2)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
404	573	2023年 3月17日	学校図書館整備事業に関する文書	部分開示 (2,3号)	教育委員会 学びづくり課
	574			不存在	教育委員会 学びづくり課
405 ※	575	2023年 3月20日	備後圏都市計画公園事業の5・5・702号 緑町公園及び6・5・801号竹ヶ端運動公園に係る起案を含む資料	開示	市長 公園緑地課
406 ○	576			開示	市長 公園緑地課
407	577	2023年 3月22日	福山市長(青少年・女性活躍推進課)に提出された2023年2月29日付の業務実施報告書	部分開示 (2,3号)	市長 青少年・女性活躍推進課
408	578	2023年 3月23日	県道福山沼隈線改築工事・県道福山鞆線改築工事及び県道熊野瀬戸線改築工事並びにこれに伴う農業用水路付替工事に係る起案を含む資料	部分開示 (2,6号)	市長 用地課
409	579	2023年 3月23日	福山市瀬戸町地頭分地内から発掘された(仮称)地頭分津ノ尾古墳群に係る起案を含む資料	部分開示 (2号)	市長 文化振興課
410	580	2023年 3月23日	2023年4月1日施行される福山市情報開示条例及び同施行規則に係る起案を含む資料	開示	市長 情報管理課
	581			部分開示 (2,6号)	市長 情報管理課
	582			開示	市長 総務課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
411	583	2023年 3月23日	公園緑地課から発注される業務委託等のうち、バラ管理に関わる肥料・農薬の各社からの見積り又はその一覧表。	開示	市長 公園緑地課
412	584	2023年 3月23日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 済美排水区排水施設整備工事(土木工事)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
413 ※	585	2023年 3月24日	2019年3月28日「会計年度任用職員の準備状況調査」について(総務省自治行政局公務員部公務員課長)に係る福山市から総務省への回答ほか	開示	市長 人事課
	586			開示	市長 給与課
	587			部分開示 (3号)	市長 給与課
	588			不存在	市長 給与課
	589			開示	市長 総務課
414 ※	590	2023年 3月24日	私の職員採用に関する一連の書類	不開示 (2号)	市長 保育指導課
	591			不存在	市長 保育指導課
415 ※	592	2023年 3月24日	保育指導課の職員採用に関する事務手続 (指示文書)に係る文書	開示	市長 保育指導課
	593			不存在	市長 保育指導課
416	594	2023年 3月24日	金入り設計書 配水管布設工事(配整4-43)ほか2件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
417	595	2023年 3月24日	金入り設計書 堀町ポンプ所場内配管布設工事	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
418	596	2023年 3月24日	金入り設計書 下水道施設長寿命化工事(4-30)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
419	597	2023年 3月27日	福山市東交流館の防犯対策に関するマニュアル	開示	市長 中部地域振興課
420 ※	598	2023年 3月27日	金入り設計書 水道メーター取替業務委託(北部ブロック)ほか5件	取下げ	上下水道事業管理者 上下水道総務課
421 ※	599	2023年 3月28日	金入り設計書 電線共同溝整備工事(西町若松線・4-1)ほか6件	開示	市長 道路整備課
	600			開示	市長 農林整備課
	601			開示	市長 港湾河川課
	602			開示	市長 福山道路・幹線道路課
422 ※	603	2023年 3月28日	金入り設計書 福山城公園除草清掃(前期分)業務委託ほか10件	開示	市長 公園緑地課
423 ※	604	2023年 3月28日	金入り設計書 走島配水池送配水管布設工事ほか8件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
424	605	2023年 3月28日	石材受入費(処分費)に係る決定単価一覧表	取下げ	市長 情報管理課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
425	606	2023年 3月28日	「福山市広報テレビ番組放送業務」全参加者の企画提案書	部分開示 (3号)	市長 情報発信課
	607			不開示 (3号)	市長 情報発信課
426	608	2023年 3月28日	「福山市広報テレビ番組放送業務委託に関するプロポーザル」に係る選定事業者の企画提案書	不開示 (3号)	市長 情報発信課
427	609	2023年 3月28日	金入り設計書 福山市山手町住宅 2-202 他空室改修工事ほか4件	開示	市長 営繕課
	610			開示	教育委員会 施設課
428 ※	611	2023年 3月28日	金入り設計書 市道等維持修繕業務委託(D区域)	開示	市長 道路整備課
429	612	2023年 3月29日	金入り設計書 雨水貯蓄施設整備工事(平田池)ほか3件	開示	市長 神辺建設産業課
	613			開示	市長 北部建設産業課
	614			開示	市長 道路整備課
430	615	2023年 3月29日	金入り設計書 手城ポンプ場遊水地整備工事(その4)ほか10件	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
431	616	2023年 3月30日	金入り設計書 測量・設計業務委託(都市計画道路川南湯田村駅線・4-2)	開示	市長 福山道路・幹線道路課
432 ※	617	2023年 3月30日	消防水利施設の設置・維持管理に関する事務を規定した文書	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
	618			開示	市長 危機管理防災課(消防担当)
433	619	2023年 3月30日	福山市内全域に係る地番図(地籍図)及び路線価図のshape file形式データ	不存在	市長 資産税課
	620			開示	市長 資産税課
434 ※	621	2023年 3月31日	現公民館名を交流館名に変更するに至る起案及び公民館名廃止と新交流館名に係る起案を含む資料	開示	市長 総務課
	622			開示	市長 危機管理防災課
	623			部分開示 (2,3号)	市長 危機管理防災課
	624			開示	市長 まちづくり推進課
	625			開示	市長 中部地域振興課
	626			開示	市長 北部地域振興課
	627			開示	市長 神辺地域振興課
	628			開示	市長 松永地域振興課

請求等 件数	決定等 件数	受付日	対象公文書名又は請求内容	決定等内容 (不開示等理由)	実施機関 事務担当課
434 ※	629	2023年 3月31日	現公民館名を交流館名に変更するに至る 起案及び公民館名廃止と新交流館名に係 る起案を含む資料	開示	市長 南部地域振興課
	630			開示	市長 東部地域振興課
435	631	2023年 3月31日	人事異動一覧表(一般職員を含む)	開示	市長 人事課
436	632	2023年 3月31日	金入り設計書 川南2号及び4号幹線下水道築造工事(4 -2)	開示	上下水道事業管理者 上下水道総務課
437	633	2023年 3月31日	入札結果の各社の評価点の項目ごとの内訳 川南2号及び4号幹線下水道築造工事(4 -2)	部分開示 (2号)	上下水道事業管理者 上下水道総務課
438 ※	634	2023年 3月31日	福山市ホームページバナー広告取扱業務 に係る予定価格及び全応札企業と全応札 金額が分かる文書(2021~2023年度)	部分開示 (2,3号)	市長 情報発信課

- ・ 請求等件数の※は電子申請，○は申出です。
- ・ 2022年度（令和4年度）の電子申請は151件，申出は5件です。

## 2 福山市情報公開審査会の運営状況

### (1) 福山市情報公開審査会

審査会は、公文書の開示決定等又はその不作為について不服がある場合の救済機関として設置されたものです。

条例第21条に規定する実施機関の処分又はその不作為について、行政不服審査法に基づく審査請求があった場合、実施機関は明らかに不適法であることを理由として却下するとき又は審査請求の全部を認容するときを除き、遅滞なく審査会に諮問し、裁決をしなければなりません。

2022年度（令和4年度）は、審査請求が2件ありましたが、そのうち1件は請求を認容して開示し、もう1件は2つの実施機関に対して提出されたものであり、それぞれの実施機関において原処分妥当との答申を得て、請求を棄却しました。

### (2) 福山市情報公開審査会の開催状況

開催年月日	内容
2022年(令和4年)12月26日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘書課等に提出された審査請求の審議</li> <li>・教育総務課に提出された審査請求の審議</li> </ul>
2023年(令和5年)2月3日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘書課等の答申案の審議</li> <li>・教育総務課の答申案の審議</li> </ul>
2023年(令和5年)3月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・秘書課等の答申案の審議</li> <li>・教育総務課の答申案の審議</li> </ul>

### (3) 審査請求等の状況

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
	申立	答申決定					
1	1995.6.5 1995.6.20 1995.12.19 1996.1.16	1995.12.19 1996.1.16	政策調整会議における審議経過等についての拒否決定	市長	一部を除き公開すべき(答申第1号)	一部変更	
2	1996.7.23 1996.7.31 1997.3.25 1997.3.27	1997.3.25 1997.3.27	(仮称)多治米南土地区画整理事業B調査(前半)報告書についての一部承諾決定	市長	原処分妥当(答申第2号)	棄却	
3	1999.10.1 1999.10.5 1999.11.16	1999.11.16	道路台帳平面図についての一部承諾決定	市長			是正措置を講じたため



	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
4	申立 諮問 答申 決定	1999. 11. 26 1999. 11. 30 2000. 5. 8 2000. 5. 22	市長，助役，収入役，東京事務所長の交際費(相手方明記)についての一部承諾決定	市長	原処分妥当 (答申第3号)	棄却	
5	申立 諮問 答申 決定	1999. 12. 2 1999. 12. 8 2000. 5. 8 2000. 5. 22	市長，助役，収入役，東京事務所長の公務関係の交際費支出についての一部承諾決定	市長			
6	申立 諮問 取下げ	2000. 3. 1 2000. 3. 2 2000. 6. 28	福山道路・西環状線環境評価準備書に係る市長意見についての一部承諾決定	市長			2000. 6. 19 対象公文書の公開
7	申立 諮問 取下げ	2000. 3. 1 2000. 3. 2 2001. 3. 5	福山道路・西環状線環境評価準備書に関する県からの意見の概要と福山道路の見解書についての一部承諾決定	市長			2001. 1. 17 対象公文書の公開
8	申立 諮問 答申 決定	2001. 4. 24 2001. 4. 26 2001. 9. 6 2001. 9. 17	教職員の行政処分に関する公文書についての一部承諾決定	教育委員会	一部を除き 公開すべき (答申第4号)	一部変更	
9	申立 却下	2007. 4. 19 2007. 5. 25	建築計画概要書についての公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
10	申立 諮問 取下げ	2008. 5. 16 2008. 6. 5 2008. 7. 22	福山駅前広場整備に伴う福山城外堀遺構の取扱いに関する国との協議内容についての公文書部分開示決定	教育委員会			2008. 7. 22 対象公文書の開示
11	申立 諮問 答申 決定	2008. 5. 23 2008. 6. 10 2008. 10. 10 2008. 10. 20	芦田町ほ場整備事業に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第5号)	棄却	
12	申立 取下げ	2008. 5. 23 2008. 5. 26	ほ場整備区域内で施工された市道の用地買収に関する公文書部分開示決定	市長			不要な情報 まで開示し たとの申立 て

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
13	申立 諮問 答申 決定	2009. 6. 3 2009. 6. 22 2009. 10. 2 2009. 10. 13	平成 19 年 8 月吉日に提出された「事前指導申請について(依頼)」の開示された書類の未開示部分に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第 6 号)	棄却	
14	申立 諮問 答申 決定	2010. 1. 28 2010. 2. 23 2010. 8. 26 2010. 9. 21	鞆に関する伝建・重文等に関わる文化庁及び広島県と協議した報告文書及び資料に関する公文書部分開示決定	教育委員会	不開示部分の一部を除き妥当 (答申第 7 号)	一部変更	
15	申立 諮問 答申 決定	2010. 5. 24 2010. 7. 22 2011. 4. 15 2011. 5. 9	同道地区ほ場整備工事の法的根拠、このほ場整備工事による(B/C)に関する公文書不存在決定	市長	公文書不存在決定の取り消し (答申第 9 号)	決定の取り消し	
16	申立 諮問 答申 決定	2010. 8. 30 2010. 9. 14 2011. 2. 24 2011. 3. 10	北部建設産業課内の人事異動に伴う事務引継書に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第 8 号)	棄 却	
17	申立 決定	2012. 5. 10 2012. 7. 6	・広島県大学図書館協議会総会への出席(復命)に関する部分開示決定 ・同協議会に福山市立大学附属図書館が加盟した資料と同協議会協議会より入手した資料	市長		開示等	2012. 7. 6 開示決定等の取消し及び対象文書の開示
18	申立 決定	2012. 7. 2 2012. 12. 25	平成 17 年 6 月定例市議会で執行後報告された「市立〇〇中学校においての体罰行為に対する損害賠償」を不開示とした決定	市長		開示等	2012. 12. 25 部分開示決定を追加して決定

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
19	申立 決定	2012. 7. 10 2012. 11. 12	台風の影響で福山市東深津町地内における崖崩れが起きた箇所を危険な区域として、建設政策課が保有する資料を不開示とした決定	市長		開示	2012. 11. 12 対象文書の 全部開示
20	申立 諮問 答申 決定	2012. 7. 10 2012. 10. 4 2013. 1. 16 2013. 1. 29	台風の影響で福山市東深津町地内における崖崩れが起きた箇所で、以前の土砂災害を含めた資料に関する公文書不存決定	市長	原処分妥当 (答申第10号)	棄却	
21	申立 決定	2012. 7. 25 2012. 12. 25	平成 4 年 3 月定例市議会において執行後報告された「遠足中の児童の負傷事故 1 件」を不開示とした決定	市長		開示等	2012. 12. 25 部分開示決定を追加して決定
	申立 諮問 答申 決定	2012. 7. 25 2012. 12. 25 2013. 4. 24 2013. 5. 9	平成 16 年 5 月臨時市議会において、執行後報告された交通事故の記載等に関する対象文書の部分開示決定等	市長	原処分妥当 (答申第11号)	棄却	
22	申立 諮問 答申 決定	2013. 4. 24 2013. 5. 22 2014. 3. 27 2014. 6. 30	保健部総務課が行った診療所立入検査関係書についての部分開示決定	市長	一部開示すべき (答申第12号)	一部変更	
23	申立 却下	2013. 5. 13 2013. 5. 27	〇〇さんと〇〇さんの保育所入所手続に関する書面についての公文書存否応答拒否決定	市長		却下	
24	申立 決定	2013. 10. 29 2013. 12. 9	路上放置自転車に関する公文書についての公文書不存決定	市長		部分開示	2013. 12. 9 不存決定を 取消し対象 文書の部分 開示決定
25	申立 諮問 取下げ	2013. 12. 5 2014. 1. 31 2014. 3. 7	福山市内の小学 2 年生と小学 5 年生の少女誘拐事件の資料の公文書部分開示決定	教育委員会			

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
26	申立 諮問 答申 決定	2014. 1. 10 2014. 2. 7 2014. 8. 25 2014. 9. 26	生活保護費支給に関する書類の公文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第13号)	棄却	
27	申立 諮問 答申 決定	2014. 1. 16 2014. 2. 7 2014. 8. 25 2014. 9. 26	生活保護費支給に関する書類の公文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第14号)	棄却	
28	申立 取下げ	2014. 3. 6 2014. 3. 7	福山市ホームページに関する公文書不 存在決定	市長			
29	申立 決定	2014. 8. 7 2014. 10. 1	財務関係書類に関する公文書部分 開示決定	市長		原決定の 一部変更	
30	申立 諮問 答申 決定	2014. 8. 11 2014. 9. 16 2015. 2. 20 2015. 4. 30	定期監査関係書類に関する公文書部 分開示決定	教育委員会	一部開示 すべき (答申第15号)	原決定の 一部変更	
31	申立 決定	2014. 8. 28 2014. 12. 24	出納員収納事務に関する公文書部分 開示決定	市長		原決定の 一部変更	
	申立 諮問 取下げ	2014. 8. 28 2014. 12. 24 2015. 1. 21	出納員収納事務に関する公文書不存 在決定	市長			
32	申立 決定	2014. 9. 2 2014. 10. 28	出納員収納事務に関する公文書部分 開示決定	市長		原決定の 一部変更	
	申立 決定	2014. 9. 2 2014. 10. 28	出納員収納事務に関する不 存在決定	市長		開示	
33	申立 取下げ	2014. 9. 3 2014. 9. 9	高額医療費申請書に関する公文書部 分開示決定	市長			
34	申立 決定	2014. 9. 3	出納員収納事務に関する部分開示決 定	市長		原決定の 一部変更	
35	申立 決定	2014. 9. 12 2014. 10. 28	OCR納付書, OCR領収書, 原符, 及び現金取扱領収証書に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の 一部変更	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
36	申立 決定	2014. 9. 30 2014. 10. 29	出納員収納事務に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
37	申立 諮問 取下げ	2014. 10. 1 2015. 1. 6 2015. 1. 21	現金出納状況報告書とOCR納付書とOCR領収証書に関する公文書不存在決定	市長			
38	申立 諮問 答申 決定	2014. 11. 4 2014. 12. 4 2015. 9. 18 2015. 12. 2	福山市商業施設の委託事業者を選定するプロポーザルの提案書に関する部分開示決定	市長	一部開示すべき (答申第16号)	原決定の一部変更	
39	申立 裁決	2014. 11. 19 2017. 9. 8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		開示	
40	申立 決定	2014. 11. 21 2014. 12. 22	配水管布設工事書類に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者		原決定の一部変更	
41	申立 裁決	2014. 12. 2 2017. 9. 8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		開示	
42	申立 決定	2014. 12. 22 2015. 1. 8	定期監査関係書類に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
43	申立 諮問 答申 裁決	2015. 1. 21 2018. 3. 13 2018. 9. 27 2018. 10. 12	出納員収納事務に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
44	申立 諮問 答申 裁決	2015. 2. 20 2018. 1. 12 2018. 5. 24 2018. 6. 28	地籍図面に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第20号)	棄却	
45	申立 諮問 答申 裁決	2015. 3. 24 2018. 5. 15 2019. 1. 24 2019. 2. 8	滞納整理簿の公文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定の一部変更	
46	申立 取下げ	2015. 6. 9 2015. 6. 24	前渡金出納簿に関する公文書不存在決定	市長			
47	申立 取下げ	2015. 6. 10 2015. 7. 8	前渡金出納簿に関する公文書不存在決定	市長			

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
48	申立 諮問 答申 裁決	2015. 7. 1 2018. 5. 15 2019. 1. 24 2019. 2. 8	滞納整理簿に関する公文書不開示決定	市長	原処分妥当 (答申第23号)	原決定の一部変更	
49	申立 諮問 裁決	2015. 8. 11 2017. 10. 20 2017. 11. 14	財務関係簿冊に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
50	申立 決定	2015. 8. 26 2015. 9. 27	法人名に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
51	申立 諮問 答申 裁決	2015. 9. 8 2018. 3. 13 2018. 9. 27 2018. 10. 12	現金取扱領収書に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第22号)	棄却	
52	申立 取下げ	2015. 9. 14 2016. 9. 21	納付書に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者			
53	申立 補正 裁決	2015. 9. 15 2017. 10. 4 2017. 10. 25	支払明細に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
54	申立 決定	2015. 9. 29 2015. 10. 28	領収済通知書に関する公文書部分開示決定	市長		原決定の一部変更	
55	申立 裁決	2015. 12. 11 2017. 11. 1	申請書に関する公文書不存在決定	市長		開示	
56	申立 取下げ	2016. 5. 2 2016. 6. 6	現金取扱員に関する公文書部分開示決定	市長			
57	申立 諮問 答申 裁決	2016. 5. 25 2018. 3. 13 2018. 5. 24 2018. 6. 21	生活保護手帳に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第21号)	棄却	
58	請求 裁決	2016. 7. 7 2017. 9. 22	税・税外収入整理表に関する公文書不存在決定	市長		開示	
59	請求 補正 裁決	2016. 7. 21 2017. 8. 31 2017. 9. 27	工事書類に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正 がなされな かったため
60	請求 諮問 答申 裁決	2016. 9. 15 2017. 10. 19 2018. 2. 15 2018. 6. 8	法人名に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
61	請求 補正 裁決	2016.9.16 2017.12.5 2017.12.27	法人名、金額に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
62	請求 諮問 答申 裁決	2016.9.21 2017.10.13 2017.11.20 2018.1.22	領収書に関する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第17号)	棄却	
63	請求 裁決	2016.10.19 2017.12.27	業務委託実施設計書に関する公文書部分開示決定	教育委員会		開示	
64	請求 諮問 答申 裁決	2017.1.13 2017.10.19 2018.2.15 2018.6.8	個人名、法人名に関する公文書部分開示決定	上下水道 事業管理 者	原処分妥当 (答申第19号)	棄却	
65	請求 補正 裁決	2017.1.27 2017.9.8 2017.10.11	個人名、法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
66	請求 補正 裁決	2017.1.30 2017.9.8 2017.10.2	法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
67	請求 補正 裁決	2017.3.2 2017.9.8 2017.10.2	設計書に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
68	請求 諮問 答申 裁決	2017.3.8 2017.10.17 2017.12.21 2018.1.23	起案作成時の第1次判断に関する公文書部分開示決定	選挙管理 委員会	原処分妥当 (答申第18号)	棄却	
69	請求 補正 裁決	2017.4.21 2018.3.1 2018.3.20	起案作成時の第1次判断に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
70	請求 補正 裁決	2017.4.24 2017.12.22 2018.2.16	原本と写しの不開示部分の相違	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
71	請求 補正 裁決	2017.5.11 2017.11.14 2017.11.29	再振込依頼書に関する公文書不存在決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
72	請求 補正 裁決	2017.5.12 2018.3.1 2018.3.20	個人名に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
73	請求 補正 裁決	2017.5.16 2017.12.5 2017.12.27	個人名、法人情報に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
74	請求 補正 裁決	2017.5.18 2017.11.14 2017.12.6	法人名に関する公文書部分開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため

	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
75	請求 諮問 答申 裁決	2018.6.15 2018.8.17 2019.4.25 2019.6.6	医療事故報告に関する公文書不開示決定	病院事業 管理者	一部開示 すべき (答申第24号)	部分開示	
76	請求 却下	2019.9.27 2019.10.30	消防組合に関する公文書開示請求拒否決定	市長		却下	審査請求の 期限を超過
77	請求 諮問 答申 裁決	2020.1.6 2020.2.18 2020.8.5 2020.8.19	地域防災計画に関する公文書部分開示決定	市長	開示すべき (答申第25号)	開示	
78	請求 決定 裁決	2020.2.17 2020.2.27 2020.6.11	話し合いの資料に関する公文書不存在決定	教育委員会		取消して 部分開示 却下	補正にも取 下げにも応 じなかった ため
79	請求 補正 裁決	2020.2.17 2020.3.2 2020.6.11	アンケートに関する公文書不開示決定	教育委員会		却下	必要な補正 がなされな かったため
80	請求 補正 裁決	2020.3.2 2020.4.8 2020.7.10	話し合いの資料に関する公文書不存在決定を取消して部分開示決定	教育委員会		却下	必要な補正 がなされな かったため
81	請求 補正 諮問 答申 裁決	2020.12.14 2021.1.4 2021.3.25 2021.6.28 2021.7.14	不法占用に関する公文書不存在決定	市長	原処分妥当 (答申第27号)	棄却	
82	請求 諮問 答申 裁決	2020.12.18 2021.3.4 2021.6.28 2021.7.14	公開質問状に対する回答の決裁に関する公文書不開示決定	教育委員会	取り消すべ き (答申第26号)	取り消し て不存在 及び部分 開示決定	
83	請求 裁決	2021.1.4 2021.1.14	公図に関する公文書部分開示決定	市長		認容して 開示	「旧図」の 開示
84	請求 裁決	2021.1.26 2021.3.2	「旧図」の開示を求める審査請求を認容して開示	市長		却下	裁決に対し 審査請求で きないため
85	請求 諮問 答申 裁決	2021.3.10 2021.4.2 2021.12.21 2022.2.14	パワハラ疑義事案の報告書に関する公文書部分開示決定	市長	取り消すべ き (答申第28号)	取り消し て部分開 示決定	
86	請求 補正 諮問 答申 裁決	2021.4.2 2021.4.16 2021.7.14 2021.12.21 2022.1.7	農地転用及び和解の仲介の記録に関する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第29号)	棄却	



	年月日		案件名	実施機関	答申内容	決定裁決内容	備考
87	請求 補正 裁決	2021.4.14 2021.4.30 2021.5.21	運営状況報告書に関する公文書不開示決定	市長		却下	必要な補正がなされなかったため
88	請求 諮問 答申 裁決	2021.6.22 2021.7.14 2021.12.21 2022.1.14	農地法第18条第6項の規定による通知書に関する公文書部分開示決定	農業委員会	原処分妥当 (答申第30号)	棄却	
89	請求 諮問 諮問の 取下げ 裁決	2021.9.13 2021.11.15 2021.12.6 2021.12.6	判決書に関する部分開示決定	固定資産 評価審査 委員会		認容して 部分開示 決定	
90	請求 裁決	2022.9.16 2022.10.14	空室改修工事一式に関する公文書部分開示決定	市長		認容して 開示	
91	請求 諮問 答申 裁決	2022.9.21 2022.12.1 2023.3.8 2023.3.27	寄附金の受納等に関する公文書開示決定及び公文書部分開示決定	市長	原処分妥当 (答申第31号)	棄却	
	請求 諮問 答申 裁決	2022.9.21 2022.12.1 2023.3.8 2023.3.27	寄附金の受納等に関する公文書部分開示決定	教育委員会	原処分妥当 (答申第32号)	棄却	

#### (4) 福山市情報公開審査会委員

2023年(令和5年)3月31日現在

役 職	名 前	職 名 等
会 長	はぎ た けい すけ 萩 田 啓 祐	弁護士
副 会 長	おり はし よう すけ 折 橋 洋 介	広島大学教授
	こ ぼやし ひろ こ 小 林 広 子	税理士
	まつ おか りょう 松 岡 諒	弁護士
	やま さき よし あき 山 崎 義 明	弁護士

任期：2021年(令和3年)7月1日～2023年(令和5年)6月30日

(5) 福山市情報公開審査会答申

答 申 第 3 1 号  
2023 年（令和 5 年）3 月 8 日

福山市長 枝広 直幹 様  
（市長公室秘書課）  
（総務部総務課）  
（まちづくり推進部人権・生涯学習課）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書部分開示決定等に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例第 21 条第 4 項に基づく，2022 年（令和 4 年）12 月 1 日  
付け福秘第 118 号での諮問について，別紙のとおり答申します。

## 答 申

### 1 審査会の結論

本件審査請求の対象となった公文書について、開示又は個人情報に該当する部分を除いて部分開示とした福山市長（以下「実施機関」という。）の決定（以下「本件処分」という。）は、結論において妥当である。

### 2 審査請求の経過

#### (1) 2022年（令和4年）8月25日

審査請求人は、実施機関に対し、福山市情報公開条例（平成14年条例第2号。以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、「[redacted]から寄付金を受領した際の公文書及び市長が[redacted]と面会した際の公文書（本件に関与した国賊公務員等の出勤簿等、氏名の分かる文書含む）」を内容とする公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### (2) 2022年（令和4年）9月6日～8日

実施機関は、次の担当課ごとに記載する公文書を対象公文書（以下「本件対象公文書」という。）と特定して本件処分を行い、公文書開示決定通知書及び公文書部分開示決定通知書を送付した。

ア 総務課 寄附の受納について（伺い）

イ 秘書課 2018年度（平成30年度） 寄附申出報告書（[redacted]）, 寄附受納式次第, 相手方からの情報提供書

2020年度（令和2年度） 寄附申出報告書（[redacted]）, 情報提供書, 寄附受納式次第

2021年度（令和3年度） 寄附申出報告書（[redacted]）, 寄附受納に係る起案（寄附受納通知, 寄附書, [redacted]からのチラシ）, 情報提供書, 寄附受納式次第

ウ 人権・生涯学習課 表敬訪問についての実施起案

#### (3) 2022年（令和4年）9月21日

審査請求人は、本件処分を不服とする審査請求書（以下「本件審査請求書」という。）を提出した。

#### (4) 2022年（令和4年）10月14日

実施機関は、弁明書を送付した。

#### (5) 2022年（令和4年）12月1日

審査請求人から反論書の提出が期日までになかったため、実施機関は、条例

第21条第4項の規定に基づき、本審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が本件審査請求書及び意見照会に対する回答書に記載した主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 審査請求の趣旨

決裁文書で決裁を行った国賊公務員等の出勤簿を開示するよう求める。

#### (2) 審査請求の理由

本件開示請求は、福山市が [ ] から寄附金を受領した際の公文書開示請求であり、その寄附金受領に関与した国賊公務員等の出勤簿の開示も求めている事案であるが、その対象文書として決裁文書を開示しているものの決裁を行った国賊公務員等の出勤簿は、開示されていないため。

#### (3) 審査会からの意見照会（質問）及びそれに対する回答

本審査会からの条例第23条第5項の規定に基づく、本件審査請求に係る意見照会（質問）及びそれに対する回答は、以下のとおりである。

ア 質問 あなたは、2022年8月25日付け公文書開示請求（申出）書の請求（申出）の内容に、「本件に関与した国賊公務員等の出勤簿等、氏名の分かる文書含む」と記載されていますが、当該請求は対象とする公文書を「国賊公務員等」に関わるものに限定する趣旨でしょうか。それとも本件に関与した公務員に関わる公文書を対象とする趣旨でしょうか。

回答 この質問は、意味不明

イ 質問 あなたは、審査請求の趣旨において「決裁文書で決裁を行った国賊公務員等の出勤簿を開示せよ。」と記載されていますが、決裁権者の出勤簿の開示を求める趣旨でよろしいでしょうか。

回答 YES

ウ 質問 あなたが開示を求めている出勤簿は、具体的にいつからいつまでの期間のものを指していますでしょうか。

回答 （決裁権者の）フルネームが分かれば、いつのでも構わない

### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

#### (1) 本件対象公文書及び条例第6条第1項第2号該当性について

本件開示請求を受けて、上記「2 審査請求の経過」（2）を対象となる公文書とし、本件処分を行った。

本件対象公文書のうちアについては開示決定、イ及びウについては部分開示

決定としており、不開示情報の部分は、顔写真、個人の名前、電話番号及びメールアドレスで、その理由はいずれも個人に関する情報であって特定の個人を識別できるものであることから、本号に該当する。

(2) 本件対象公文書の特定に係る判断について

本件処分を行うに当たり、本件開示請求の「(本件に関与した国賊公務員等の出勤簿等、氏名の分かる文書含む)」という内容に係る対象公文書について、実施機関において検討を行ったが、そもそも出勤簿とは特定日付において出勤をしたことを記す帳簿であり、特定の公務に関わったことについて記録がされているものではないことからすると、仮に出勤簿を開示したところで審査請求人の目的に沿うものではない。上記(1)で開示又は部分開示の決定を行った公文書のうち、それぞれの起案文書を見れば誰が決裁を行ったのか分かるし、寄附受納式についても、情報提供書をみれば出席者の記載があるため、特段この記載に対して上記(1)以外の公文書を開示する必要はないと判断したものである。

(3) 本件審査請求書の理由について

審査請求人は、審査請求の理由において、「出勤簿」という形式の公文書の開示も求める趣旨であったことを明確に表明しており、この点、審査請求人の主観として、当初から同趣旨であったことについては実施機関が否定できるものではない。しかしながら、当該審査請求理由の記載と本件開示請求における請求の内容には少なからず乖離があり、本件開示請求の段階において実施機関が上記(2)のように判断したことについては、相当の理由があるというべきである。

(4) 本件開示請求に記載の表現について

本件開示請求における「本件に関与した国賊公務員等の出勤簿等、氏名の分かる文書」という記載に関しては、本市の職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しているものであり、個々の事務遂行において市民の批判にさらされる事態が生じ得ることはあっても、それをもって「国賊公務員」と表現される職員は存在しない。また、審査請求人は、審査請求の理由の中でも、「この連中は■■■■の犬である。」「暴力団・・・から金を受け取る事と、やっている事は、同じである。」などと、本市職員を誹謗中傷する記載を行っているものである。

条例上開示請求者には「適切な請求」の努力義務が規定されているのみならず、開示された情報の適正使用義務が課されていることに照らせば、当該誹謗中傷する表現を前提とする開示請求に対しては本市として応じることができない。

(5) 審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 本件対象公文書のうち、起案用紙に押印してある印鑑は決裁に関わった者の印鑑である。

イ 本件開示請求の内容から、本件対象公文書を特定したため、特段開示請求人に対して具体的な公文書名を求めるなどといった、公文書の特定に係る補正までは行っていない。

ウ 出勤簿というのは、当該システムにおいて市全体で管理しているものであり、その出勤簿自体は帳票で出力することができる。

## 5 審査会の判断

### (1) 対象となる公文書の特定について

審査請求人が開示を求めている「国賊公務員等の出勤簿」であるが、意見照会に対する審査請求人からの回答を踏まえても、「国賊公務員等」というものが単なる「公務員」とは違うものとして具体的にどういうものを指すのかが不明である。したがって、審査会としては、当該「国賊公務員等の出勤簿」が、実施機関が保有し得る公文書のうちどの公文書を意味するのか判断し得ず、開示請求の対象となる公文書の特定ができない。

### (2) 結論

よって、対象となる公文書を特定できない以上、本件開示請求に対して決定をした公文書に不足があったということとはできないというべきである。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

## 6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2022年（令和4年）12月1日	諮問書の受理
2022年（令和4年）12月26日	第1回審査会（実施機関の意見陳述及び質疑）
2023年（令和5年）2月3日	第2回審査会（答申の検討等）
2023年（令和5年）3月8日	第3回審査会（答申の検討等）

## 7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授

	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

答 申 第 3 2 号  
2023 年（令和 5 年）3 月 8 日

福山市教育委員会  
教育長 三好 雅章 様  
（管理部教育総務課）

福山市情報公開審査会  
会長 萩 田 啓 祐

公文書部分開示決定に対する審査請求に係る諮問について（答申）

福山市情報公開条例第 21 条第 4 項に基づく，2022 年（令和 4 年）12 月 1 日  
付け福教総第 598 号での諮問について，別紙のとおり答申します。





本件開示請求は、福山市が [ ] から寄附金を受領した際の公文書開示請求であり、その寄附金受領に関与した国賊公務員等の出勤簿の開示も求めている事案であるが、その対象文書として決裁文書を開示しているものの決裁を行った国賊公務員等の出勤簿は、開示されていないため。

(3) 審査会からの意見照会（質問）及びそれに対する回答

本審査会からの条例第23条第5項の規定に基づく、本件審査請求に係る意見照会（質問）及びそれに対する回答は、以下のとおりである。

ア 質問 あなたは、2022年8月25日付け公文書開示請求（申出）書の請求（申出）の内容に、「本件に関与した国賊公務員等の出勤簿等、氏名の分かる文書含む」と記載されていますが、当該請求は対象とする公文書を「国賊公務員等」に関わるものに限定する趣旨でしょうか。それとも本件に関与した公務員に関わる公文書を対象とする趣旨でしょうか。

回答 この質問は、意味不明

イ 質問 あなたは、審査請求の趣旨において「決裁文書で決裁を行った国賊公務員等の出勤簿を開示せよ。」と記載されていますが、決裁権者の出勤簿の開示を求める趣旨でよろしいでしょうか。

回答 YES

ウ 質問 あなたが開示を求めている出勤簿は、具体的にいつからいつまでの期間のものを指していますでしょうか。

回答 （決裁権者の）フルネームが分かれば、いつのでも構わない

#### 4 実施機関の主張の要旨

実施機関が提出した弁明書及び審査会における口頭での質疑応答による実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書及び条例第6条第1項第3号該当性について

本件開示請求を受けて、2018年12月6日 [ ] からの寄附に係る寄附受納の起案文書を対象となる公文書とし、本件処分を行った。

当該部分開示決定に係る不開示情報の部分は、寄附書の代表印であり、その理由は法人に関する情報であって、法人等の競争上の利益又は事業運営上の地位が損なわれるものであることから、本号に該当する。

(2) 本件対象公文書の特定に係る判断について

本件処分を行うに当たり、本件開示請求の「(本件に関与した国賊公務員等の出勤簿等、氏名の分かる文書含む)」という内容に係る対象公文書について、実施機関において検討を行ったが、そもそも出勤簿とは特定日付において出勤をしたことを記す帳簿であり、特定の公務に関わったことについて記録がされているものではないことからすると、仮に出勤簿を開示したところで審査請求人の目的に沿うものではない。上記(1)で開示又は部分開示の決定を行った公文書のうち、それぞれの起案文書を見れば誰が決裁を行ったのか分かるし、寄附受納式に

についても、情報提供書をみれば出席者の記載があるため、特段この記載に対して上記（１）以外の公文書を開示する必要はないと判断したものである。

（３）本件審査請求書の理由について

審査請求人は、審査請求の理由において、「出勤簿」という形式の公文書の開示も求める趣旨であったことを明確に表明しており、この点、審査請求人の主観として、当初から同趣旨であったことについては実施機関が否定できるものではない。しかしながら、当該審査請求理由の記載と本件開示請求における請求の内容には少なからず乖離があり、本件開示請求の段階において実施機関が上記（２）のように判断したことについては、相当の理由があるというべきである。

（４）本件開示請求に記載の表現について

本件開示請求における「本件に関与した国賊公務員等の出勤簿等、氏名の分かる文書」という記載に関しては、本市の職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務しているものであり、個々の事務遂行において市民の批判にさらされる事態が生じ得ることはあっても、それをもって「国賊公務員」と表現される職員は存在しない。また、審査請求人は、審査請求の理由の中でも、「この連中は■■■■の犬である。」「暴力団・・・から金を受け取る事と、やっている事は、同じである。」などと、本市職員を誹謗中傷する記載を行っているものである。

条例上開示請求者には「適切な請求」の努力義務が規定されているのみならず、開示された情報の適正使用義務が課されていることに照らせば、当該誹謗中傷する表現を前提とする開示請求に対しては本市として応じることができない。

（５）審査会の質疑に対する回答及び主張

ア 本件対象公文書のうち、起案用紙に押印してある印鑑は決裁に関わった者の印鑑である。

イ 本件開示請求の内容から、本件対象公文書を特定したため、特段開示請求人に対して具体的な公文書名を求めるなどといった、公文書の特定に係る補正までは行っていない。

ウ 出勤簿というのは、当該システムにおいて市全体で管理しているものであり、その出勤簿自体は帳票で出力することができる。

## ５ 審査会の判断

（１）対象となる公文書の特定について

審査請求人が開示を求めている「国賊公務員等の出勤簿」であるが、意見照会に対する審査請求人からの回答を踏まえても、「国賊公務員等」というものが単なる「公務員」とは違うものとして具体的にどういうものを指すのかが不明である。したがって、審査会としては、当該「国賊公務員等の出勤簿」が、実施機関

が保有し得る公文書のうちどの公文書を意味するのか判断し得ず、開示請求の対象となる公文書の特定ができない。

(2) 結論

よって、対象となる公文書を特定できない以上、本件開示請求に対して決定をした公文書に不足があったということとはできないというべきである。

以上により、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	審 議 経 過
2022 年（令和 4 年）12 月 1 日	諮問書の受理
2022 年（令和 4 年）12 月 26 日	第 1 回審査会（実施機関の意見陳述及び質疑）
2023 年（令和 5 年）2 月 3 日	第 2 回審査会（答申の検討等）
2023 年（令和 5 年）3 月 8 日	第 3 回審査会（答申の検討等）

7 審査会委員

役 職	名 前	職 名 等
会 長	萩 田 啓 祐	弁護士
副会長	折 橋 洋 介	広島大学教授
	小 林 広 子	税理士
	松 岡 諒	弁護士
	山 崎 義 明	弁護士

### 3 福山市情報公開運営審議会の運営状況

#### (1) 福山市情報公開運営審議会

審議会は、情報公開制度の適正かつ円滑な運営を確保し、改善を図っていくことを目的として設置され、実施機関の諮問に応じて審議・答申を行うとともに、制度全般にわたって建議することができました。

#### (2) 苦情の申出の状況

2022年度（令和4年度）の情報公開条例第20条に基づく苦情の申出はありませんでした。

#### (3) 福山市情報公開運営審議会の開催状況

開催年月日	内容
2022年(令和4年) 10月28日	第1回審議会 ・情報公開制度の運営状況について ・公文書開示請求の状況について ・個人情報保護制度に係る対応について

#### (4) 福山市情報公開運営審議会委員

2023年（令和5年）3月31日現在

役職	名前	職名等
会長 調整員	みたにこうじろう 三谷浩二郎	弁護士
副会長	おおはらひろし 大原博	福山市自治会連合会副会長
	おのひろゆき 小野裕之	部落解放同盟福山市協議会副議長
	さかきほらのりお 榑原則男	福山市議会議員
	いしいかよこ 石井香代子	福山大学教授
	こばやしただこ 小林貞子	福山市女性連絡協議会会長
	おさだせいいち 長田誠一	連合広島福山地域協議会事務局長
	しみずひろとし 清水寛敏	福山市職員労働組合連合会中央執行委員長
	ふじいやすひろ 藤井康弘	福山市総務局長

任期：2021年（令和3年）7月1日～2023年（令和5年）3月31日（※）

（※）2023年（令和5年）4月1日からは、情報公開制度及び個人情報保護制度について一元

的な運用により、より適正かつ円滑なものとするため、「福山市情報公開・個人情報保護審議会条例」に基づく福山市情報公開・個人情報保護審議会を設置しています。

これに伴い、「福山市情報公開条例」に基づく福山市情報公開運営審議会は2023年（令和5年）3月31日をもって廃止となりました。

## 4 情報提供の状況

### (1) 市政情報室の利用

市政に関する情報を広く提供するため、1993年（平成5年）4月から市政情報室を開設しています。各種刊行物、統計資料等の市政に関する資料を自由に閲覧できます。

### (2) 市政情報室の資料

区 分	主 な 資 料 名
① 福山市が発行した刊行物	市政概要，広報ふくやま，各会計予算書，各会計歳入歳出決算書，主要な施策の成果等説明書，保健所事業概要，議会会議録，上下水道局事業年報，消防年報，福山市史，福山市議会史，上下水道局事業年報，消防年報，統計ふくやま ほか
② 国が発行した刊行物	国勢調査報告書，日本統計年鑑，日本の統計，工業統計表，商業統計表 ほか
③ 広島県が発行した刊行物	広島県統計年鑑，広島県の工業，商業統計調査報告，農林業センサス結果報告書 ほか
④ その他	判例地方自治，ガバナンス，市政，季報，新聞 ほか

### (3) 附属機関等の会議の公開

附属機関等の審議状況を市民に明らかにし、運営の透明性の向上を図るとともに、市政への市民参加を促進し、もって開かれた市政の実現に資するため、2010年（平成22年）4月から「附属機関等の会議の公開に関する指針」を定め、福山市ホームページに会議日程の周知及び会議結果の概要の公開をしています。

## 5 啓発活動の状況

情報公開制度の適正な運用を確保するとともに、この制度の趣旨・利用方法を市民に広く周知するため、次の取組みを行いました。

### (1) 制度の啓発

#### ① 福山市ホームページへの掲載

2022年（令和4年）12月に2021年度（令和3年度）の運営状況を公表しました。

#### ② 広報「ふくやま」への掲載

2022年（令和4年）6月号で2021年度（令和3年度）の運営状況を公表しました。

## 6 その他

### (1) 情報公開条例の改正経過

1993年7月1日	福山市情報公開条例(旧条例)施行
2001年7月	情報公開制度に係る検討会設置
2002年3月26日	3月議会にて福山市情報公開条例全部改正案可決
2002年7月1日	福山市情報公開条例(新条例)施行
2003年2月3日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2004年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2005年2月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2006年3月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2006年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2007年10月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2012年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2014年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2016年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2017年3月28日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行
2021年4月1日	福山市情報公開条例(一部改正条例)施行

## Ⅲ 資 料



## 福山市個人情報保護条例

平成15年6月30日  
条例第38号

福山市個人情報保護条例（平成2年条例第24号）の全部を改正する。

### 目次

- 第1章 総則（第1条—第5条）
- 第2章 個人情報の収集、保有及び利用（第6条—第13条）
- 第3章 個人情報取扱業務（第14条—第16条）
- 第4章 開示請求等
  - 第1節 開示（第17条—第26条）
  - 第2節 訂正、削除及び中止（第27条—第33条）
- 第5章 救済措置（第34条・第35条）
- 第6章 附属機関（第36条—第39条）
- 第7章 ネットワークに係る個人情報の取扱い（第40条—第43条）
- 第8章 雑則（第44条—第52条）
- 第9章 罰則（第53条—第57条）

### 附則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、個人情報に関する市民の権利を保障するとともに、市、市民及び民間事業者の責務を明らかにし、個人情報の適正な取扱いについて必要な事項を定めることにより、個人の尊厳に係る基本的人権を擁護することを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

3 この条例において「指定管理業務」とは、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務をいう。

4 この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。ただし、法人に関して記録された情報に含まれる当該法人の役員に関する情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。

(1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

(2) 個人識別符号が含まれるもの

5 この条例において「個人識別符号」とは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。

6 この条例において「保有個人情報」とは、実施機関の職員（特別職の職員を含む。以下同じ。）が職務上又は市の指定管理者（市が指定した指定管理者をいう。以下同じ。）の職員が市の指定管理業務（市の指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する

業務をいう。以下同じ。)に係る職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、公文書(福山市情報公開条例(平成14年条例第2号)第2条第4項に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

7 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。

8 この条例において「保有特定個人情報」とは、実施機関の職員が職務上又は市の指定管理者の職員が市の指定管理業務に係る職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、公文書に記録されているものに限る。

9 この条例において「情報提供等記録」とは、番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報をいう。

10 この条例において「本人」とは、個人情報又は個人情報に該当しない特定個人情報によって識別される特定の個人をいう。

(一部改正〔平成17年条例38号・101号・23年32号・25年46号・27年35号・29年27号・令和3年6号・4年3号〕)

(市の責務)

第3条 市は、個人の基本的な人権を擁護するため、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

2 市長は、個人情報の適正な取扱いを確保するため、市内に事務所又は事業所を有する民間事業者及び市民に対する支援に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(市の指定管理者の責務)

第3条の2 市の指定管理者は、個人の尊厳に係る基本的な人権を擁護するため、個人情報の保護に努めるとともに、前条第1項に規定する個人情報に関する市の施策を実施し、又は実施に協力しなければならない。

(追加〔平成17年条例38号〕)

(市民の責務)

第4条 市民は、個人情報の重要性を認識するとともに、相互に基本的な人権を尊重し、個人情報の保護に努めなければならない。

(民間事業者の責務)

第5条 民間事業者(市民の個人情報を保有し、又は利用するものに限る。以下同じ。)は、その事業活動の実施に当たっては、この条例の趣旨を十分に尊重し、個人情報に係る市民の基本的な人権の侵害を防止する措置を講ずるとともに、個人情報の保護に関する市の施策について協力しなければならない。

第2章 個人情報の収集、保有及び利用

(収集等の原則)

第6条 実施機関等(実施機関及び市の指定管理者をいう。以下同じ。)は、個人情報の収集、保有又は利用(以下「収集等」という。)に当たっては、当該個人情報の利用の目的(以下「利用目的」という。)を明確にした上で、その所掌する事務(市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務をいう。以下同じ。)に必要な最小限の範囲内で適正に行わなければならない。

2 実施機関等は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有する合理的な範囲を超えて行ってはならない。この場合において、保有個人情報を歴史的、文化的な資料若しくは学術研究の資料とするため又はその判断を行うまでの間保管するための利用目的の変更については、合理的な範囲内とする。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(収集等の制限)

第7条 実施機関等は、人種、思想、信条、宗教、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の基本的人権の侵害が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等が含まれる個人情報の収集等を行ってはならない。ただし、法令又は条例（以下「法令等」という。）の定めに基づくとき、又は所掌する事務の執行のために必要があると認められる場合で、市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するときは、この限りでない。

(一部改正〔平成17年条例38号・29年27号〕)

(直接収集)

第8条 実施機関等は、個人情報を収集するときは、本人から直接収集しなければならない。

2 実施機関等は、前項の規定により個人情報を収集しようとするときは、規則で定める事項を本人に明示しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、実施機関等は、次の各号のいずれかに該当するときは、本人以外のものから個人情報を収集することができる。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等の定めがあるとき。

(3) 人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(4) 公表された事実であるとき。

(5) その他実施機関等の所掌する事務の執行のために必要があると認められる場合で、市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

4 実施機関等は、前項第3号又は第5号に掲げるときに該当するものとして本人以外のものから個人情報の収集を行ったときは、次に掲げるときを除き、規則で定めるところによりその事実を本人に通知しなければならない。

(1) 本人の行方が知れないとき。

(2) 市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

5 申請その他これに類する行為により実施機関等が個人情報を収集したときは、本人から直接収集したものとみなす。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関等は、前条第3項各号に掲げるときを除き、保有個人情報（保有特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）について、利用目的の達成に必要な最小限の範囲を超えた利用（以下「目的外利用」という。）又は外部への提供（実施機関相互の提供及び実施機関から市の指定管理業務の範囲内で行う市の指定管理者への提供を除く。以下「外部提供」という。）を行ってはならない。

2 保有個人情報の目的外利用又は外部提供について、他の実施機関等があらかじめ本人の同意を得ているときは、当該目的外利用又は外部提供を行おうとする実施機関等が前条第3項第1号に規定する同意を得たものとみなす。

3 実施機関等は、保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行うため本人の同意を得ようとするときは、あらかじめ規則で定める事項を本人に明示しなければならない。

4 実施機関等は、前条第3項第3号又は第5号に掲げるときに該当するものとして保有個人情報の目的外利用又は外部提供を行ったときは、次に掲げるときを除き、規則で定めるところによりその事実を本人に通知しなければならない。

(1) 本人の行方が知れないとき。

(2) 市長が福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて別に定めるものに該当するとき。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕)

(保有特定個人情報の利用及び提供の制限)

第9条の2 実施機関等は、保有特定個人情報の目的外利用を行ってはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関等は、人の生命、身体、財産その他の利益に対する危険を避けるため緊急かつやむを得ないと認められる場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、保有特定個人情報（情報提供等記録を除く。以下この項において同じ。）の目的外利用を行うことができる。ただし、保有特定個人情報の目的外利用を行うことによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

3 実施機関等は、番号法第19条各号のいずれかに該当する場合を除き、保有特定個人情報の提供を行ってはならない。

4 前条第2項から第4項までの規定は、保有特定個人情報の目的外利用を行う場合について準用する。

（追加〔平成27年条例35号〕、一部改正〔平成27年条例35号〕）

（外部提供を受けるものに対する措置要求）

第10条 実施機関等は、保有個人情報の外部提供を行う場合において、必要があると認めるときは、保有個人情報の提供を受けるものに対し、外部提供に係る個人情報について、その利用の目的若しくは方法の制限その他必要な制限を付し、又はその漏えいの防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずることを求めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

（適正管理）

第11条 実施機関は、保有個人情報の保護を図るため個人情報保護管理責任者を定めなければならない。

2 実施機関は、保有個人情報の適正な維持管理のため次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 利用目的の達成に必要な範囲内で、保有個人情報を過去又は現在の事実と正確に合致させること。

(2) 保有個人情報の改ざん、滅失、き損その他の事故を防止すること。

(3) 保有個人情報の漏えい又は不当な利用を防止すること。

3 実施機関は、前項の措置を講ずるに当たり必要があるときは、他の実施機関等又は受託者に対し必要な指示を行うことができる。

4 実施機関は、保有個人情報が不要となった場合は、規則の定めるところにより、当該保有個人情報を速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

（職員の責務）

第12条 個人情報の収集等を行う実施機関の職員は、その職務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（市の指定管理者及び職員の責務等）

第12条の2 第11条第1項及び第2項の規定は、市の指定管理者が保有する保有個人情報の適正管理について準用する。

2 市の指定管理者は、実施機関から第11条第3項の指示があったときは、その指示に従い、必要な措置を講じなければならない。

3 市の指定管理者は、保有個人情報と市の指定管理業務以外の用に供する個人情報を分離し、又は容易に識別できるよう区分して適切に管理しなければならない。

4 市の指定管理者は、次の各号のいずれかに該当することにより個人情報の収集等の全部又は一部を停止するときは、実施機関の指示に従い、保有個人情報の引継ぎ、廃棄、消去その他の適正な処理を行わなければならない。

(1) 市の指定管理者の指定の期間が満了したとき。

(2) 市の指定管理業務が廃止されたとき。

(3) 市の指定管理者の指定が取り消されたとき。

- (4) 市の指定管理業務の全部又は一部が停止されたとき。
- 5 市の指定管理業務に従事する職員は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。その職を退いた後又は市の指定管理業務が終了した後も、同様とする。

(追加〔平成17年条例38号〕)

(受託者の責務)

第13条 実施機関から個人情報の処理に関する業務の委託を受けた者は、当該受託業務の範囲内で個人情報の適正な維持管理のため、第11条第2項第2号及び第3号に掲げる措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する受託業務に従事している者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容のみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。当該受託業務が終了した後も、同様とする。

### 第3章 個人情報取扱業務

(個人情報取扱業務の通知等)

第14条 実施機関等は、その所掌する事務の目的を達成するために保有個人情報を取り扱う業務（個人情報の処理の全部又は一部を他に委託して行う場合を含む。以下「個人情報取扱業務」という。）を行おうとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に通知しなければならない。これらの事項を変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 個人情報取扱業務の名称
  - (2) 個人情報取扱業務における保有個人情報の利用目的
  - (3) 個人情報取扱業務に利用する保有個人情報の項目
  - (4) 個人情報取扱業務を行う実施機関名及び組織名（市の指定管理者にあつては、その名称、管理する施設の名称及び実施機関の名称）
  - (5) その他規則で定める事項
- 2 実施機関等は、個人情報取扱業務を終了したときは、市長に対しその旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、前2項の規定による通知を受けたときは、規則で定めるところにより当該通知を受けた事項を福山市個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(個人情報取扱業務の公表)

第15条 市長は、実施機関等の個人情報取扱業務の状況について、規則で定めるところにより公表しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

(個人情報取扱業務通知書の閲覧)

第16条 市長は、第14条第1項の規定により実施機関等から通知された事項について、規則で定めるところにより一般の閲覧に供さなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

### 第4章 開示請求等

#### 第1節 開示

(開示請求権)

第17条 何人も、実施機関（市の指定管理者が保有する保有個人情報にあつては、当該市の指定管理者を指定した実施機関）に対し、保有個人情報（保有個人情報に該当しない保有特定個人情報を含む。以下この章において同じ。）であつて、自己を本人とするものの開示の請求を行うことができる。

- 2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人（保有特定個人情報にあつては、未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人。第21条第2項において同じ。）は、本人に代わつて前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）を行うことができる。

- 3 実施機関は、障害、疾病その他の理由により、本人が保有個人情報（保有特定個人情報を除く。次項において同じ。）の開示請求を行うことが困難であると認めるときは、規則で定めるところにより、代理人による開示請求を認めることができる。
- 4 実施機関は、心神耗弱等により本人が開示請求の意思を表明することができない場合（本人に第2項の法定代理人が置かれている場合を除く。）において、本人の権利利益を保護するために必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、本人以外の者による保有個人情報の開示請求を認めることができる。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（保有個人情報の開示義務）

第18条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求を行った者（以下「開示請求者」という。）に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。

- (1) 開示請求に係る本人の評価又は選考に関する情報であつて、開示請求に係る本人に知らせないことに理由があると認められるもの
- (2) 医療に関する診断、判定等に関する情報であつて、開示請求に係る本人に知らせないことが正当であると認められるもの
- (3) 法令等の定めるところ又は実施機関等が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、開示することができないと認められる情報
- (4) 開示請求に係る本人以外の個人情報又は開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求に係る本人以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関等が作成し、又は取得した情報であつて、開示することが公益上必要であると認められるもの
  - エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（個人情報保護法第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務（指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。）の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (5) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理業務に関する情報を除く。）又は開示請求に係る本人以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、開示することが必要であると認められる情報を除く。
- (6) 開示することにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は社会的差別を助長するおそれがある情報
- (7) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあつては、指定管理業務に関する情報に限

る。)であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(8) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(9) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求に係る本人以外のもの（以下「第三者」という。）が実施機関等の要請（市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務に関するものに限る。）を受けて、開示しないと条件で任意に提供したもの（指定管理者が提供する場合にあっては、指定管理業務に関するものを除く。）であって、第三者において通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が開示されないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを開示することにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められるものを除く。

2 開示請求に対し、当該開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成16年条例2号・17年38号・19年36号・令和3年6号・4年3号〕）

（部分開示）

第19条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報が含まれている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、保有個人情報を開示しなければならない。

2 開示請求に係る保有個人情報に前条第1項第4号の情報（開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、開示請求に係る本人以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求に係る本人以外の特定の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（裁量的開示）

第20条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に不開示情報（第18条第1項第3号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示することができる。

（開示請求の方法）

第21条 開示請求は、実施機関に対して、規則で定める事項を記載した請求書（以下「開示請求書」という。）を提出して行わなければならない。

- 2 前項の場合において、開示請求を行う者は、規則で定めるところにより、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（第17条第2項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人の資格を有すること及び当該法定代理人であること、同条第3項又は第4項の規定による開示請求にあつては開示請求に係る保有個人情報の本人が請求できない旨、開示請求を行う資格を有すること及び当該開示請求を行う者であること。）を示す書類を提示し、又は提出しなければならない。
- 3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。
- 4 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。  
（開示請求に対する決定等）

第22条 実施機関は、開示請求書の提出があつたときは、提出があつた日の翌日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る保有個人情報の開示の諾否の決定（第18条第2項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る保有個人情報が不存在であるときを含む。以下「開示決定等」という。）を行わなければならない。ただし、前条第3項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。

- 2 実施機関は、開示決定等を行ったときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の提出後直ちに開示請求に係る保有個人情報を開示するときは、この限りでない。
- 3 実施機関は、開示決定等の内容が、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部の開示を拒むものである場合において、当該開示を拒む理由がなくなる期日又は条件をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は条件を明らかにしなければならない。
- 4 実施機関は、開示決定等を行った場合において、当該開示決定等の内容が第18条第1項各号に掲げる不開示情報に該当するものとして、開示請求に係る保有個人情報の全部若しくは一部の開示を拒むものであるとき、又は同条第2項の規定により開示請求を拒むものであるときは、福山市個人情報保護審議会に報告するものとする。

（開示決定等の期限の特例）

第23条 実施機関は、やむを得ない理由により前条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求書の提出があつた日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期限及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

- 2 開示請求に係る保有個人情報が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る保有個人情報のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等を行い、残りの保有個人情報については相当の期間内に開示決定等を行えば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に定める期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。
  - (1) この項を適用する旨及びその理由
  - (2) 残りの保有個人情報について開示決定等を行う期限
- 3 前条第1項ただし書の規定は、第1項前段及び前項前段の場合に準用する。  
（第三者等保護に関する手続）

第24条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報に市以外のもの（開示請求に係る本人を除く。）に関する情報又は第三者が提供した第18条第1項第9号の情報が含まれる場



合において、開示決定等を行うに当たり必要があると認めるときは、当該市以外のもの又は当該第三者（以下「第三者等」という。）に対し、開示請求に係る保有個人情報の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

- 2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該保有個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定を行ったときは、直ちに当該第三者等に対し、当該決定の内容及び理由並びに開示を実施する日（以下「開示日」という。）を書面により通知しなければならない。

（事案の移送手続）

第25条 実施機関は、開示請求に係る保有個人情報（情報提供等記録を除く。）が他の実施機関等により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送を行った実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

- 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものとする。この場合において、移送を行った実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（指定管理業務に係る開示請求に関する指示）

第25条の2 実施機関は、市の指定管理者が保有する保有個人情報に対して開示請求があったときは、当該市の指定管理者に対し、開示請求のあった保有個人情報が記録された公文書を提出するよう求め、及び当該保有個人情報の開示に必要な手続を実施するよう指示するものとする。

- 2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例38号〕）

（保有個人情報の開示の方法）

第26条 保有個人情報の開示は、実施機関が第22条第2項の書面により指定する日時及び場所において行う。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

- 2 保有個人情報の開示は、規則で定めるところにより、閲覧、視聴又は写しの交付により行うものとする。ただし、閲覧又は視聴の方法による保有個人情報の開示にあつては、実施機関は、保有個人情報が記録された公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があるとき認めるときは、当該公文書の写しによってこれを行うことができる。

- 3 実施機関は、第24条第2項に規定する反対の意思を表示した意見書（以下「反対の意見書」という。）が提出された場合において、保有個人情報の全部又は一部を開示する旨の決定を行うときは、開示日までに当該決定の日の翌日から起算して少なくとも2週間を置かなければならない。

第2節 訂正、削除及び中止

（訂正の請求）

第27条 何人も、保有個人情報であつて、自己を本人とするものの内容が事実でないと思料するときは、規則で定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関（市の指定管理者が保有する保有個人情報にあつては、当該市の指定管理者を指定した実施機関をいう。次条及び第29条において同じ。）に対し、当該保有個人情報の全部又は一部の訂正（追加を含む。以下同じ。）を請求することができる。

（一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕）

（削除の請求）

第28条 何人も、保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条及び次条において同

じ。)であって、自己を本人とするものが次の各号に掲げる場合のいずれかに該当する  
と思料するときは、規則で定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機  
関に対し、当該保有個人情報の全部又は一部の削除を請求することができる。

(1) 第6条、第7条若しくは第8条第1項から第3項まで又は番号法第20条の規定に違  
反して収集され、又は保有されているとき。

(2) 番号法第29条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル(番号法第2条第  
9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。)に記録されているとき。

(全部改正〔平成27年条例35号〕、一部改正〔平成27年条例35号・29年27号〕)

(中止の請求)

第29条 何人も、保有個人情報であって、自己を本人とするものが第7条、第9条第1項  
若しくは第3項又は第9条の2(同条第4項にあつては、第9条第3項を準用する部分  
に限る。)の規定に違反して、利用され、若しくは利用されるおそれがあると思料する  
とき、又は提供され、若しくは提供されるおそれがあると思料するときは、規則で定め  
るところにより、実施機関に対し、その中止を請求することができる。

(全部改正〔平成27年条例35号〕)

(訂正等請求による一時停止)

第30条 実施機関等は、前3条の規定による請求(以下「訂正等請求」という。)があつ  
たときは、当該訂正等請求に対する決定を行うまでの間、当該保有個人情報の利用又は  
提供を一時停止し、又はその市の指定管理者に当該保有個人情報の利用又は提供を一  
時停止させなければならない。ただし、一時停止を行うことにより、当該保有個人情  
報の利用目的に係る事務の性質上、当該事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ  
があると認められる場合は、この限りでない。

2 実施機関等が前項ただし書の規定により一時停止を行わなかったときは、実施機  
関は、その事実を福山市個人情報保護審議会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕)

(保有個人情報の訂正等の義務)

第31条 実施機関は、訂正等請求を受けたときは、当該訂正等請求について調査し、当該  
訂正等請求に理由があると認めるときは、実施機関等における個人情報の適正な取扱い  
を確保するために必要な範囲で、当該訂正等請求に係る保有個人情報の訂正若しくは削  
除又は利用若しくは提供の中止(以下「訂正等」という。)を行わなければならない。  
ただし、訂正等請求に応じることにより、不開示情報を開示することとなるときは、実  
施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該訂正等請求を拒むことが  
できる。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号〕)

(市の指定管理業務に係る訂正等の指示)

第31条の2 市の指定管理者の保有個人情報に対して訂正等請求があつたときは、実施機  
関は、当該市の指定管理者に対し、当該訂正等請求のあつた保有個人情報について調査  
に応じ、又は関係資料を提出するよう求め、必要があるときは、当該保有個人情報につ  
いて訂正等を行うよう指示するものとする。

2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなけれ  
ばならない。

(追加〔平成17年条例38号〕)

(訂正等請求の手続)

第32条 訂正等請求は、訂正等請求の趣旨及び理由その他規則で定める事項を記載した書  
面を実施機関に提出して行わなければならない。

2 第17条第2項から第4項まで、第21条第2項から第4項まで、第22条第1項及び第2  
項、第23条並びに第25条の規定は、訂正等請求の手続について準用する。この場合にお  
いて、第22条第1項中「第18条第2項」とあるのは、「第31条ただし書」と読み替える  
ものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第33条 実施機関等が訂正等請求に基づく保有個人情報の訂正等(情報提供等記録にあっては、第27条の規定による請求に係る保有個人情報の訂正に限る。)を行った場合において、実施機関が必要があると認めるときは、当該実施機関は、当該保有個人情報の提供先(情報提供等記録にあっては、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者又は情報提供者(当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。))に対し、速やかにその旨を書面により通知するものとする。

(一部改正〔平成17年条例38号・27年35号・令和4年3号〕)

## 第5章 救済措置

(苦情の申出)

第34条 市民又は市内に住所を有しないが、実施機関等に個人情報が保有されている者は、自己の個人情報の取扱いについて、実施機関等が法令等に違反し、又は不当な取扱いを行っているとき、規則で定めるところにより、当該実施機関等に対し苦情の申出を行うことができる。ただし、次条第1項の審査請求ができる場合は、この限りでない。

- 2 前項の苦情の申出(以下「苦情の申出」という。)が市の指定管理者にあったときは、当該市の指定管理者は、その旨を当該市の指定管理者を指定した実施機関に報告し、その処理について当該実施機関の指示に従わなければならない。
- 3 実施機関は、苦情の申出があったとき、又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定により調査した結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。
- 5 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、福山市個人情報保護審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。
- 6 実施機関は、苦情の申出の内容が開示請求又は訂正等請求に関する決定に係るもので次条第1項の規定による審査請求を行うことができるものであるときは、前3項の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、苦情を申し出た者に対し次条第1項の規定による審査請求を行うことができる旨を通知しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕)

(審査請求)

第35条 開示請求又は訂正等請求に対する決定又はその不作為について不服があるものは、審査請求を行うことができる。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。
- 3 審査請求は、実施機関が必要と認めるときは、口頭で行うことができる。
- 4 実施機関は、審査請求があった場合は、次に掲げる場合を除き、遅滞なく福山市個人情報保護審査会に当該審査請求について諮問し、裁決を行わなければならない。
  - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の全部を開示することとする場合(当該保有個人情報の開示について反対の意見書が提出されている場合を除く。)
  - (3) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る保有個人情報の訂正等を行うこととする場合
- 5 前項の規定により諮問を行った実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問を行った旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。)

- (2) 開示請求者又は訂正等請求を行った者（これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る保有個人情報の開示について反対の意見書を提出した第三者等（当該第三者等が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 6 実施機関は、第26条第3項に規定する期間内に反対の意見書を提出した第三者等から審査請求があったときは、開示日を変更し、その旨を開示請求者に通知するものとする。
- 7 第26条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決について準用する。
- (1) 開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示する場合に限る。）に対する第三者等からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る保有個人情報を開示する旨の裁決（第三者等である参加人が当該第三者等に関する情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）
- （一部改正〔平成28年条例7号〕）

## 第6章 附属機関

（福山市個人情報保護審査会）

第36条 前条第4項の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、福山市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

- 2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。
  - 3 審査会の委員は、個人情報の保護に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
  - 4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
  - 5 審査会の委員は、再任されることができる。
- （一部改正〔平成28年条例7号〕）

（審査会の調査）

第37条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問を行った実施機関（以下「諮問実施機関」という。）に対し、審査請求のあった開示請求又は訂正等請求に対する決定に係る保有個人情報が記録された公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めすることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示請求又は訂正等請求に対する決定に係る保有個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、第1項に規定する公文書を市の指定管理者が保有しているときは、諮問実施機関に対し、当該公文書を保有する市の指定管理者に前項の規定による分類をさせ、又は資料の作成をさせて、諮問実施機関を経由して提出するよう求めることができる。
- 5 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書を提出させ、又は審査請求人等及び諮問に係る保有個人情報を保有する市の指定管理者に資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査を行うことができる。
- 6 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査が終了するまでは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 審査会は、第35条第4項の規定による諮問があったときは、その日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
- 8 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要があると認め

るときは、公開とすることができる。

(一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕)

(提出資料の閲覧等)

第38条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、前条第3項又は第5項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧及び写しの交付を拒むことができない。

2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(一部改正〔平成17年条例38号・28年7号〕)

(福山市個人情報保護審議会)

第39条 個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、福山市個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うとともに、個人情報保護制度の運営に関する重要事項について審議及び建議を行い、並びに特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号)第7条第4項に規定する特定個人情報ファイルの取扱いについて意見を述べる。

3 審議会は、9人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、苦情の申出に係る審議その他審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 第36条第3項から第5項まで並びに第37条第5項及び第6項の規定は、審議会について準用する。

(一部改正〔平成17年条例38号・26年102号〕)

第7章 ネットワークに係る個人情報の取扱い

(ネットワークによる個人情報の送受信に関する措置)

第40条 市長は、ネットワーク(法令等の規定に基づき、市が管理する電子計算機と国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人その他の関係機関(以下「関係機関等」という。)が管理する電子計算機との間を結ぶ情報通信ネットワークをいう。以下この条において同じ。)を通じての保有個人情報の送信(以下「ネットワーク送信」という。)を行う場合、又はネットワークを通じての関係機関等の保有する個人情報の受信(以下「ネットワーク受信」という。)を行う場合には、その適正な運用を図るとともに、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(一部改正〔平成16年条例2号〕)

(関係機関等への調査の要請)

第41条 市長は、ネットワーク送信を行った場合において、当該保有個人情報が漏えいし、又は法令等の規定に違反して使用されていると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、関係機関等その他必要と認めるものに対し、調査及び報告を求めるものとする。

(調査及び関係機関等への報告)

第42条 市長は、ネットワーク受信を行った場合において、当該保有個人情報が漏えいし、又は法令等の規定に違反して使用されていると認めるとき、又はそのおそれがあると認めるときは、調査を行うとともに、関係機関等に対し、当該調査の結果を報告するものとする。

(保有個人情報を保護するための措置)

第43条 市長は、第41条の規定による報告又は前条の規定による調査により、基本的人権の保護のために必要があると認めるときは、保有個人情報の保護に関し、必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の措置を講ずるに当たっては、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

3 市長は、ネットワーク送信又はネットワーク受信において、基本的人権が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、必要な措置を講ずることができる。この場合において、必要な措置を講じた後、その措置の内容について審議会に報告しなければならない。

#### 第8章 雑則

##### (費用負担)

第44条 保有個人情報の開示及び訂正等に係る手数料は無料とし、保有個人情報の写しの交付に要する費用は開示請求者の負担とする。

##### (他の制度との調整)

第45条 保有個人情報（保有特定個人情報を除く。）の開示又は訂正等の手続が別に定められているときは、その定めるところによるものとする。

(一部改正〔平成27年条例35号〕)

##### (市の指定管理者の表示義務等)

第45条の2 市の指定管理者であって個人情報データベース等（個人情報保護法第16条第1項に規定する個人情報データベース等をいう。）を事業の用に供するものは、市の指定管理業務に係る保有個人情報を取り扱うに当たっては、保有個人情報についての開示請求及び訂正等請求は実施機関に対し行うことその他規則で定める事項をあらかじめ表示し、又は本人が容易に知り得よう措置を講じなければならない。

(追加〔平成17年条例38号〕、一部改正〔令和3年条例6号・4年3号〕)

##### (民間事業者への調査、指導等)

第46条 市長は、民間事業者がその事業活動の実施に当たって、個人情報に係る基本的人権を侵害する行為を行うおそれがあると認めるときは、当該民間事業者に対し、関係資料の提出を求め、又はその職員をして質問その他の調査を行わせることについて協力を要請することができる。

2 市長は、民間事業者がその事業活動の実施に当たって、個人情報に係る基本的人権を侵害する行為を行っているとき、当該民間事業者に対し、当該行為の是正又は中止を指導し、これに従わないときは、是正又は中止の勧告を行うことができる。

3 市長は、民間事業者が第1項に規定する協力要請を拒んだとき、又は前項に規定する勧告に従わないときは、審議会の意見を聴いてその事実を公表することができる。

##### (出資法人の責務)

第47条 市が出資している法人で規則で定めるものは、個人情報の保護に関し、実施機関に準じた措置を講じなければならない。

##### (公共的団体等への要請)

第48条 市長は、市が出資している法人（前条に規定する法人を除く。）又は事業運営費を助成している公共的団体等に対して、この条例の趣旨に基づき個人情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう、必要に応じて要請するものとする。

##### (国等への要請)

第49条 市長は、個人情報の保護を図るため必要があると認めるときは、国等に対して、個人情報の保護に関し適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

##### (市長の調整)

第50条 市長は、この条例による個人情報保護制度の運営に関し、市長以外の実施機関等に対し、報告を求めるとともに、助言を行うことができる。

(一部改正〔平成17年条例38号〕)

##### (運営状況の公表)

第51条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による個人情報保護制度の運営状況について公表しなければならない。

##### (委任)

第52条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 罰則

第53条 実施機関の職員若しくは職員であった者、市の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者又は第13条第1項の受託業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された保有個人情報を含む情報の集合物であって特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

第54条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第55条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 市の指定管理業務に従事する職員が、専らその業務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

（全部改正〔平成28年条例7号〕、一部改正〔平成29年条例27号〕）

第56条 法人（法人でない市の指定管理者で代表者又は管理者の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第53条又は第54条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

（一部改正〔平成17年条例38号〕）

第57条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成15年8月25日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にされた改正前の福山市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第16条から第19条までの規定による個人情報の開示、訂正、削除及び中止の請求に係る諾否の決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。

3 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりされた処分、手続その他の行為（旧条例附則第4項の規定により旧条例の規定によりされたものとみなされる新市町個人情報保護条例（平成11年新市町条例第1号。以下「新市町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為を含む。）は、改正後の福山市個人情報保護条例（以下「新条例」という。）の規定によりされたものとみなす。

4 旧条例第26条第1項の規定により設置された福山市個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）は、新条例第36条第1項の規定により設置された審査会となり、旧条例第27条第1項の規定により設置された福山市個人情報保護審議会（以下「旧審議会」という。）は、新条例第39条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

5 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にそれぞれ新条例第36条第3項又は新条例第39条第5項において準用する新条例第36条第3項の規定により審査会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第26条第

- 4 項（旧条例第27条第5項において準用する場合を含む。）の規定による審査会又は審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 6 平成15年2月3日（以下この項及び附則第10項において「編入日」という。）前に内海町又は新市町の職員であって、編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの（以下「旧町職員」という。）に対する第12条の規定の適用については、旧町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（一部改正〔平成16年条例46号〕）
- 7 新市町条例第4条、第29条第9項若しくは第30条第8項に規定する者でその職を退いたもの又は新市町条例第9条第3項に規定する者で当該業務が終了したのものに対しては、これらの規定は、この条例の施行の日以後も、なお効力を有する。
- 8 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 9 この条例の施行の日以後にした附則第7項の規定によりなお効力を有するとされる新市町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項又は第30条第8項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、新市町条例の例による。
- 10 旧町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（沼隈町の編入に伴う経過措置）
- 11 沼隈町の編入の日（次項から附則第16項までにおいて「編入日」という。）の前日において沼隈町が保有する個人情報は、この条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 12 編入日の前日までに沼隈町電子計算組織に係る個人情報の保護に関する条例（平成3年沼隈町条例第456号）第9条の規定によりされた申請及び同条例第13条の規定によりされた苦情の申出については、同条例の例による。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 13 沼隈町の編入により実施機関が保有することとなる個人情報に係る第3章に規定する手続は、同章の規定にかかわらず、市長が別に定める日までにこれを行うものとする。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 14 編入日前に沼隈町の職員であって編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの（以下「旧沼隈町職員」という。）に対する第12条の規定の適用については、旧沼隈町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報は、同条に規定するその職務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 15 編入日前に沼隈町から委託を受けた個人情報の処理に関する業務に従事していた者であって編入日以後引き続き実施機関から委託される業務に従事するもの（以下「旧沼隈町の受託業務従事者」という。）に対する第13条第2項の規定の適用については、旧沼隈町の受託業務従事者が編入日前にその業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）
- 16 旧沼隈町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧沼隈町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（追加〔平成16年条例46号〕）  
（神辺町の編入に伴う経過措置）
- 17 附則第21項を除くほか、神辺町の編入の日（次項から附則第24項までにおいて「編入日」という。）の前日までに神辺町個人情報保護条例（平成13年神辺町条例第1号。以下「神辺町条例」という。）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条



例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。

(追加〔平成17年条例101号〕)

- 18 編入日の前日において神辺町が保有する個人情報、この条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 19 編入日前に神辺町の職員であって編入日以後引き続き実施機関の職員となったもの(以下「旧神辺町職員」という。)に対する第12条の規定の適用については、旧神辺町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報は、同条に規定するその職務に関して知り得た個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 20 編入日前に神辺町から委託を受けた個人情報の処理に関する業務に従事していた者であって編入日以後引き続き実施機関から委託される業務に従事するもの(以下「旧神辺町の受託業務従事者」という。)に対する第13条第2項の規定の適用については、旧神辺町の受託業務従事者が編入日前にその業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 21 神辺町の編入により、実施機関が保有することとなる個人情報に係る第3章に規定する手続は、同章の規定にかかわらず、市長が別に定める日までにこれを行うものとする。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 22 神辺町条例第4条、第29条第9項若しくは第30条第8項に規定する者で編入日の前日までにその職を退いたもの又は神辺町条例第9条第3項に規定する者で編入日の前日までに受託した処理業務が終了したのものに対しては、これらの規定は、編入日以後も、なお効力を有する。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 23 編入日の前日までにした神辺町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項若しくは第30条第8項の規定に違反する行為又は編入日以後にした前項の規定によりなお効力を有するものとされる神辺町条例第4条、第9条第3項、第29条第9項若しくは第30条第8項の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、神辺町条例の例による。  
(追加〔平成17年条例101号〕)
- 24 旧神辺町職員に対する第53条及び第54条の規定の適用については、旧神辺町職員が編入日前にその職務に関して知り得た個人情報(保有個人情報に限る。)は、保有個人情報とみなす。  
(追加〔平成17年条例101号〕)  
(地方独立行政法人の設立に伴う経過措置)
- 25 市が設立する地方独立行政法人の成立の日(以下「成立日」という。)前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、成立日以後に当該地方独立行政法人が執行することとなる事務に係るものは、成立日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。  
(追加〔令和3年条例6号〕)
- 26 この条例の規定により実施機関に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、成立日前にその手続がされていないものについては、成立日以後においては、これを、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。  
(追加〔令和3年条例6号〕)
- 附 則(平成16年3月12日条例第2号)  
この条例は、平成16年4月1日から施行する。
- 附 則(平成16年12月20日条例第46号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則（平成17年9月27日条例第38号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。  
（個人情報の収集等に関する特例）
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において改正後の第2条第5項に規定する市の指定管理者（以下「市の指定管理者」という。）が同項に規定する市の指定管理業務（以下「市の指定管理業務」という。）上保有する個人情報は、改正後の福山市個人情報保護条例の規定により収集し、又は目的外利用若しくは外部提供を行ったものとみなす。  
（継続指定管理者職員に対する個人情報の保護に関する経過措置）
- 3 施行日前に市の指定管理業務に従事していた者であって施行日以後引き続き市の指定管理業務に従事する者となったもの（以下「継続指定管理者職員」という。）に対する改正後の第12条の2第5項の規定の適用については、継続指定管理者職員が施行日前に市の指定管理業務に関して知り得た個人情報は、同項に規定するその業務に関して知り得た個人情報とみなす。  
（苦情の申出に関する経過措置）
- 4 この条例の施行前に改正前の第34条第1項の規定により行われた苦情の申出については、なお従前の例による。  
（罰則に関する経過措置）
- 5 継続指定管理者職員に対する改正後の第53条及び福山市個人情報保護条例第54条の規定の適用については、継続指定管理者職員が施行日前に市の指定管理業務に関して知り得た個人情報（保有個人情報に限る。）は、保有個人情報とみなす。  
（福山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正）
- 6 福山市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成15年条例59号）の一部を次のように改正する。  
（次のよう略）

附 則（平成17年12月20日条例第101号）

この条例は、平成18年3月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月21日条例第36号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第32号抄）

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。  
（処分等に関する経過措置）
- 第6条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道企業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道企業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 2 旧条例の規定により市長又は水道企業管理者に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。  
（罰則に関する経過措置）
- 第7条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によ

る。

附 則（平成25年12月26日条例第46号）

（施行期日）

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により病院事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

2 旧条例の規定により市長に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により病院事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成26年12月19日条例第102号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年9月18日条例第35号）

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）附則第1条第5号に規定する政令で定める日から施行する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条中福山市個人情報保護条例第55条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年9月25日条例第27号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月24日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、公布の日から施行する。

（福山市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月19日条例第32号）附則第2条の規定により、令和5年4月1日廃止。）

# 福山市情報公開条例

平成14年3月26日  
条例第2号

福山市情報公開条例（平成5年条例第1号）の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則（第1条—第4条）
- 第2章 公文書の開示（第5条—第9条）
- 第3章 公文書の開示の手続（第10条—第16条）
- 第4章 情報公開の総合的な推進（第17条—第19条）
- 第5章 救済措置（第20条・第21条）
- 第6章 附属機関（第22条—第25条）
- 第7章 雑則（第26条—第31条）

## 附則

### 第1章 総則

#### （目的）

第1条 この条例は、基本的人権の確立を基底に、市民の知る権利を具体化するため公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市が市政に関し市民に説明する責務を全うするよう努め、市民と市政の信頼関係を増進し、もって地方自治の本旨に即した市民自治の推進及び市民生活の利便性の向上に資することを目的とする。

#### （定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、病院事業管理者及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「指定管理者」とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

3 この条例において「指定管理業務」とは、指定管理者が行う公の施設の管理に関する業務をいう。

4 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上又は市の指定管理者（市が指定した指定管理者をいう。以下同じ。）の職員が市の指定管理業務（市の指定管理者が行う市の公の施設の管理に関する業務をいう。以下同じ。）に係る職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び磁気ディスク、磁気テープその他の電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員又は当該市の指定管理業務を行う職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関又は当該市の指定管理者が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

(1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

(2) 図書館、博物館その他これらに類する施設において、市民の利用に供することを目的として作成又は収集をし、管理をしているもの

5 この条例において「公文書の開示」とは、この条例の規定に基づき、公文書を閲覧若しくは視聴に供し、又は公文書の写しを交付することをいう。

（一部改正〔平成17年条例37号・23年32号・25年46号・令和3年6号〕）

#### （実施機関の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、公文書の開示を請求する市民の権利が十分に尊重されるようこの条例を解釈し、及び運用しなければならない。

- 2 個人に関する情報については、個人の尊厳を守るため、当該情報をみだりに公にすることのないよう最大限の配慮をしなければならない。
- 3 実施機関は、公文書の適正な管理に努めるとともに、公文書の開示の手続その他この条例に基づく事務の執行に当たっては、迅速、的確かつ公正に行うよう努めなければならない。

(市の指定管理者の責務)

第3条の2 前条の規定は、市の指定管理者について準用する。

(追加〔平成17年条例37号〕)

(利用者の責務)

第4条 この条例の定めるところにより、公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、公文書の開示を受けたときは、それによって得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

## 第2章 公文書の開示

(開示請求権)

第5条 何人も、実施機関に対して公文書の開示を請求することができる。

(全部改正〔平成29年条例4号〕)

(公文書の開示義務)

第6条 実施機関は、前条の規定による公文書の開示の請求（以下「開示請求」という。）があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求をしたもの（以下「開示請求者」という。）に対し、当該公文書を開示しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の定めるところ又は実施機関若しくは市の指定管理者が法律上若しくは広島県の条例上従う義務を有する国若しくは広島県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報
- (2) 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。
  - ア 法令等の規定により、何人でも閲覧することができる情報
  - イ 公表することを目的として作成し、又は取得した情報
  - ウ 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに相当する行為に際して実施機関又は市の指定管理者が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの
  - エ 公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び指定管理者の役員及び職員をいう。）の職務（指定管理者にあつては、指定管理業務に係る職務に限る。）の遂行に係る当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る情報
- (3) 法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報（指定管理業務に関する情報を除く。）又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の利益又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公にすることにより、人の生命、健康、生活、財産若しくは社会的な地位の保護、

犯罪の予防、犯罪の捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障が生ずるおそれ又は社会的差別を助長するおそれがある情報

(5) 市並びに国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人、指定管理者及びこれらに準ずる団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市又は国等が行う事務又は事業に関する情報（指定管理者にあっては、指定管理業務に関する情報に限る。）であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、徴税等の計画若しくは実施又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉、争訟の方針又は実施に係る事務に関し、市又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市又は国等が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

カ 大学の管理又は運営に係る事務に関し、大学の教育又は研究の自由が損なわれるおそれ

(7) 市、国等（指定管理者を除く。）及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関又は市の指定管理者の要請（市の指定管理者にあっては、市の指定管理業務に係るものに限る。）を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報（指定管理者が提供する場合にあっては、指定管理業務に関する情報を除く。）であって、第三者において通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうことになると認められるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるものを除く。

2 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。

（一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・19年36号・令和3年6号〕）

（公文書の部分開示）

第7条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報とそれ以外の情報とを容易に、かつ、当該開示請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分離できるときは、当該不開示情報の部分を除いて、公文書を開示しなければならない。

2 開示請求に係る公文書に前条第1項第2号の情報（特定の個人を識別することができるものに限る。）が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

（公益上の理由による公文書の裁量的開示）

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第6条第1項第1号に該当す

る情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

#### 第9条 削除

(削除〔平成29年条例4号〕)

#### 第3章 公文書の開示の手続

(開示請求の方法)

第10条 開示請求は、実施機関(市の指定管理者が保有する公文書の開示請求は、当該市の指定管理者を指定した実施機関)に対して、規則で定める事項を記載した請求書(以下「開示請求書」という。)を提出してしなければならない。

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

3 実施機関は、前項に定める期間を経過しても開示請求者が補正に応じないときは、当該開示請求を拒むことができる。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(開示請求に対する決定等)

第11条 実施機関は、開示請求書の提出があったときは、提出があった日の翌日から起算して15日以内に、当該開示請求に係る公文書の開示の諾否の決定(第6条第2項の規定により開示請求を拒むとき及び開示請求に係る公文書が不存在であるときを含む。以下「開示決定等」という。)をしなければならない。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した期間は、算入しない。

2 実施機関は、開示決定等をしたときは、開示請求者に対し、速やかに当該開示決定等の内容を書面により通知しなければならない。ただし、開示請求書の提出後直ちに開示請求に係る公文書を開示するときは、この限りでない。

3 実施機関は、開示決定等の内容が、開示請求に係る公文書の全部又は一部の開示を拒むものである場合において、当該開示を拒む理由がなくなる期日又は条件をあらかじめ明示することができるときは、その期日又は条件を明らかにしなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第12条 実施機関は、やむを得ない理由により前条第1項に定める期間内に開示決定等を行うことができないときは、開示請求書の提出があった日の翌日から起算して30日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、速やかに延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

2 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日の翌日から起算して30日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがあるときは、前条第1項及び前項の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、前条第1項に定める期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この項を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等をする期限

3 前条第1項ただし書の規定は、第1項前段及び前項前段の場合に準用する。

(第三者等保護に関する手続)

第13条 実施機関は、開示請求に係る公文書に市以外のものに関する情報又は第三者が提供した第6条第1項第7号の情報が含まれる場合において、開示決定等をするに当たり必要があると認めるときは、当該市以外のもの又は当該第三者(以下「第三者等」という。)に対し、開示請求に係る公文書の表示その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者等が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、直ちに当該第三者等に対し、当該決定の内容及び理由並びに開示を実施する日（以下「開示日」という。）を書面により通知しなければならない。

（事案の移送手続）

第14条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、開示決定等を行うものとする。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

（指定管理業務に係る開示請求に関する指示）

第14条の2 実施機関は、開示請求に係る公文書を市の指定管理者が保有するときは、当該公文書を保有する市の指定管理者に対し、当該公文書の提出その他の公文書の開示に必要な手続を指示するものとする。

2 市の指定管理者は、前項の規定による指示を受けたときは、当該指示に従わなければならない。

（追加〔平成17年条例37号〕）

（公文書の開示の方法）

第15条 公文書の開示は、実施機関が第11条第2項の書面により指定する日時及び場所において行う。ただし、同項ただし書に該当する場合は、この限りでない。

2 閲覧又は視聴の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、公文書が汚損し、又は破損するおそれがあるときその他相当の理由があると認めるときは、当該公文書の写しによってこれを行うことができる。

3 実施機関は、第13条第2項に規定する反対の意思を表示した意見書（以下「反対の意見書」という。）が提出された場合において、公文書の全部又は一部を開示する旨の決定をしたときは、開示日までに当該決定の日の翌日から起算して少なくとも2週間を置かなければならない。

（費用負担）

第16条 公文書の閲覧又は視聴に係る手数料は無料とし、公文書の写しに要する費用は開示請求者の負担とする。

第4章 情報公開の総合的な推進

（情報公開の総合的な推進に関する市の責務）

第17条 市は、その保有する情報（市の指定管理者が保有する市の指定管理業務に関する情報を含む。）を積極的に市民の利用に供するため、この条例の規定による公文書の開示を行うほか、情報提供施策及び情報公表施策の整備拡充を図ることにより、情報公開の総合的な推進に努めなければならない。

2 市は、情報収集機能及び情報提供機能の強化並びにこれらの機能の有機的連携の確保並びに実施機関相互間における情報の有効活用を図るため、総合的な情報管理体制の整備に努めるものとする。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（情報提供施策の整備拡充）

第18条 実施機関は、効果的な情報提供を実施するため、広聴機能等情報収集機能を強化し、市民が必要とする情報を的確に把握するよう努めるとともに、市政に関する正確で分かりやすい情報を市民が迅速かつ容易に得られるよう、情報提供施策の整備拡充に努めるものとする。



(情報公表制度の整備拡充)

第19条 実施機関は、法令等により義務付けられた情報の公表制度のほか、市民に必要な市政に関する情報の公表制度の整備拡充に努めるものとする。

#### 第5章 救済措置

(苦情の申出)

第20条 この条例の運用に関して実施機関又は市の指定管理者が行う措置（開示決定等を除く。）について不服があるものは、当該実施機関又は当該市の指定管理者若しくは当該市の指定管理者を指定した実施機関に対し苦情の申出をすることができる。

- 2 前項の苦情の申出（以下「苦情の申出」という。）が市の指定管理者にあったときは、当該市の指定管理者は、その旨を当該市の指定管理者を指定した実施機関に報告し、その処理について当該実施機関の指示に従わなければならない。
- 3 実施機関は、苦情の申出又は前項の規定による苦情の申出に関する報告があったときは、速やかにその内容を調査しなければならない。
- 4 実施機関は、前項の規定による調査の結果、苦情の申出に正当な理由があると認めるときは、必要な是正措置を講じなければならない。
- 5 実施機関は、苦情の申出があった場合は、前項の規定により是正措置を講ずるときを除き、福山市情報公開運営審議会の意見を聴いて、その取扱いを決定しなければならない。

(一部改正〔平成17年条例37号〕)

(審査請求)

第21条 開示決定等又はその不作為に関して不服があるものは、審査請求をすることができる。

- 2 前項の審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項ただし書の規定により、同項本文の規定は、適用しない。
- 3 審査請求は、実施機関が必要と認めるときは、口頭で行うことができる。
- 4 実施機関は、審査請求があったときは、当該審査請求が次に掲げる場合であるときを除き、遅滞なく福山市情報公開審査会に諮問し、裁決をしなければならない。
  - (1) 審査請求が不適法であり、却下する場合
  - (2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対の意見書が提出されている場合を除く。）
- 5 前項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。
  - (1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章及び次章において同じ。）
  - (2) 開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
  - (3) 当該審査請求に係る公文書の開示について反対の意見書を提出した第三者等（当該第三者等が審査請求人又は参加人である場合を除く。）
- 6 実施機関は、第15条第3項に規定する期間内に反対の意見書を提出した第三者等から審査請求があったときは、開示日を変更し、その旨を開示請求者に通知するものとする。
- 7 第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決について準用する。
  - (1) 開示決定等（開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示する場合に限る。）に対する第三者等からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
  - (2) 審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者等である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

(一部改正〔平成16年条例1号・17年37号・28年7号〕)

#### 第6章 附属機関

(福山市情報公開審査会)

第22条 前条第4項の規定による実施機関の諮問に応じて審査するため、福山市情報公開審査会(以下「審査会」という。)を置く。

- 2 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。
- 3 審査会の委員は、情報公開制度に関し優れた識見を有し、かつ、公正な判断をなし得る者のうちから市長が委嘱する。
- 4 審査会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 審査会の委員は、再任されることができる。
- 6 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

(審査会の調査)

第23条 審査会は、必要があると認めるときは、諮問をした実施機関(以下「諮問実施機関」という。)に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書の開示を求めすることはできない。

- 2 諮問実施機関は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、審査請求のあった開示決定等に係る公文書に記録されている情報の内容を審査会の指定する方法により分類し、又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 審査会は、審査請求のあった開示決定等に係る公文書を市の指定管理者が保有しているときは、諮問実施機関に対し、当該公文書を保有する市の指定管理者に前項の規定による分類をさせ、又は資料の作成をさせて、諮問実施機関を経由して提出するよう求めることができる。
- 5 審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書を提出させ、又は審査請求人等及び審査請求のあった開示決定等に係る公文書を保有する市の指定管理者に資料の提出を求め、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。
- 6 審査会は、審査請求人等から申出があったときは、審査が終了するまでは、当該審査請求人等に、口頭で意見を述べる機会を与え、又は意見書若しくは資料を提出する機会を与えなければならない。
- 7 審査会は、第21条第4項の規定による諮問があったときは、その日から起算して90日以内に答申するよう努めなければならない。
- 8 審査会の会議は、原則として非公開とする。ただし、審査会が特に必要と認めるときは、公開とすることができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

(提出資料の閲覧等)

第24条 審査請求人及び参加人は、諮問実施機関に対し、前条第3項又は第5項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧又は写しの交付を求めることができる。この場合において、諮問実施機関は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧及び写しの交付を拒むことができない。

- 2 諮問実施機関は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、その日時及び場所を指定することができる。

(一部改正〔平成17年条例37号・28年7号〕)

(福山市情報公開運営審議会)

第25条 この条例による情報公開制度の適正かつ円滑な運営を推進するため、福山市情報公開運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、この条例によりその権限に属させられた事項を行うとともに、情報公開制度の運営に関する重要事項について審議及び建議を行う。

3 審議会は、9人以内の委員をもって組織する。

4 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、苦情の申出に係る審議その他審議会が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 第22条第3項から第6項まで並びに第23条第5項及び第6項の規定は、審議会について準用する。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

#### 第7章 雑則

（他の制度との調整）

第26条 公文書の閲覧若しくは縦覧又は公文書の謄本、抄本等の交付の手続が別に定められている場合（その期間が定められている場合にあつては、その期間内に限る。）は、その定めるところによるものとする。

（公共的団体等への要請）

第27条 市長は、市が出資している法人で規則で定めるものに対し、この条例に基づく市の施策に準じた措置を講ずるよう協力を要請するものとする。

（市長の調整）

第28条 市長は、この条例による情報公開制度の運営に関し、市長以外の実施機関及び市の指定管理者に対し報告を求めるとともに、助言をすることができる。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（公文書の検索資料の作成等）

第29条 実施機関及び市の指定管理者は、公文書の検索に必要な資料を作成し、一般の利用に供するものとする。

（一部改正〔平成17年条例37号〕）

（運営状況の公表）

第30条 市長は、規則で定めるところにより、この条例による情報公開制度の運営状況について公表しなければならない。

（委任）

第31条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成14年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福山市情報公開条例（以下「新条例」という。）は、次に掲げる公文書について適用する。

(1) この条例の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書

(2) 改正前の福山市情報公開条例（以下「旧条例」という。）の施行の日以後に作成し、又は取得した公文書（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）

(3) 旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書で開示を行うための整理が完了したもの（旧条例第2条第2号に規定する公文書に限る。）

3 この条例の施行前にされた旧条例第9条の規定による公文書の閲覧等の請求（旧条例第8条の規定による公文書の閲覧等の申出を含む。）に係る諾否の決定、苦情の申出、不服申立てその他の手続については、なお従前の例による。

4 前項に規定するもののほか、この条例の施行前に旧条例の規定によりした処分、手続その他の行為は、新条例の相当の規定によりしたものとみなす。

5 旧条例第18条第1項の規定により設置された福山市情報公開審査会（以下「旧審査

- 会」という。)は、新条例第22条第1項の規定により設置された審査会となり、旧条例第19条第1項の規定により設置された福山市情報公開運営審議会(以下「旧審議会」という。)は、新条例第25条第1項の規定により設置された審議会となり、同一性をもって存続するものとする。
- 6 この条例の施行の際現に旧審査会及び旧審議会の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日にそれぞれ新条例第22条第3項又は新条例第25条第5項において準用する新条例第22条第3項の規定により審査会又は審議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、旧条例第18条第4項(旧条例第19条第5項において準用する場合を含む。)の規定による審査会又は審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。
- 7 この条例の施行前に旧審査会又は旧審議会の委員であった者については、この条例の施行の日に新条例第22条第1項の規定により設置された審査会又は新条例第25条第1項の規定により設置された審議会の委員を退いた者とみなして、新条例第22条第6項(新条例第25条第5項において準用する場合を含む。)の規定を適用する。
- 8 旧条例第6条第6号に規定する情報であって、この条例の施行前に開催された当該合議制機関等の会議に係るものが記録されている公文書の開示については、なお従前の例による。
- 9 実施機関は、前項に規定する情報が記録されている公文書について、可能な限り情報の公開を行うため、適切な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 10 旧条例の施行前に作成し、又は取得した公文書であって、旧条例に基づき、閲覧等を行うための整理が完了したもの以外のものについて開示の申出があった場合においては、これに応ずるよう努めるものとする。  
(一部改正〔平成29年条例4号〕)  
(内海町及び新市町の編入に伴う経過措置)
- 11 内海町及び新市町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに内海町及び新市町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。  
(追加〔平成14年条例56号〕)
- 12 編入日以後に内海町及び新市町の区域に存する出先機関に属する職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。  
(追加〔平成14年条例56号〕)  
(沼隈町の編入に伴う経過措置)
- 13 沼隈町の編入の日の前日までに同町の職員が作成し、又は取得した公文書については、旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、この条例を適用する。  
(追加〔平成16年条例45号〕)  
(神辺町の編入に伴う経過措置)
- 14 附則第11項の規定は、神辺町の編入について準用する。この場合において、同項中「内海町及び新市町」とあるのは、「神辺町」と読み替えるものとする。  
(追加〔平成17年条例100号〕)  
(地方独立行政法人の設立に伴う経過措置)
- 15 市が設立する地方独立行政法人の成立の日(以下「成立日」という。)前にこの条例の規定により実施機関がした処分その他の行為又は実施機関に対してされた請求その他の行為で、成立日以後に当該地方独立行政法人が執行することとなる事務に係るものは、成立日以後においては、この条例の規定により当該地方独立行政法人がした処分その他の行為又は当該地方独立行政法人に対してされた請求その他の行為とみなす。  
(追加〔令和3年条例6号〕)
- 16 この条例の規定により実施機関に対して提出その他の手続をしなければならない事

項で、成立日前にその手続がされていないものについては、成立日以後においては、これを、この条例の規定により当該地方独立行政法人に対してその手続がされていないものとみなして、この条例の規定を適用する。

(追加〔令和3年条例6号〕)

附 則 (平成14年12月20日条例第56号)

この条例は、平成15年2月3日から施行する。

附 則 (平成16年3月12日条例第1号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年12月20日条例第45号)

この条例は、平成17年2月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月27日条例第37号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前に改正後の第2条第4項に規定する市の指定管理者（以下「市の指定管理者」という。）の職員が作成し、又は取得した公文書については、改正後の福山市情報公開条例附則第2項第2号に規定する旧条例の施行前に実施機関の職員が作成し、又は取得した公文書とみなして、改正後の福山市情報公開条例（以下「新条例」という。）を適用する。

3 この条例の施行後に市の指定管理者の職員が作成し、又は取得した公文書の検索に必要な資料は、新条例第29条の規定にかかわらず、市長が別に定める日までに作成するものとする。

附 則 (平成17年12月20日条例第100号)

この条例は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年9月21日条例第36号)

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月22日条例第32号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第6条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそれぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長若しくは水道企業管理者がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長若しくは水道企業管理者に対してされた申請その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により上下水道事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により上下水道事業管理者がした処分その他の行為又は上下水道事業管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

2 旧条例の規定により市長又は水道企業管理者に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により上下水道事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第7条 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年12月26日条例第46号)

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(処分等に関する経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前のそ

それぞれの条例（以下「旧条例」という。）の規定により市長がした処分その他の行為又は施行日前に旧条例の規定により市長に対してされた請求その他の行為で、この条例による改正後のそれぞれの条例（以下「新条例」という。）の規定により病院事業管理者が執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、新条例の規定により病院事業管理者がした処分その他の行為又は病院事業管理者に対してされた請求その他の行為とみなす。

- 2 旧条例の規定により市長に対して提出その他の手続をしなければならない事項で、施行日前にその手続がされていないものについては、施行日以後においては、これを、新条例の規定により病院事業管理者に対してその手続がされていないものとみなして、新条例の規定を適用する。

附 則（平成28年3月16日条例第7号抄）

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第4号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
（福山市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行前にされた第1条の規定による改正前の福山市情報公開条例第9条の規定による申出に係る公文書の開示については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月18日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

2022年度(令和4年度)  
個人情報保護制度・情報公開制度  
運 営 状 況 報 告 書

2023年(令和5年)12月発行

福山市総務局総務部情報管理課

〒720-8501

広島県福山市東桜町3番5号

TEL084-928-1138